

美^み浜^{はま}地域の緊急時対応 (全体版)

福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. ^み ^{はま} 美浜地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZの施設敷地緊急事態における対応	P.27
5. PAZの全面緊急事態における対応	P.43
6. UPZにおける対応	P.53
7. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応	P.108
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.112
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.132
10. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.143
11. 国の実動組織の支援体制	P.158

1. はじめに

この「^{みはま}美浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)^{みはま}美浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、みはま美浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
滋賀県副知事
岐阜県副知事

オブザーバー

京都府
関西広域連合
美浜町
敦賀市
若狭町
小浜市
南越前町
越前市
越前町
長浜市
高島市
揖斐川町
関西電力株式会社

※ 協議会の運営は、内閣府が行う。

※ 協議会に、構成員を補佐するため作業部会を、作業部会の下に分科会を設置。

2. ^み美^{はま}浜地域の概要

美浜発電所の概要

- 美浜発電所は、関西電力(株)が福井県三方郡美浜町に設置している原子力発電所である。
- 美浜発電所は、昭和45年11月から1号機による営業運転を開始。昭和47年7月に2号機、昭和51年12月に3号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

関西電力(株)美浜発電所について

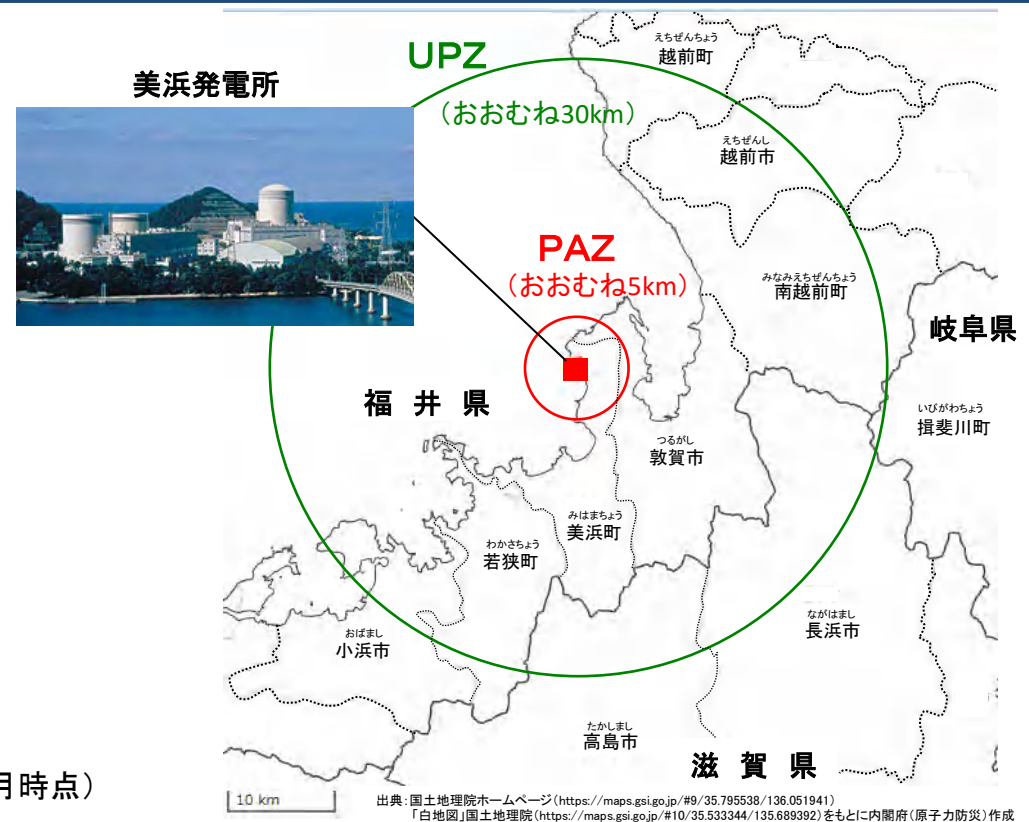
(1) 所在地
福井県三方郡美浜町丹生

(2) 概要

- 1号機：34.0万kW・PWR
- 2号機：50.0万kW・PWR
- 3号機：82.6万kW・PWR

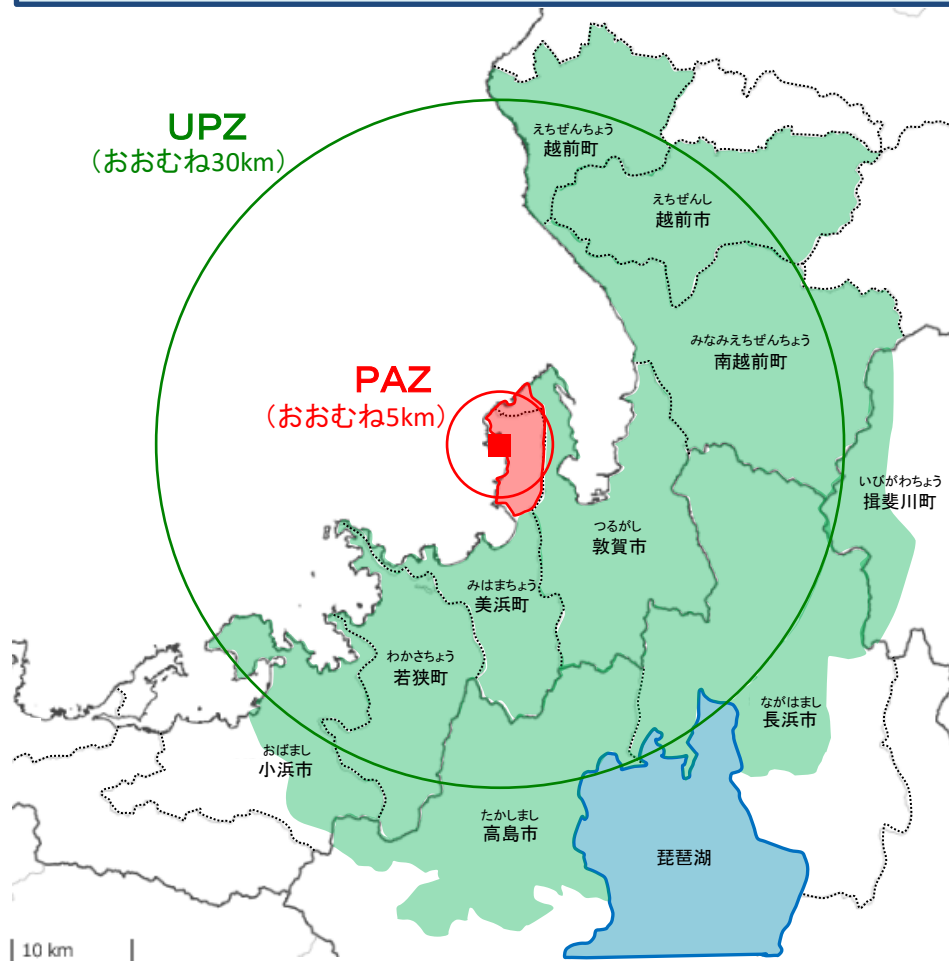
(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和8年4月時点)

- 1号機：昭和42年 8月／昭和45年11月／55年 (平成27年4月をもって廃止)
- 2号機：昭和43年12月／昭和47年 7月／53年 (平成27年4月をもって廃止)
- 3号機：昭和47年 7月／昭和51年12月／49年



原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、滋賀県地域防災計画及び岐阜県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所よりおおむね5kmを目安とするPAZ、発電所よりおおむね5～30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは福井県美浜町、敦賀市、UPZは福井県、滋賀県、岐阜県の5市5町にまたがる。



<おおむね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 752人

<おおむね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)

(滋賀県:長浜市、高島市)

(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 264,324人

人口: 令和7年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は752人、UPZ内人口は264,324人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で265,076人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		(おおむね5km圏内)		(おおむね5～30km圏内)			
福井県	みはまちよう 美浜町	693 人	310 世帯	7,934 人	3,290 世帯	8,627 人	3,600 世帯
	つるがし 敦賀市	59 人	22 世帯	61,852 人	29,222 世帯	61,911 人	29,244 世帯
	わかさちよう 若狭町			13,104 人	4,832 世帯	13,104 人	4,832 世帯
	おばまし 小浜市			23,732 人	10,608 世帯	23,732 人	10,608 世帯
	みなみえちぜんちよう 南越前町			9,380 人	3,334 世帯	9,380 人	3,334 世帯
	えちぜんし 越前市			80,264 人	32,562 世帯	80,264 人	32,562 世帯
	えちぜんちよう 越前町			19,633 人	7,273 世帯	19,633 人	7,273 世帯
小計		752 人	332 世帯	215,899 人	91,121 世帯	216,651 人	91,453 世帯
滋賀県	ながはまし 長浜市			22,746 人	9,430 世帯	22,746 人	9,430 世帯
	たかしまし 高島市			25,639 人	12,063 世帯	25,639 人	12,063 世帯
小計		—	—	48,385 人	21,493 世帯	48,385 人	21,493 世帯
岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町			40 人	25 世帯	40 人	25 世帯
小計		—	—	40 人	25 世帯	40 人	25 世帯
合 計		752 人	332 世帯	264,324 人	112,639 世帯	265,076 人	112,971 世帯

昼間流入出入口(就労者等)の状況

- 令和2年国勢調査によれば、^{みはまちょう}美浜町及び^{つるがし}敦賀市全体での他市町村からの昼間流入人口は、7,968人。
- また、令和3年経済センサスによると、108事業所、2,162人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出入口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
^{みはまちょう} 美浜町	2, 736	2, 118	618
^{つるがし} 敦賀市	5, 232	4, 687	545
合 計	7, 968	6, 805	1, 163

出典: 令和2年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

<PAZ内の就労者数>

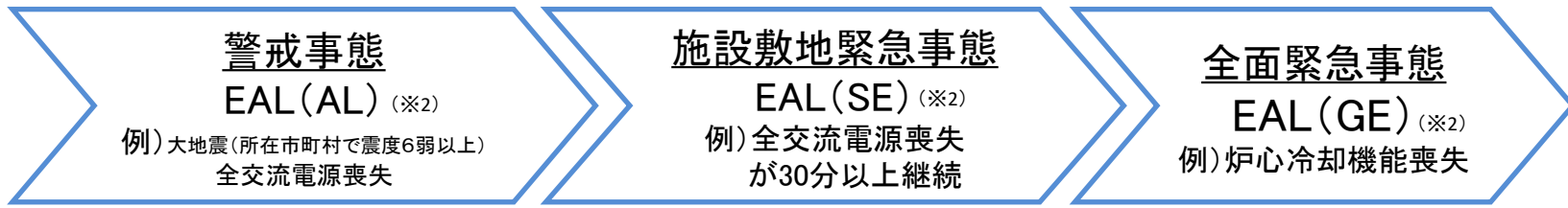
市町名	対象地区	事業所数	従業者数(人)
^{みはまちょう} 美浜町	^{にゅう} 丹生	60	1, 369
	^{たけなみ} 竹波	11	32
	^{すがはま} 菅浜	20	70
	小計	91	1, 471
^{つるがし} 敦賀市	^{しらき} 白木1丁目	14	424
	^{しらき} 白木2丁目	3	267
	小計	17	691
合 計		108	2, 162

※出典: 令和3年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ
~おおむね
5km

施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避の準備開始 (※3)

施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 (※3)

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ
おおむね
5~30km (※4)

屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外
おおむね
30km~ (※5)

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

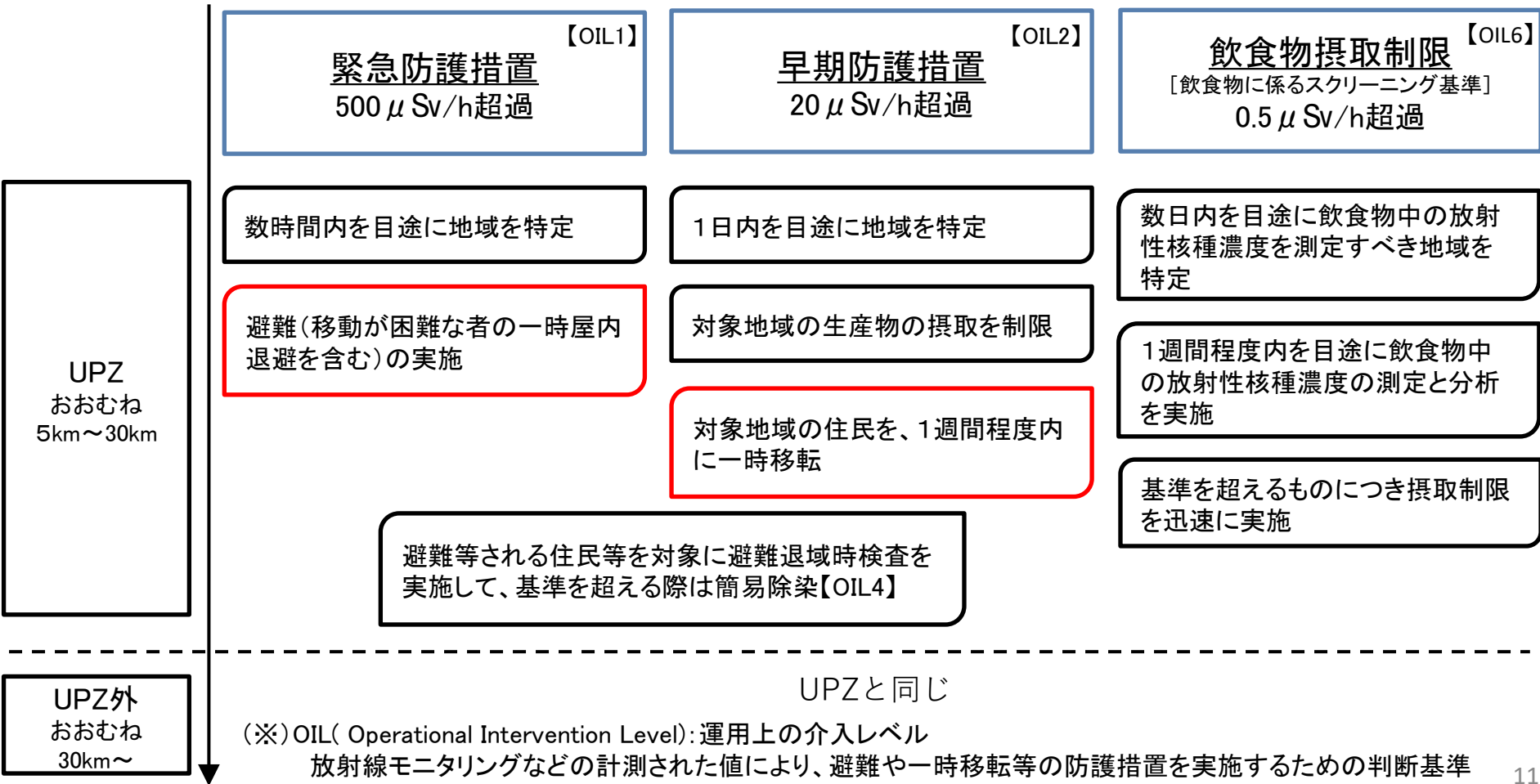
- イ 要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZにおいても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて原子力災害対策本部等を設置。
- 原子力災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

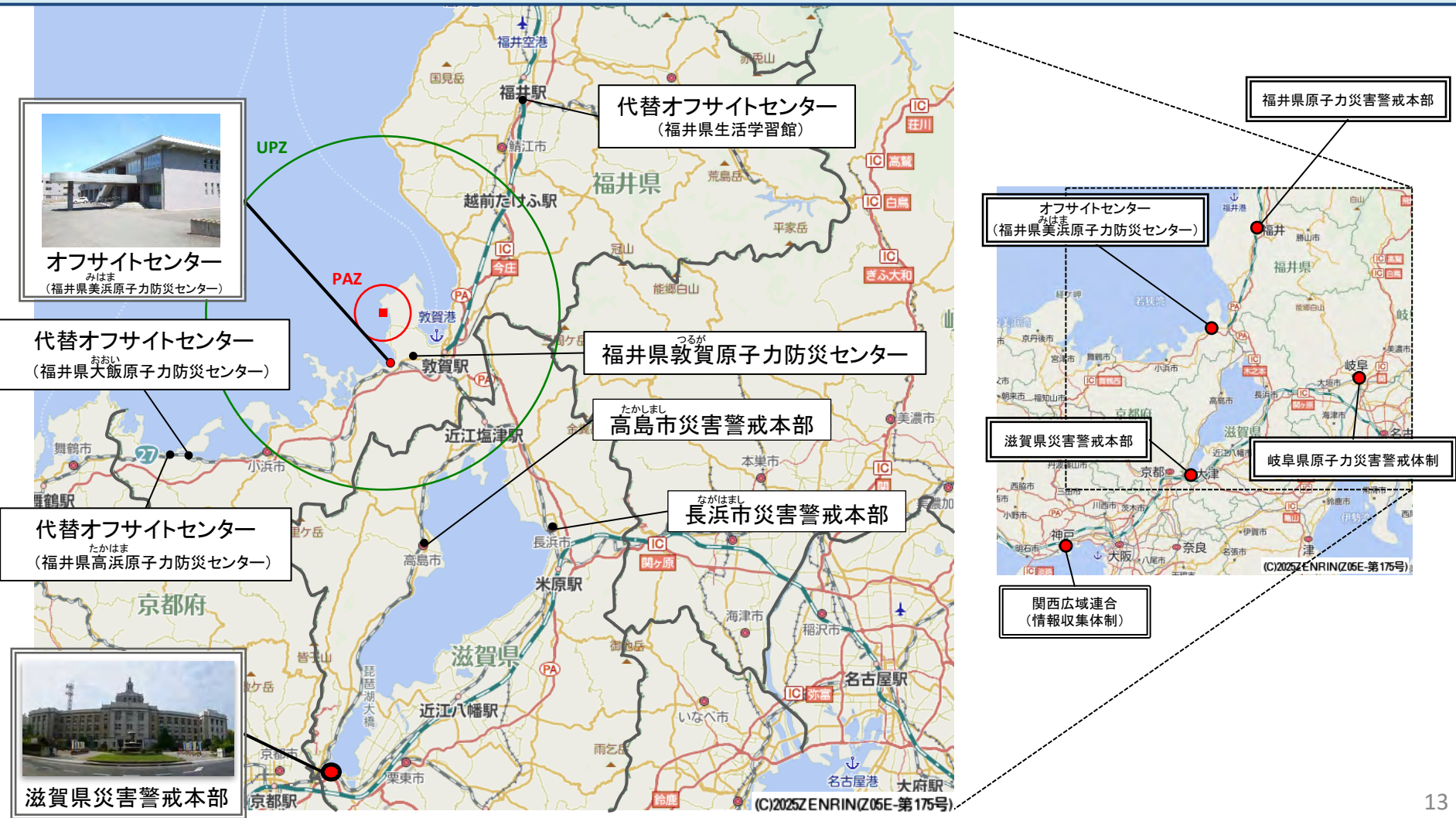
(例) 美浜^{みはま}発電所3号機二次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜^{みはま}原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

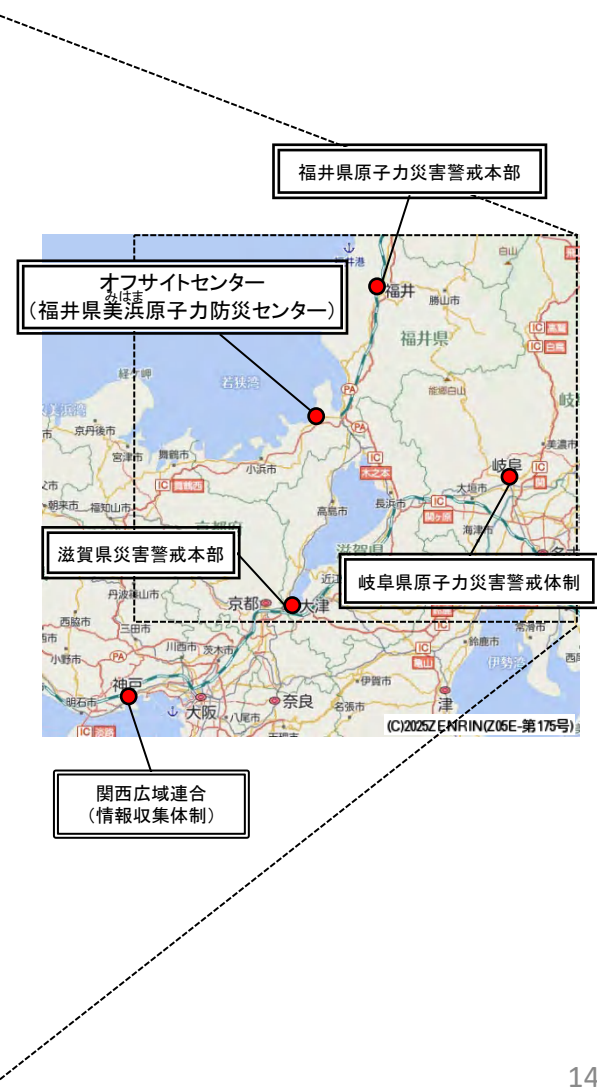
ながはまし たかしまし

- 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



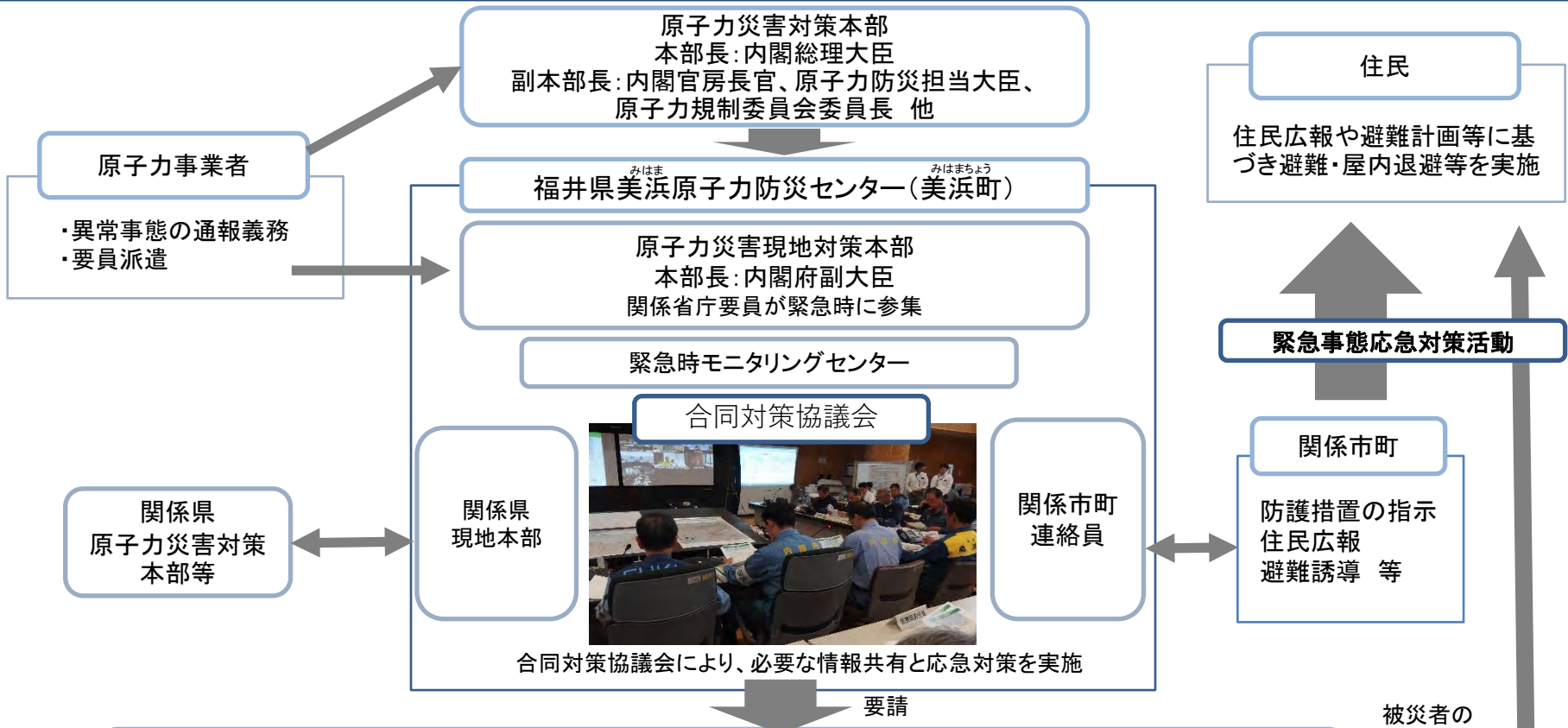
岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



国の対応体制

- 美浜町^{みはま}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県美浜原子力防災センター（オフサイトセンター：OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣するとともに緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



- 実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等）

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 福井県美浜^{みはま}原子力防災センターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

・福井県内の4か所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

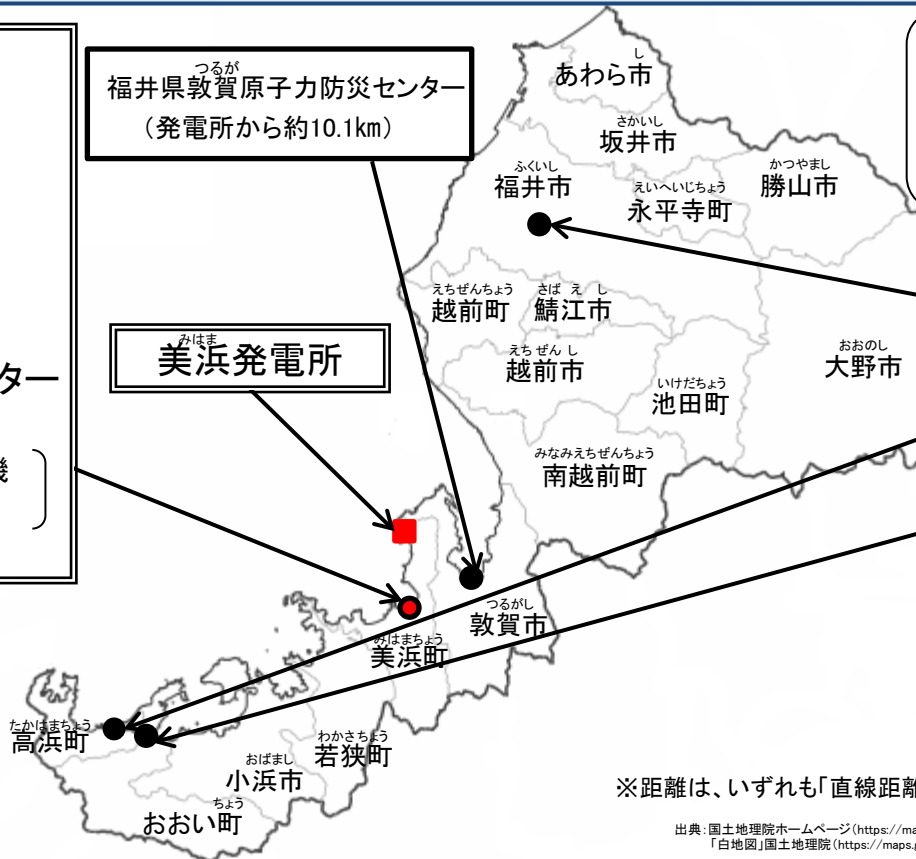
【電源対策】

・福井県内の4か所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力(株)が用意する発電機車で継続して電源を確保。

・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県美浜^{みはま}原子力防災センター
(美浜町^{みはまちょう})
〔 無停電電源装置、自家用発電機
燃料タンク(7日間分)
(発電所から約 8.9km) 〕



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。
※専用通信回線や衛星携帯電話を整備済。

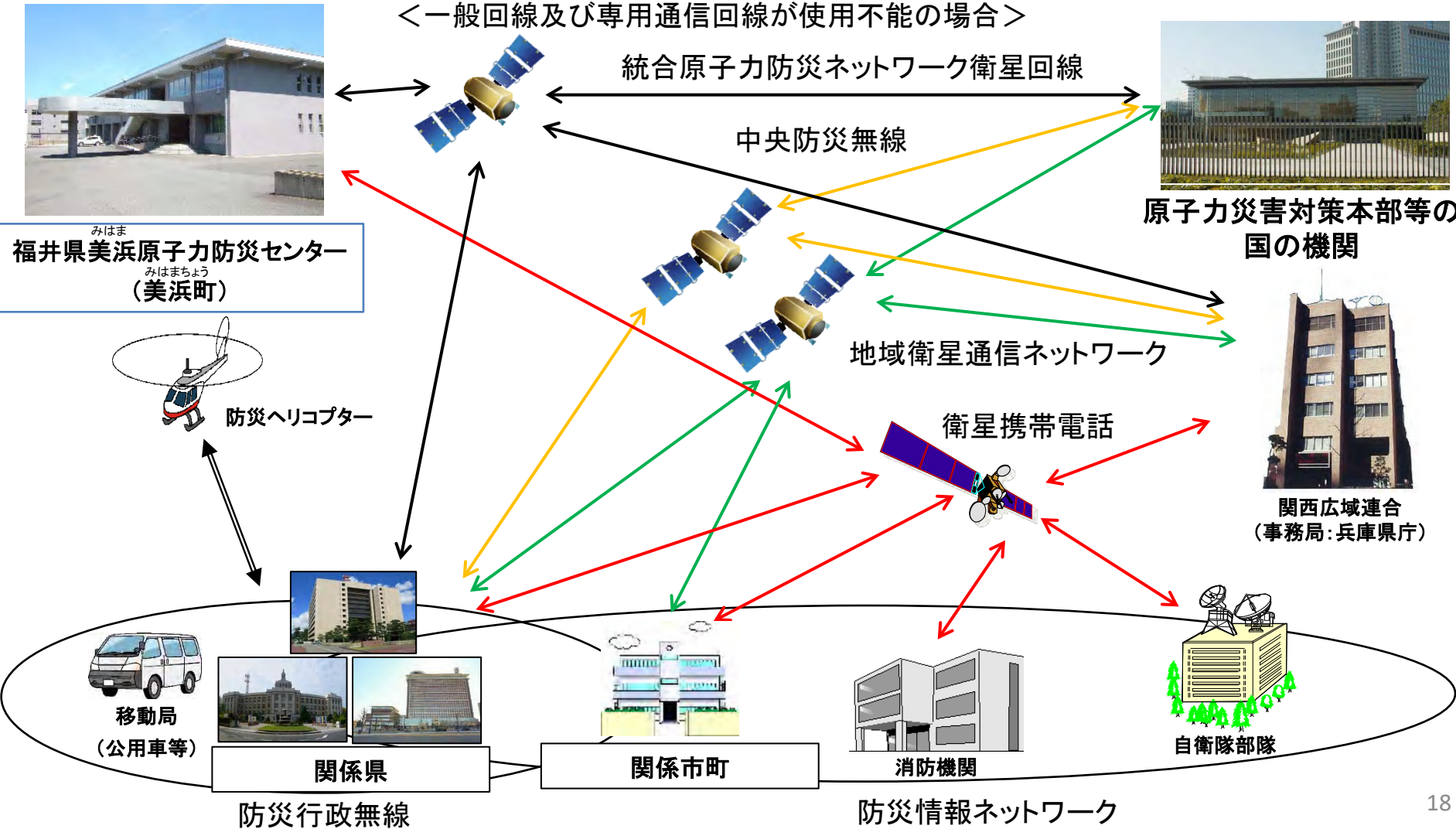
福井県美浜^{みはま}発電所の代替オフサイトセンター

- 福井県生活学習館
(発電所から約44.3km) *1
- 福井県高浜^{たかはま}原子力防災センター*2
(発電所から約44.3km)
- 福井県大飯^{おおひ}原子力防災センター*2
(発電所から約40.5km)

*1 非常用発電機を整備(3日間稼働)
*2 いずれも、福井県美浜^{みはま}原子力防災センターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



県外への避難に係る連携体制等

- 福井県及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合（事務局：兵庫県庁）及び奈良県にもTV会議システムを配備。

関西広域連合
（事務局：兵庫県庁）



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整
- ◆ 輸送手段の確保

<情報共有のイメージ>

TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討

福井県庁



滋賀県庁



- ◆ 受入調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の確保の要請

奈良県庁



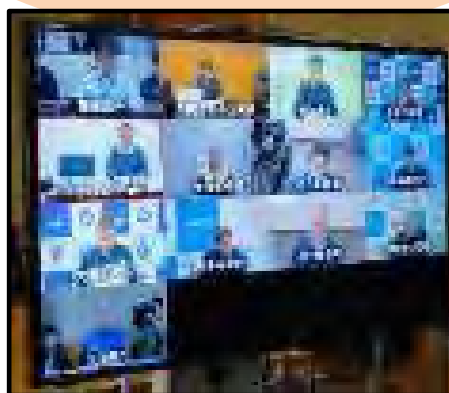
石川県庁



大阪府庁



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整



住民への情報伝達体制①

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。また、幅広い世代や外国人等に配慮し、やさしい日本語等により情報を伝達。

＜関係県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



住民への情報伝達体制②

➤ 放射線防護対策施設、一時集合場所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ピクトグラムを活用し、幅広い世代や外国人等にわかりやすく情報を伝達。

原子力防災ピクトグラム



避難指示
Evacuation



屋内退避指示
Sheltering Indoors



放射線防護対策施設
Radiation Protection Facility



一時集合場所
Evacuation Assembly Point



避難所
Evacuation Shelter



避難退域時検査会場
Radiation Survey Site

原子力防災ピクトグラムによる 住民への情報伝達



安定ヨウ素剤配布
Iodine Tablet
Distribution



避難バスのりば
Evacuation Bus Stop



※写真は令和7年度福井県原子力総合防災訓練より

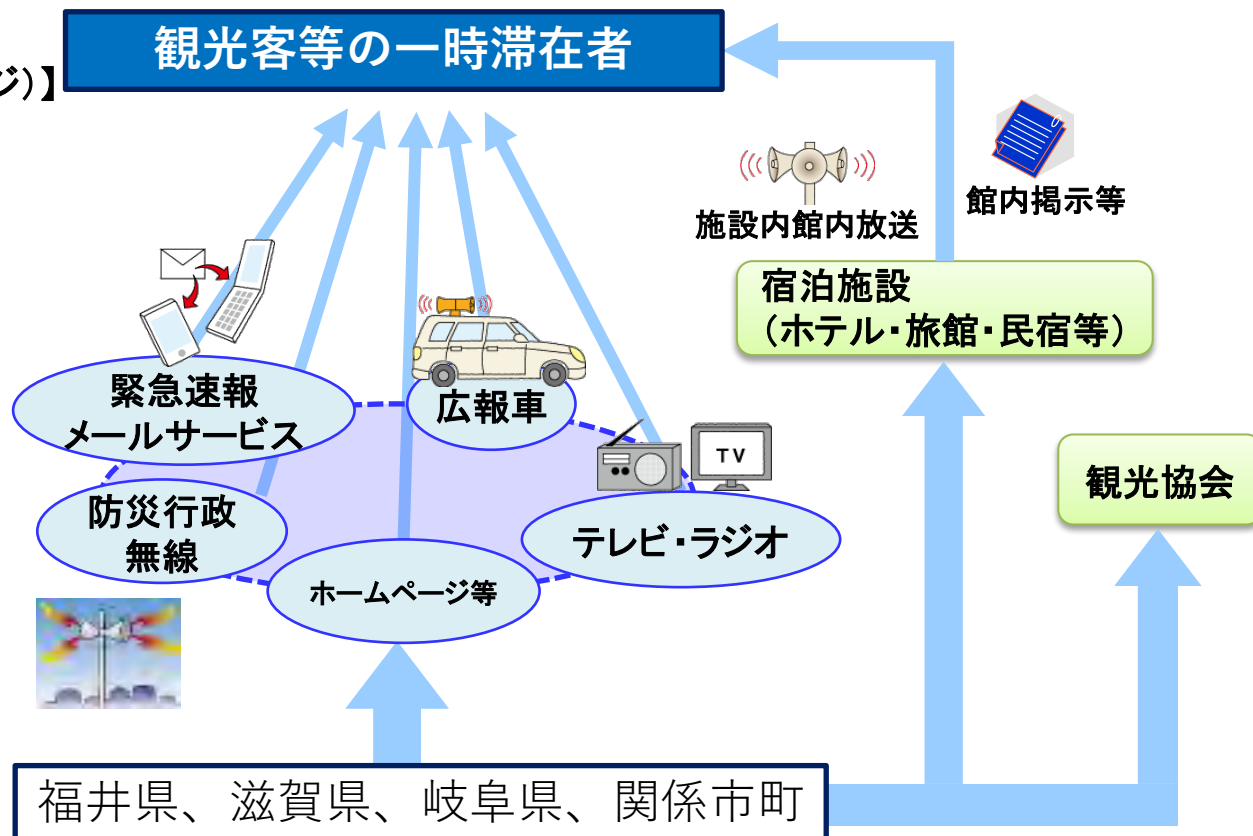
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(P20と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、
美浜発電所の安全確認を行っています。
現在、放射性物質の放出は確認されてい
ませんが、今後、避難等を行っていただ
く可能性があります。観光客等一時滞在
者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に
戻ってください。住民の皆様も、現在
のところ避難や屋内退避を行う必要は
ありません。県や市町からの情報に注
意し、落ち着いて行動してください。



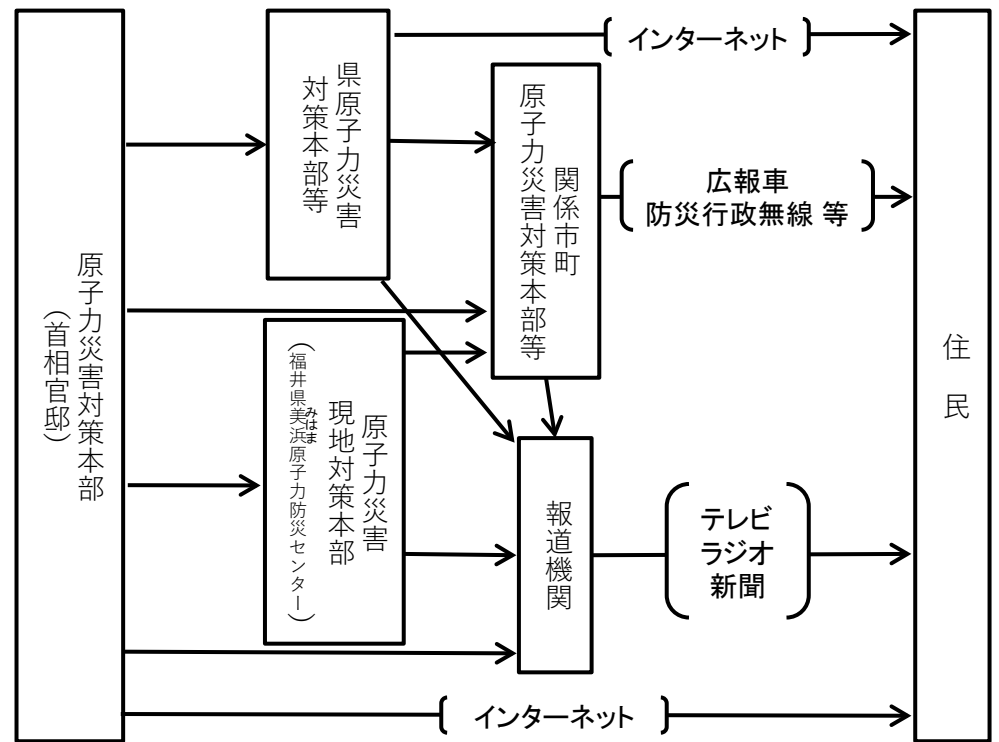
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。)において実施。
- 現地での記者会見は福井県美浜原子力防災センターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県美浜^{みはま}原子力防災センターでは、関係県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係県及び関係市町における対応

- 関係県及び関係市町は、住民等からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（関西電力(株)）における対応

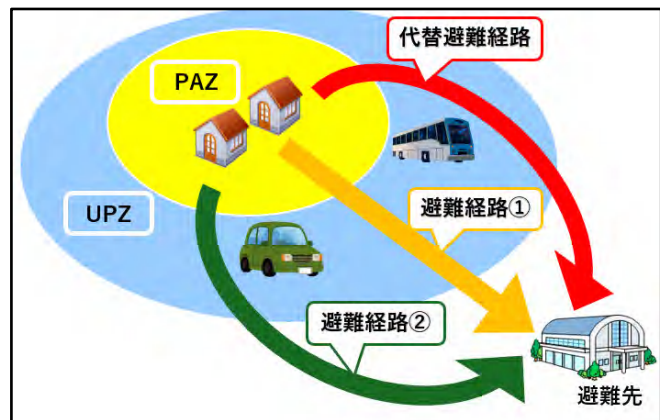
- 原子力事業者（関西電力(株)）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民等からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力(株)） |

複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。



【複数の避難経路の設定】



【実動組織による支援(海路避難・空路避難)】

複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P163参照）。

原子力災害対策本部

(対象: 原子力災害)

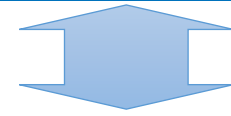
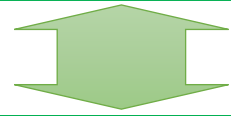
緊急(非常、特定)災害対策本部

(対象: 自然災害)

本部
会議

- 両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化



事務局
(現地組織含む)

原子力規制庁ERC等

- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

情報収集の一元化

- 相互にリエゾンの派遣
- 情報共有ネットワークの相互導入

内閣府庁舎等

- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

指示・調整の一元化

現場活動

- 両本部から実動組織等への指示・調整の一元化
- 救助・救難活動や被災者支援の一元化

実動組織等

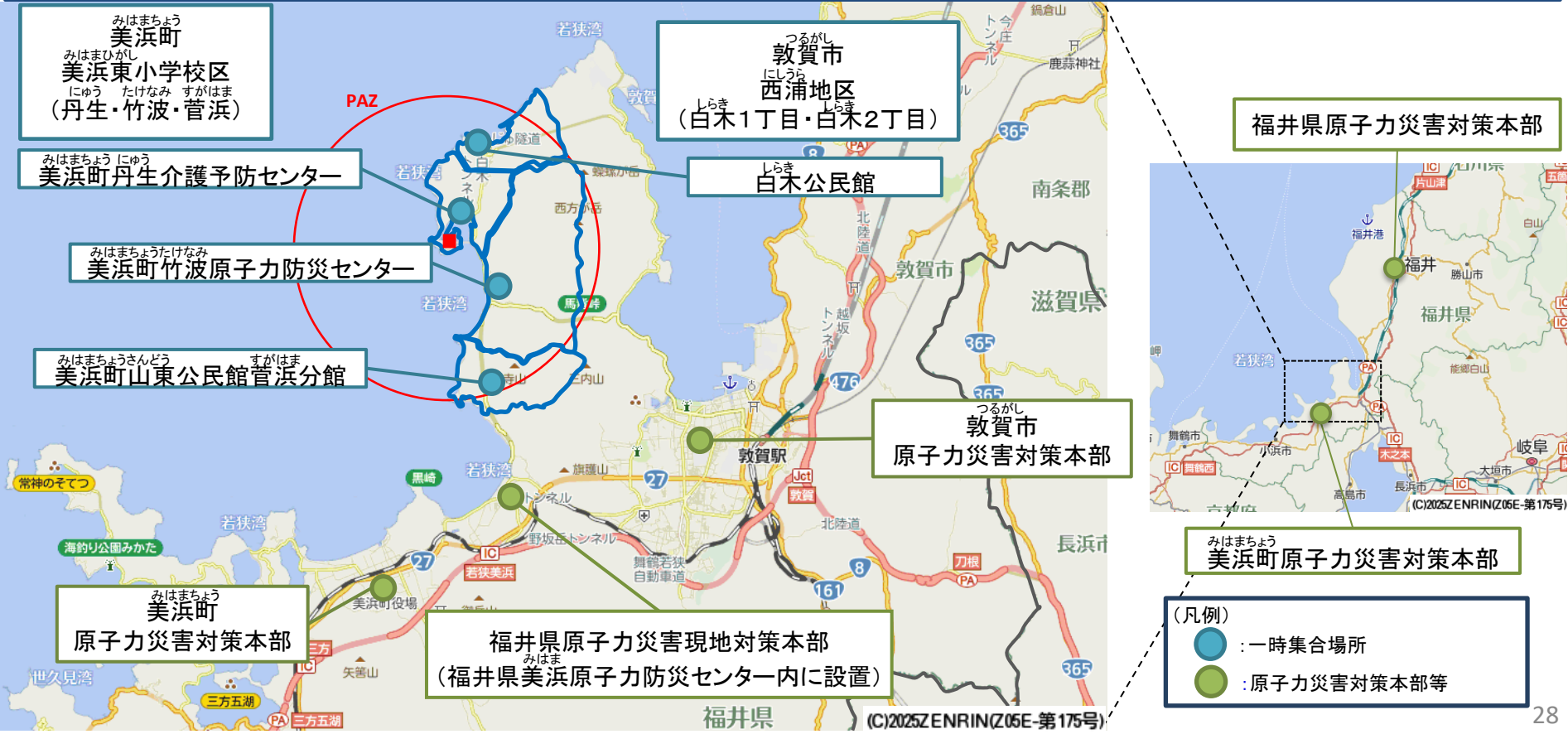
4. PAZの施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
なお、PAZに小学校・保育所等、医療機関、社会福祉施設は所在しない。
2. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

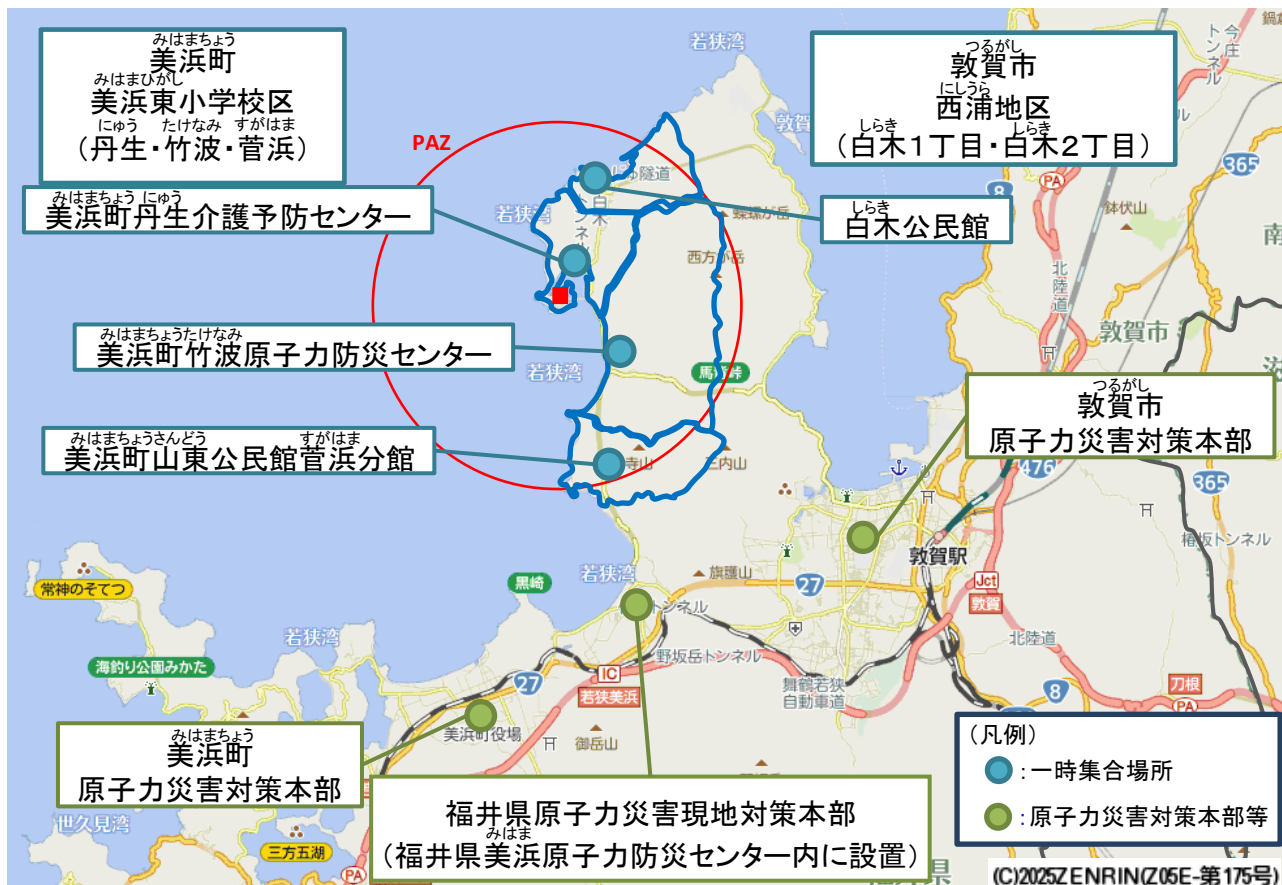
福井県、美浜町及び敦賀市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した時点で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県美浜原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に78名、原子力災害現地警戒本部に29名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 美浜町及び敦賀市は、警戒事態が発生した時点で町役場、市役所に原子力災害警戒本部を設置し、市町の全職員を参集。また、福井県美浜原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した時点で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、美浜町及び敦賀市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4か所(美浜町3か所、敦賀市1か所)開設し、美浜町及び敦賀市は各施設ごとに職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



美浜町及び敦賀市における住民への情報伝達

- 避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、衛星携帯電話等により、美浜町及び敦賀市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス、コミュニティFM放送(敦賀市に限る)及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された美浜町及び敦賀市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



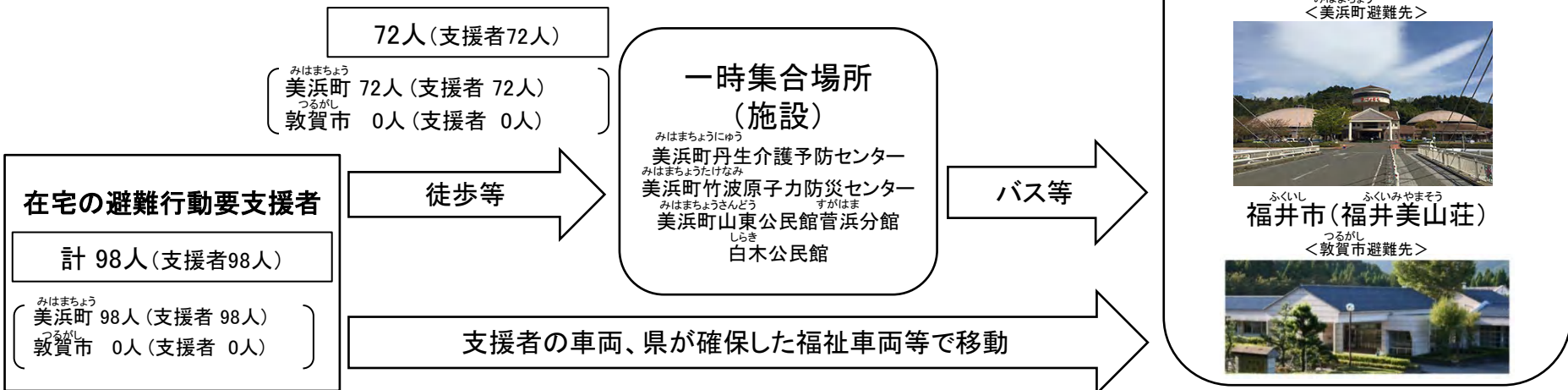
- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス、コミュニティFM放送(敦賀市に限る)等を活用し住民へ情報を伝達。
 - 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置。
 - 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施。
-

- 美浜町及び敦賀市災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、衛星携帯電話等で実施。
-

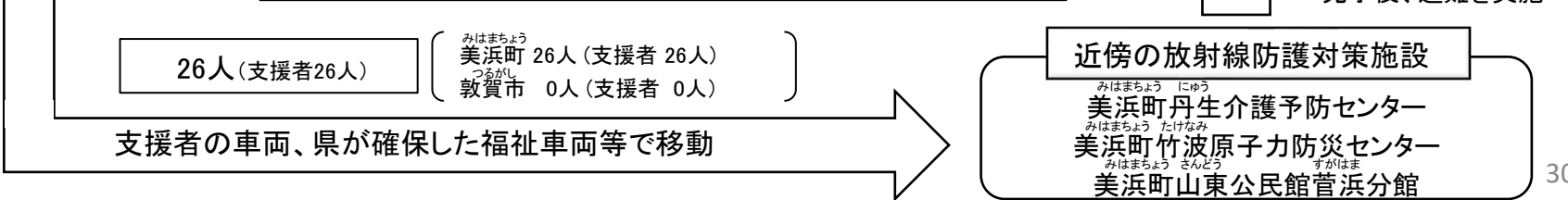
美浜町及び敦賀市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 美浜町及び敦賀市では、在宅の避難行動要支援者98人全ての者について、あらかじめ避難先を確保しており、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- 放射線防護対策施設にて屋内退避を実施している者は、輸送等の避難準備完了後、福祉車両等で避難する。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

支援者が同行することで避難可能な者



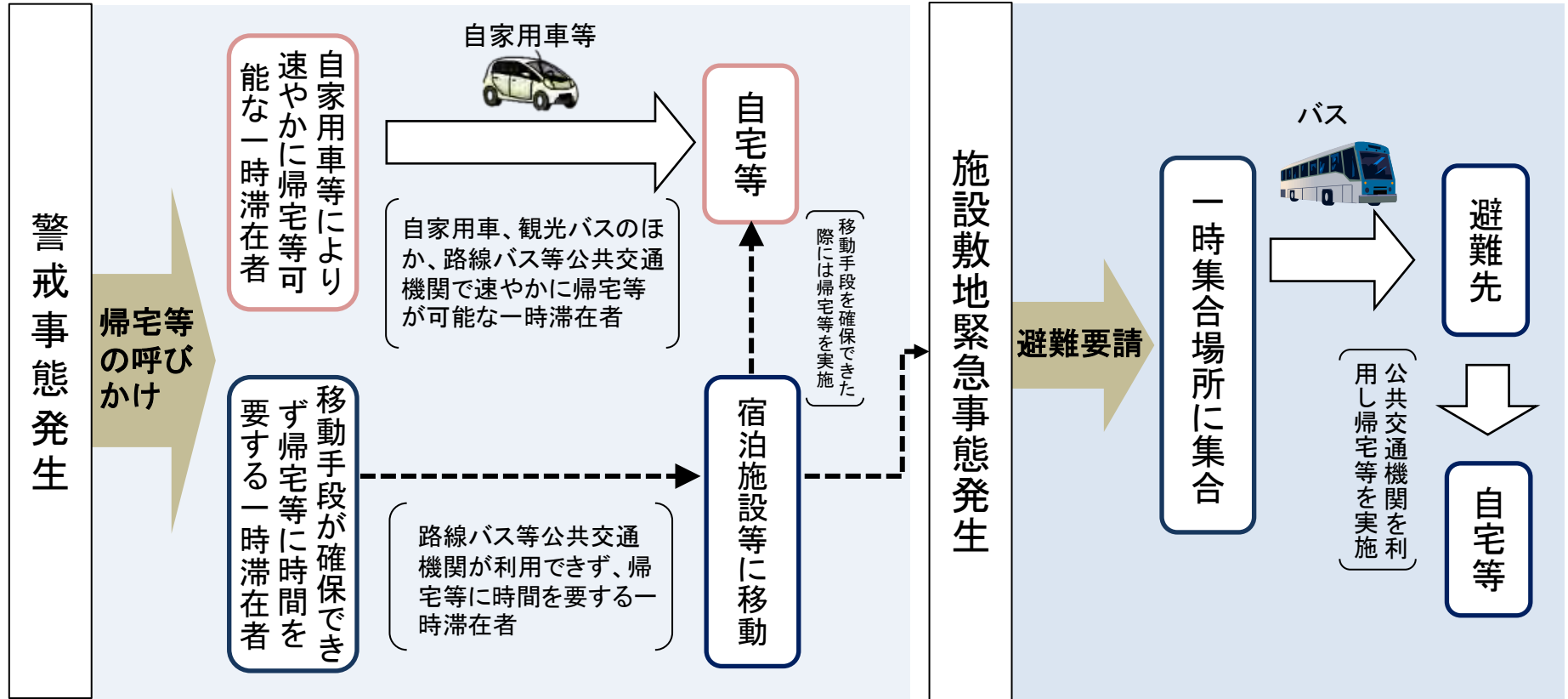
避難の実施により健康リスクが高まる者



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 福井県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

PAZ内の観光客及び民間企業の従業者数

- PAZの観光施設における日間入場見込人数は約1,400人程度、民間企業(従業者数30人以上)は14事業所(約1,700人)存在。

<PAZの観光施設の状況>

対象地区		施設	入場見込人数(人)	
みはまちょう 美浜町	にゅう 丹生地区	みはま 美浜原子力PRセンター	1,100	※1
		にゅう シーパーク丹生	63	
		エネルギー環境教育体験館きいぱす	200	
		計	1,363	※2
つるがし 敦賀市	にしゅうら 西浦地区	—	—	
		計	0	※3
		合計	1,363	※4

※1 入場ピーク時(5月)の入場者数を基に算定

※2 美浜町観光誘客課調べ

※3 敦賀市観光誘客課調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

<PAZの民間企業(従業者数30人以上)の状況>

対象地区		事業所数	従業者数(人)
みはまちょう 美浜町	にゅう 丹生地区	10	1,049
つるがし 敦賀市	にしゅうら 西浦地区	4	616
合計		14	1,665

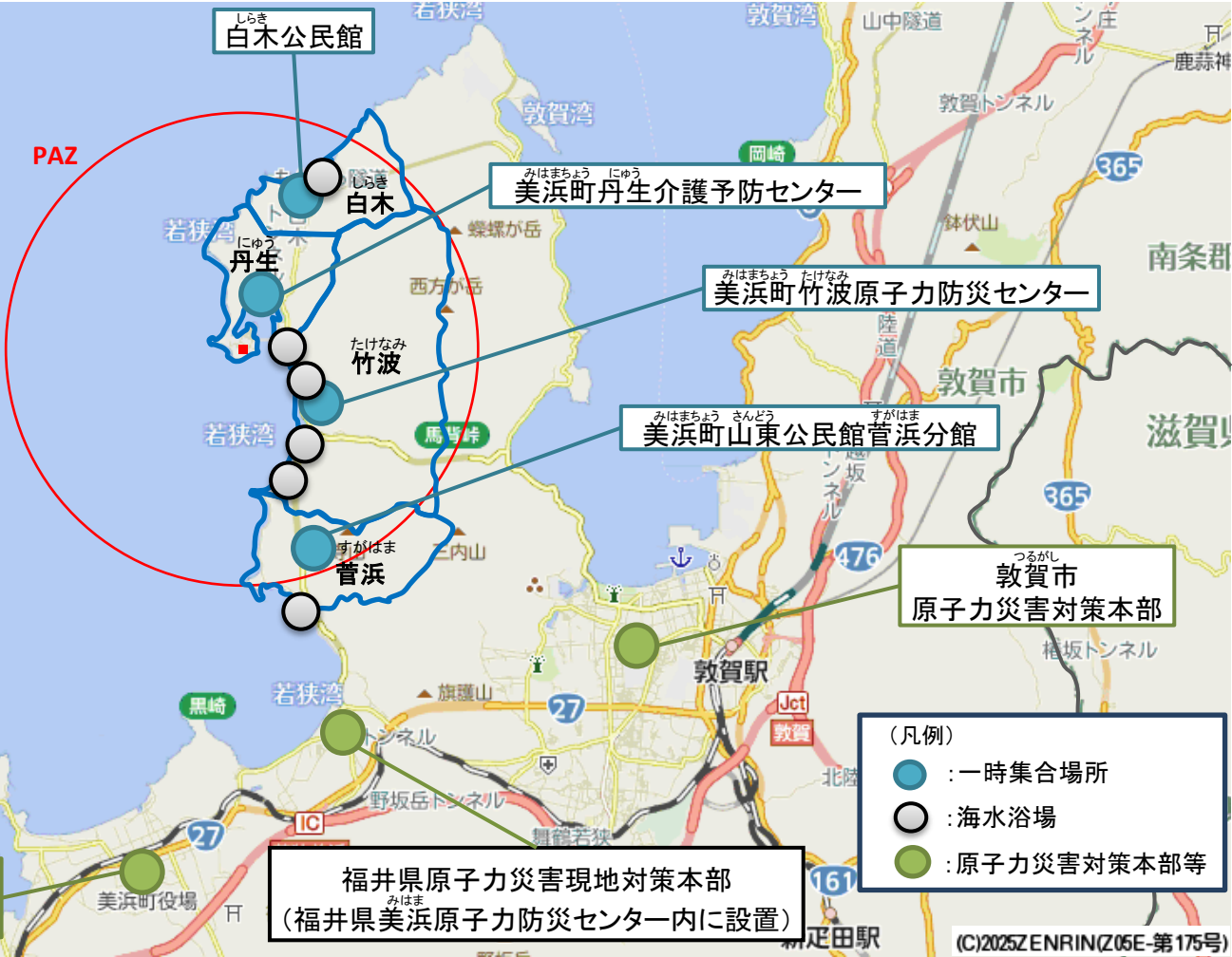
※ 出典:令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)

※ 民間企業の従業者については、通勤に使用する自家用車、バスで避難。

PAZの海水浴場及び海水浴客数

- 美浜町・敦賀市ではPAZに海水浴場が6か所あり、令和6年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約1,300人。
- 海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(令和6年度観光客入込調査美浜町・敦賀市)

地区名		客数
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東小学校区	にゅうしらはま 丹生白浜 海水浴場	32人
	たけなみ 竹波 海水浴場	86人
	すいしょうはま 水晶浜 海水浴場	777人
	ダイヤ浜 海水浴場	207人
	すがはま 菅浜 海水浴場	42人
みはまちょう 美浜町合計	1,144人	
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木 海水浴場	120人
みはまちょう 美浜町及び敦賀市合計		1,264人



みはまちょう
美浜町
原子力災害対策本部

福井県原子力災害現地対策本部
(福井県美浜原子力防災センター内に設置)

(凡例)
 ● : 一時集合同所
 ○ : 海水浴場
 ● : 原子力災害対策本部等

美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- みはまちょう 美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数508人(うち支援者数98人を含む)について、バス14台、福祉車両22台(ストレッチャー仕様17台、車椅子仕様5台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	144人 (要支援者72人 +支援者72人)	5台 (要支援者72人 +支援者72人)	0台	0台	支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P30参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	52人 (要支援者26人 +支援者26人)	0台	17台 (要支援者17人 +支援者17人)	5台 (要支援者9人 +支援者9人)	・放射線防護対策施設に輸送。 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P30参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難	52人	2台	0台	0台	「乳幼児とともに避難する必要のある者」は、乳幼児がいる世帯人数(乳幼児を除く)を計上。
観光施設から避難する一時滞在者	140人 (1,400人×0.1)	4台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの観光客数約1,400人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和6年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P32参照】
海水浴場から避難する一時滞在者	120人 (1,200人×0.1)	3台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和6年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P33参照】
合計	508人	14台	17台	5台	

※1 数字は現段階で美浜町が把握している暫定値。

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

美浜町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、美浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	17台	5台	
(B) 確保車両台数		計14台	計17台	計5台	
確保先	みはまちょう ・美浜町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(美浜町)	1台	3台	5台	保有車両台数 バス 1台 福祉車両(ストレッチャー) 3台 福祉車両(車椅子) 18台
	バス会社(福井県嶺南地方)	4台	—	—	保有車両台数 バス 222台
	関西電力(株)	9台	14台	0台	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

敦賀市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- つるがし
 ▶ 敦賀市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数22人(うち支援者数0人)について、バス2台、福祉車両0台。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難		該当者なし			
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送		該当者なし			
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難	10人	1台	0台	0台	「乳幼児とともに避難する必要のある者」は、乳幼児がいる世帯人数(乳幼児を除く)を計上。
海水浴場から避難する一時滞業者	12人 (120人×0.1)	1台	—	—	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客数約120人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和6年度観光客入込調査敦賀市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P33参照】
合計	22人	2台	0台	0台	

※1 数字は現段階で敦賀市が把握している暫定値。

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。

敦賀市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、関西電力(株)が保有する車両のほか、敦賀市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		2台	—	—	
(B) 確保車両台数		計2台	—	—	
確保先	バス会社(福井県嶺南地方)	0台	—	—	保有車両台数 バス 222台
	関西電力(株)	2台	—	—	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

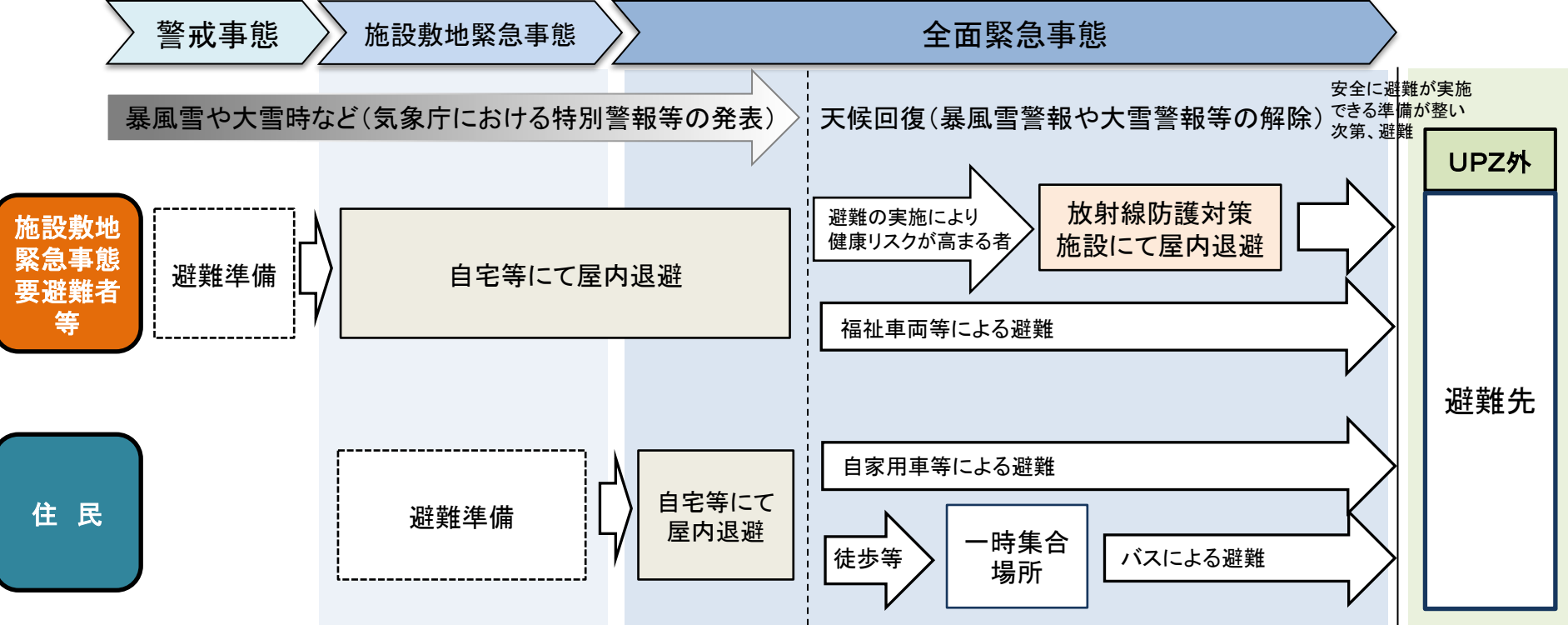
- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(合計15施設)で屋内退避。
- これらの15施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,600人を収容可能。
- また、これら15施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力(株)が供給。



暴風雪や大雪時などにおけるPAZの防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

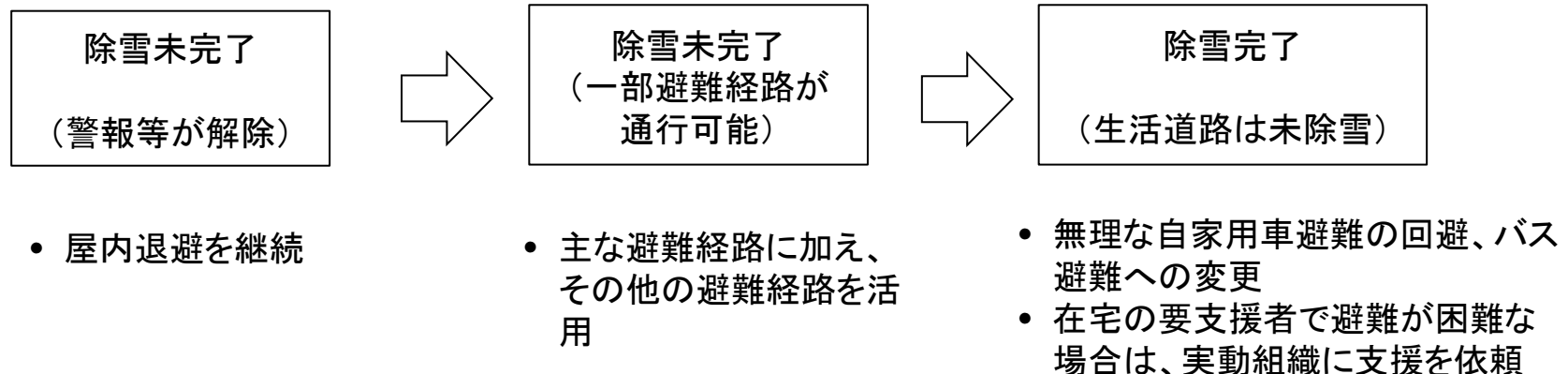


※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(PAZ)

暴風雪や大雪などの警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により避難を行う。



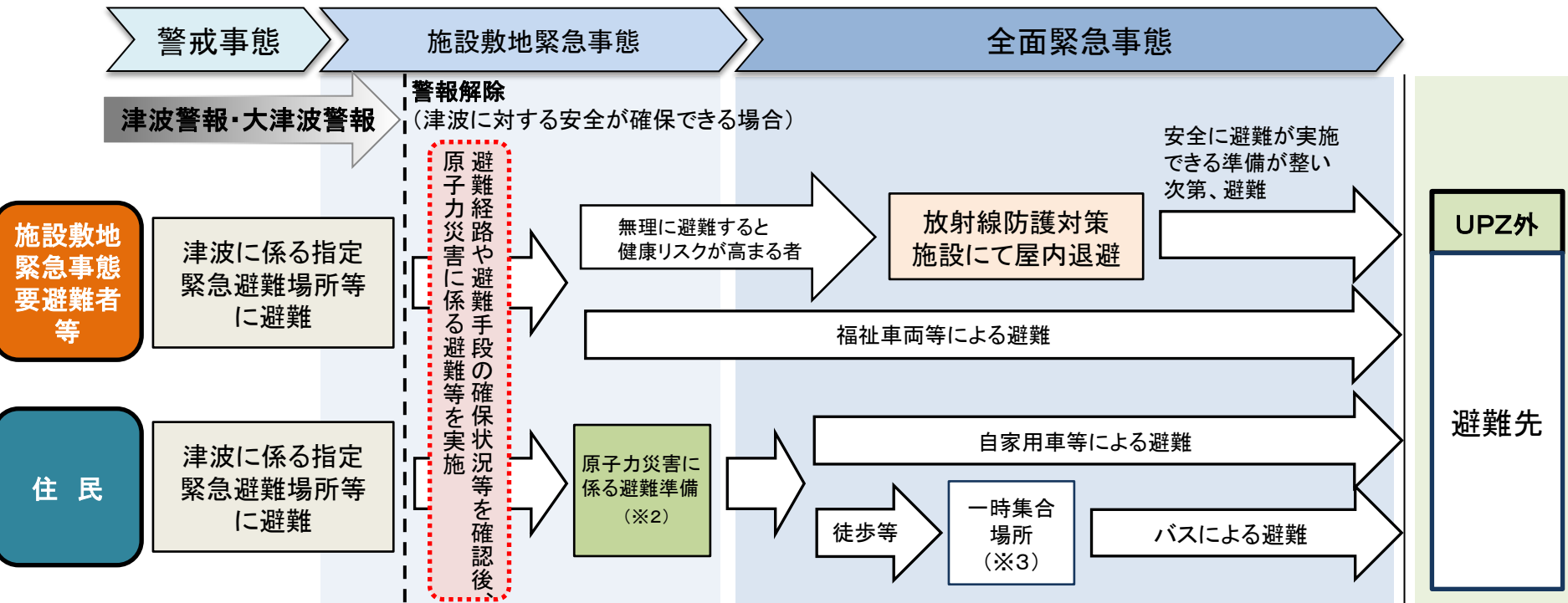
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

※2 一時集合場所及び、社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

津波との複合災害時におけるPAZの防護措置

- ▶ 津波との複合災害時(津波警報又は大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- ▶ その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- ▶ 津波警報解除等、津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。

<施設敷地緊急事態で津波警報・大津波警報が解除された場合の例>



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
 ※3 一時集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

感染症※1の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

		避難元		避難等の実施		避難先 ※4	
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者(重症者)					感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者(軽症者等) ※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
		それ以外の者 ※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者(軽症者等) ※2	自宅等で避難準備	バス避難者等の一時集合場所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。(例) [感染者(軽症者等)] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。	避難車両	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。(例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等
	それ以外の者 ※3	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。(例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。			➤ 避難先施設では、密集を避ける。		
一般住民	感染者(軽症者等) ※2	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。(例) [感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。	避難等開始	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。(例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。	➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		
	それ以外の者 ※3					➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

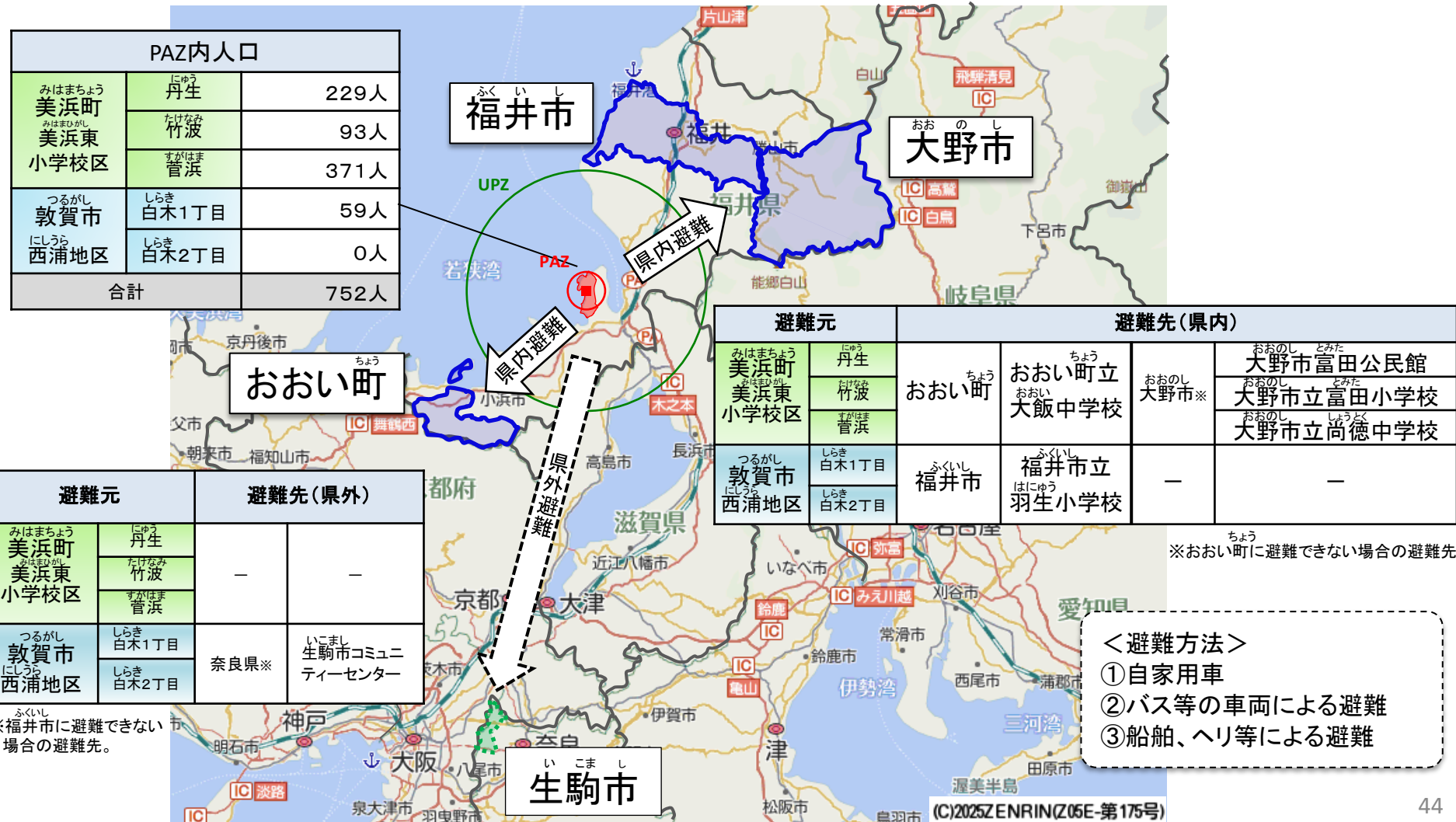
5. PAZの全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

美浜町及び敦賀市におけるPAZ内の住民の避難先

- 美浜町美浜東小学校区(丹生・竹波・菅浜地区)の住民の避難については県内に2か所、敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)の住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



PAZ内人口		
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	229人
	竹波	93人
	菅浜	371人
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	59人
	白木2丁目	0人
合計		752人

避難元		避難先(県内)			
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	おおい町	おおい町立 大飯中学校	おおい町立 大野市※	大野市富田公民館
	竹波				大野市立富田小学校
	菅浜				大野市立尚徳中学校
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	福井市	福井市立 羽生小学校	-	-
	白木2丁目				

避難元		避難先(県外)	
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	-	-
	竹波		
	菅浜		
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	奈良県※	いこまし 生駒市コミュニ ティーセンター
	白木2丁目		

※福井市に避難できない場合の避難先。

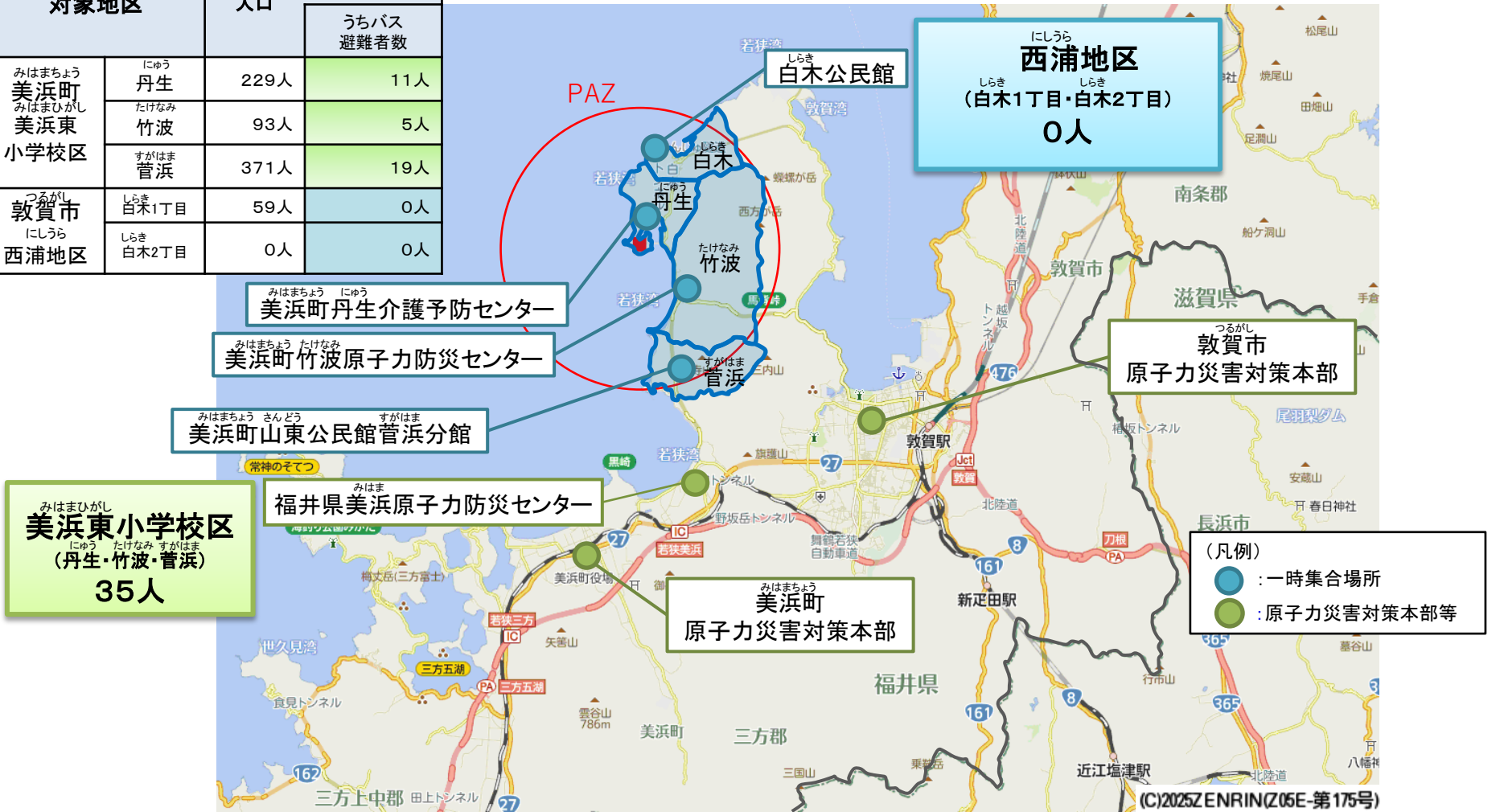
※おおい町に避難できない場合の避難先。

- ＜避難方法＞
- ①自家用車
 - ②バス等の車両による避難
 - ③船舶、ヘリ等による避難

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ 美浜町、敦賀市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全752人のうち、35人。

対象地区		人口	うちバス避難者数
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	229人	11人
	たけなみ 竹波	93人	5人
	すがはま 菅浜	371人	19人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	59人	0人
	しらき 白木2丁目	0人	0人



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

美浜町及び敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- ^{みはまちょう}美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民35人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- ^{つるがし}敦賀市においては、自家用車で避難できない住民がいらないため、車両の確保は不要。

＜^{みはまちょう}美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	35人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

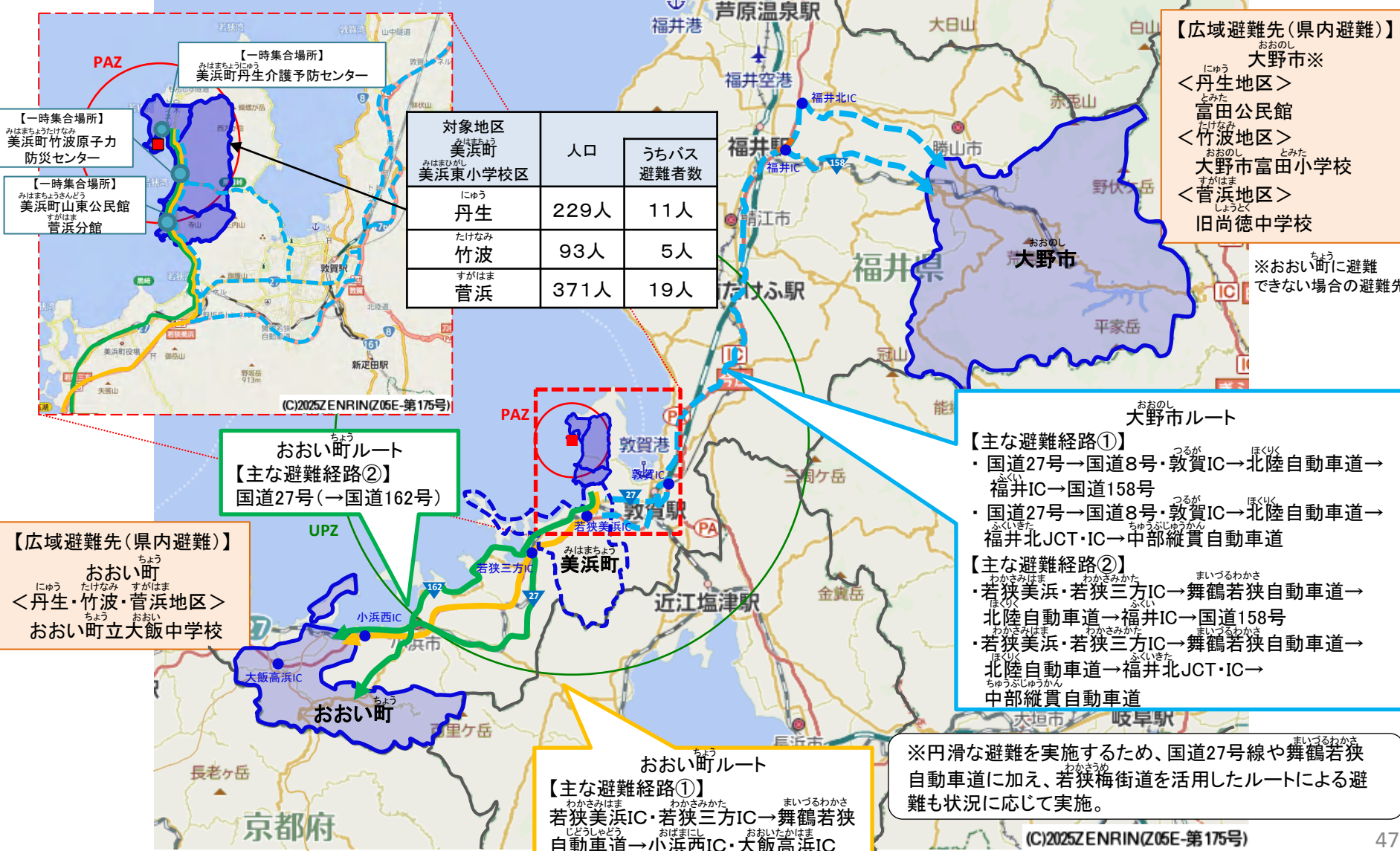
＜^{みはまちょう}美浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		1台	
(B) 確保車両台数		1台	
確保先	関西電力(株)	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

美浜町におけるPAZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



対象地区	人口	うちバス避難者数
美浜町 美浜東小学校区		
丹生	229人	11人
竹波	93人	5人
菅浜	371人	19人

【広域避難先(県内避難)】
 大野市※
 <丹生地区>
 富田公民館
 <竹波地区>
 大野市富田小学校
 <菅浜地区>
 旧尚徳中学校

※おおい町に避難できない場合の避難先。

【一時集合場所】
 美浜町丹生介護予防センター

【一時集合場所】
 美浜町竹波原子力防災センター

【一時集合場所】
 美浜町山東公民館
 菅浜分館

おおい町ルート
 【主な避難経路②】
 国道27号(→国道162号)

【広域避難先(県内避難)】
 おおい町
 <丹生・竹波・菅浜地区>
 おおい町立大飯中学校

大野市ルート

【主な避難経路①】

- ・国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井IC→国道158号
- ・国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

【主な避難経路②】

- ・若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井IC→国道158号
- ・若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

おおい町ルート
 【主な避難経路①】
 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大飯高浜IC

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

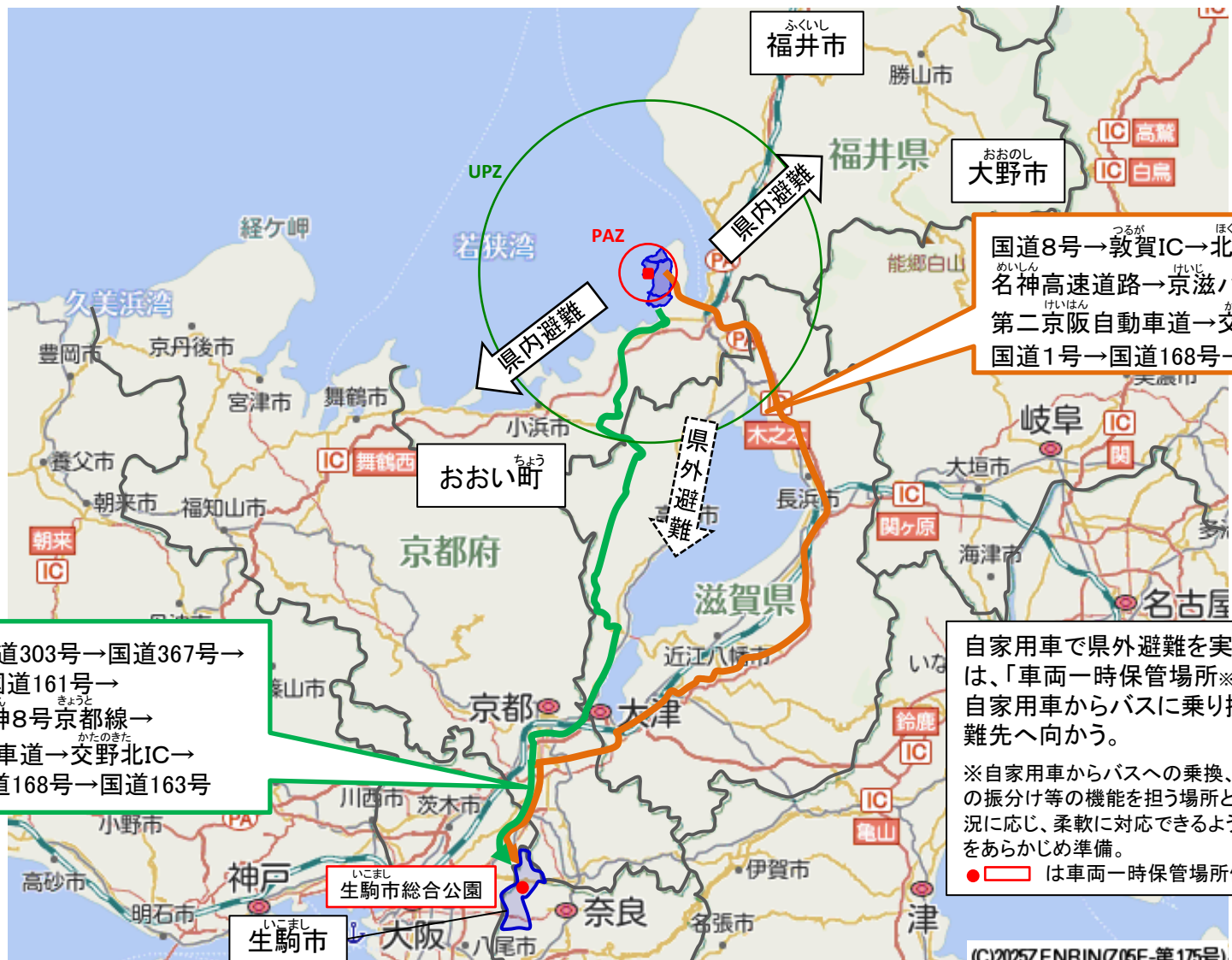
敦賀市におけるPAZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



PAZから県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 敦賀市の県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



国道27号→国道303号→国道367号→
国道477号→国道161号→
国道1号→阪神8号京都線→
第二京阪自動車道→交野北IC→
国道1号→国道168号→国道163号

国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→
名神高速道路→京滋バイパス→
第二京阪自動車道→交野北IC→
国道1号→国道168号→国道163号

自家用車で県外避難を実施する際には、「車両一時保管場所※」に立ち寄り自家用車からバスに乗り換えてから避難先へ向かう。

※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるよう複数の候補地をあらかじめ準備。

● 〇 は車両一時保管場所候補地を示す

避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

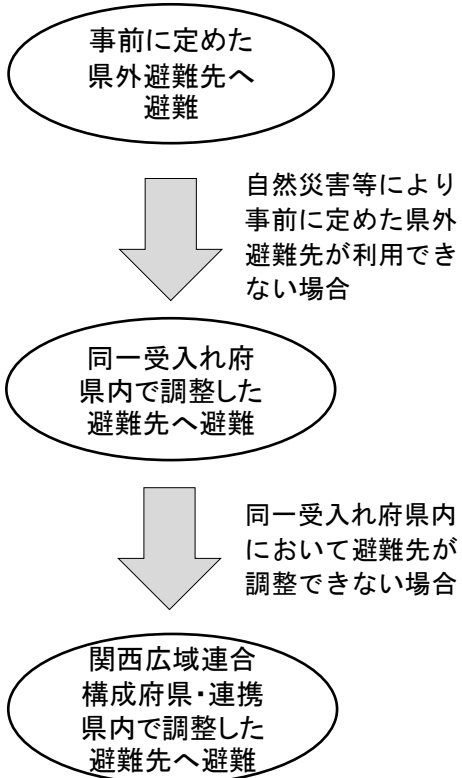
- ## 美浜地域における交通対策
- 1. 道路渋滞把握対策**
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。
 - 2. 交通誘導対策**
主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
 - 3. 交通広報対策**
 - 道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 - 日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
 - 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
 - 4. 交通規制対策**
 - 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
 - 信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
 - 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
 - 5. その他の避難の円滑化対策**
 - その他、避難経路上の改善(法面強化・道路拡幅)を行う等の緊急時避難円滑化事業等を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



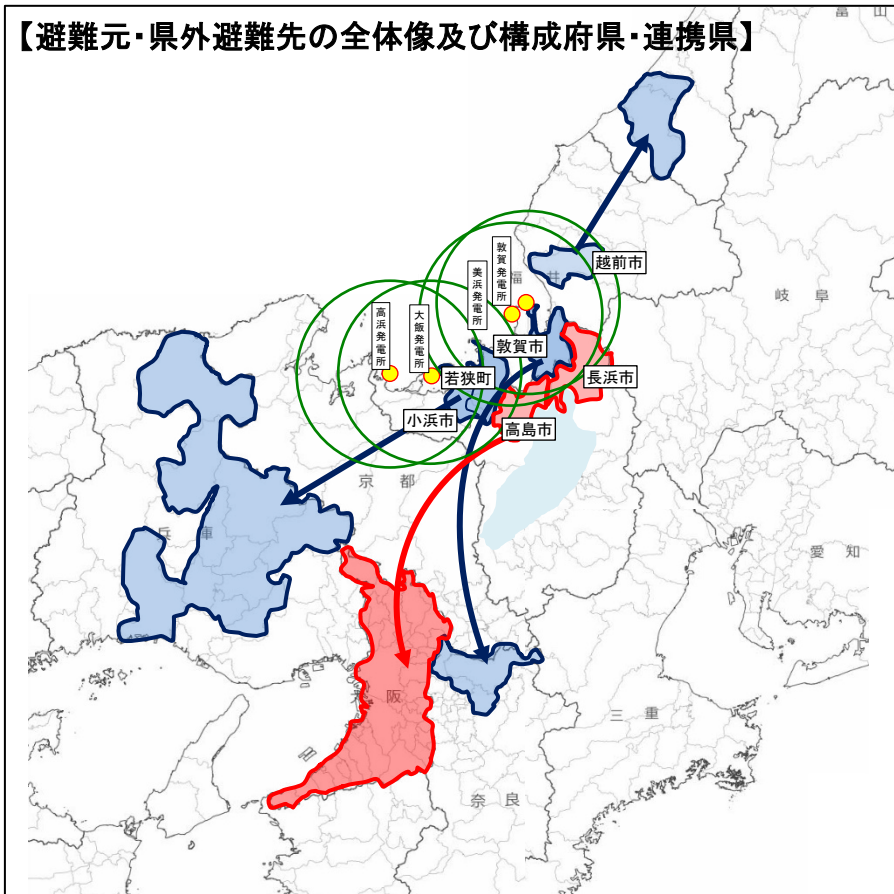
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び滋賀県では県内に加え、県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、避難先の調整を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合等に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【県外避難先の多重確保】



【避難元・県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※	福井県※
京都府※	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

※滋賀県、京都府、福井県は他県の避難先としては想定しない。

半島地域が孤立した場合の対応(敦賀半島)

- PAZに該当する敦賀半島(美浜町・敦賀市)については、自然災害により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力(株)においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZにおける対応

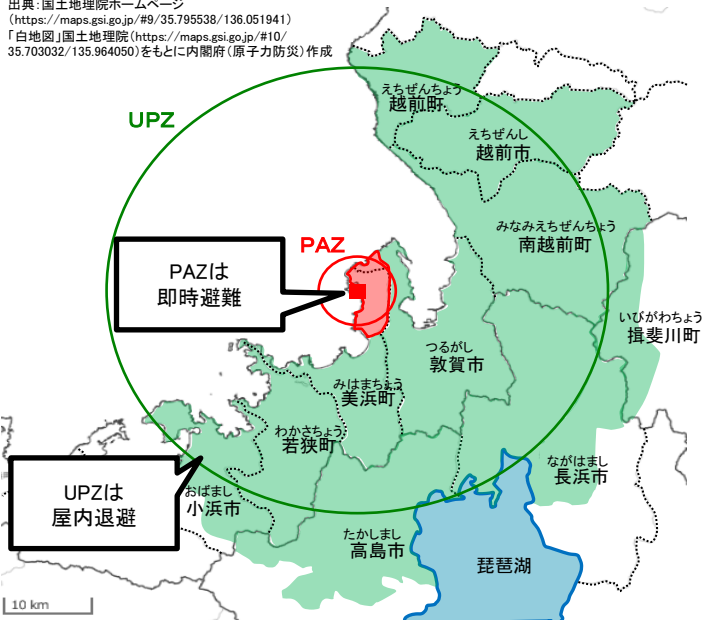
<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZにおける防護措置の考え方

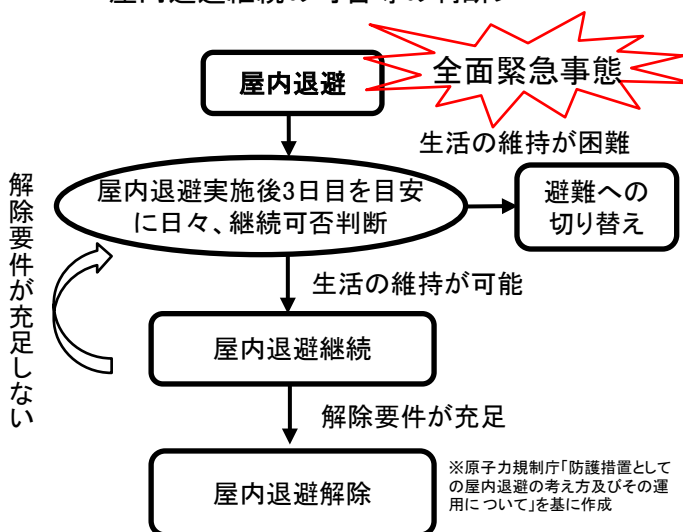
- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。

出典: 国土地理院ホームページ
 (https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)
 「白地図」国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/#10/35.703032/135.964050)をもとに内閣府(原子力防災)作成

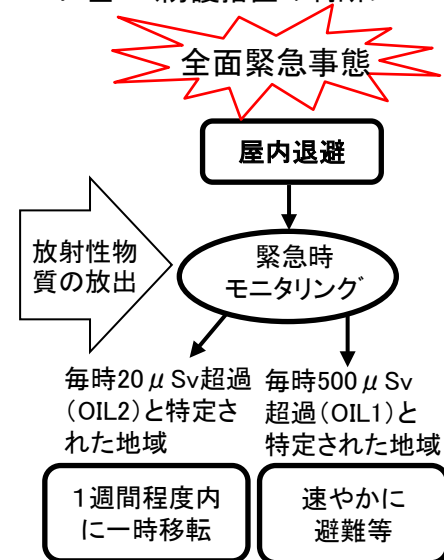


UPZの防護措置を実施するフロー(屋内退避実施後)

屋内退避継続の可否等の判断フロー



OILに基づく防護措置の判断フロー



- ※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
- ※ 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切り替えを判断し、指示する。
- ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

屋内退避中の一時的な外出等

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受取り



③家屋の維持

- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業
- 台風襲来時の家屋補強



④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続（P65、66、68、69、70）。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出（従業員の出退勤、必要な商品の搬入等）は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

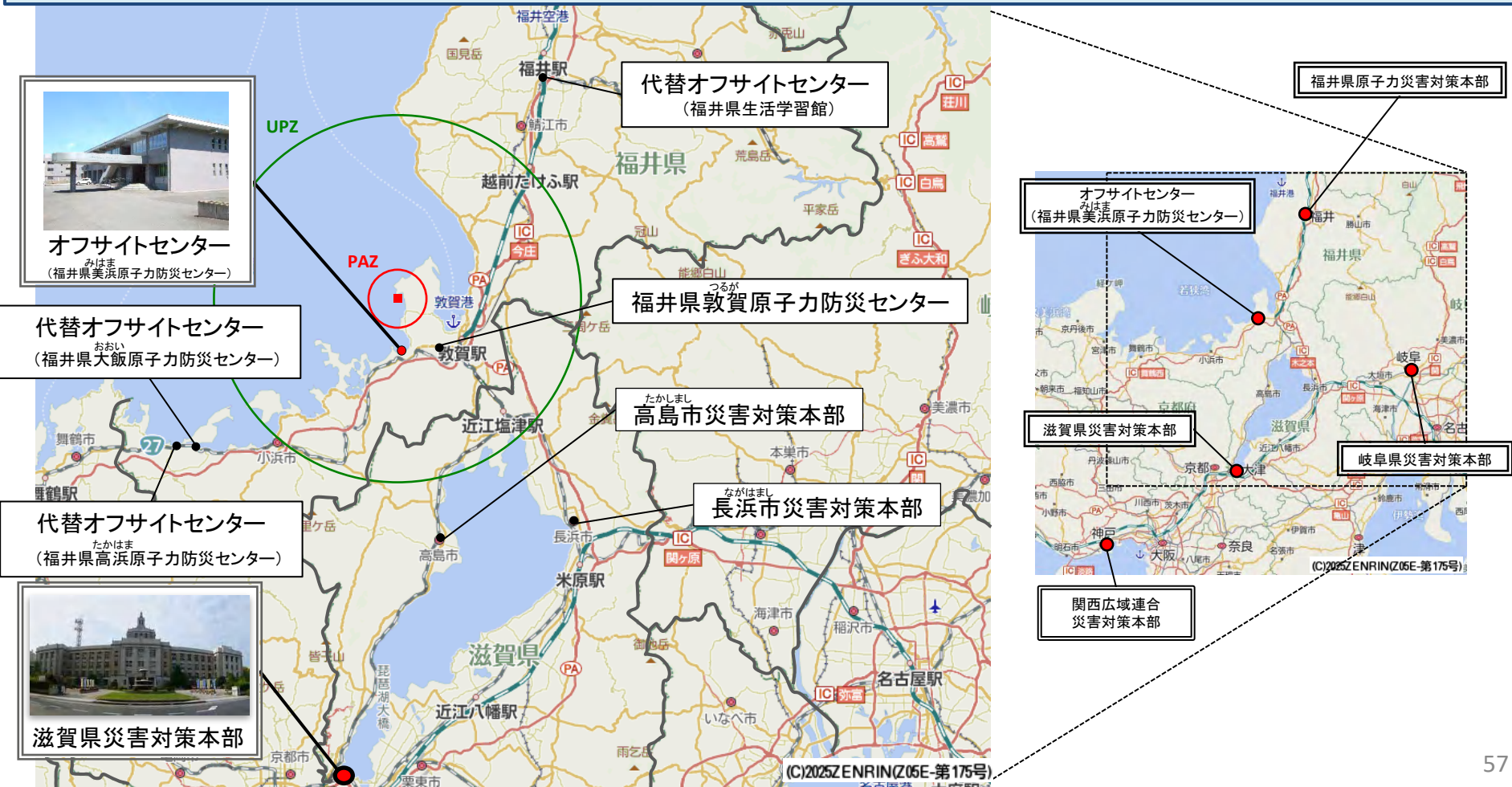
一時移転等に備えた関係者の対応(福井県)

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は、住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



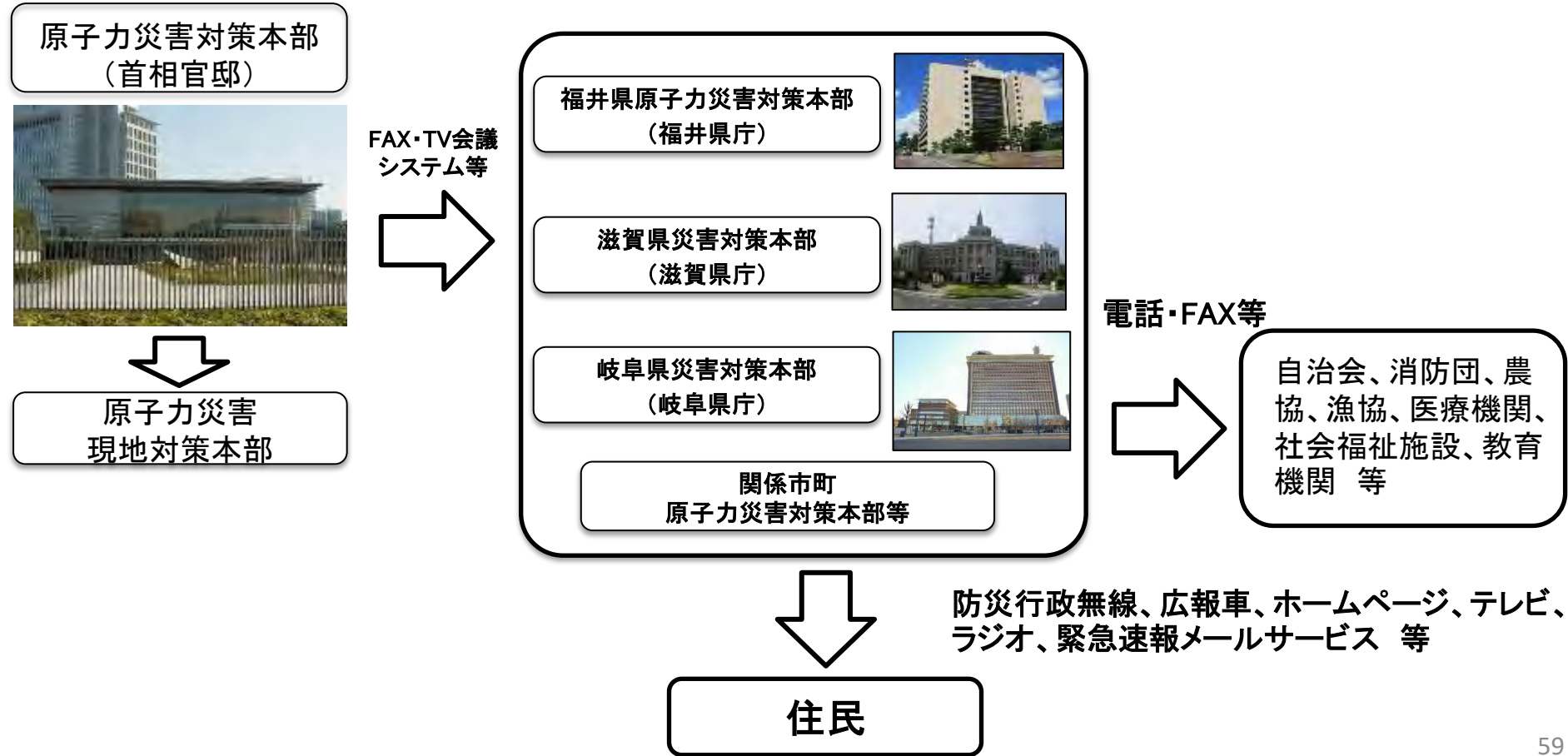
一時移転等に備えた関係者の対応(滋賀県)

- 滋賀県、^{ながはまし}長浜市及び^{たかしまし}高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は、住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会との災害等の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ^{ながはまし}長浜市及び^{たかしまし}高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内住民の一時移転等

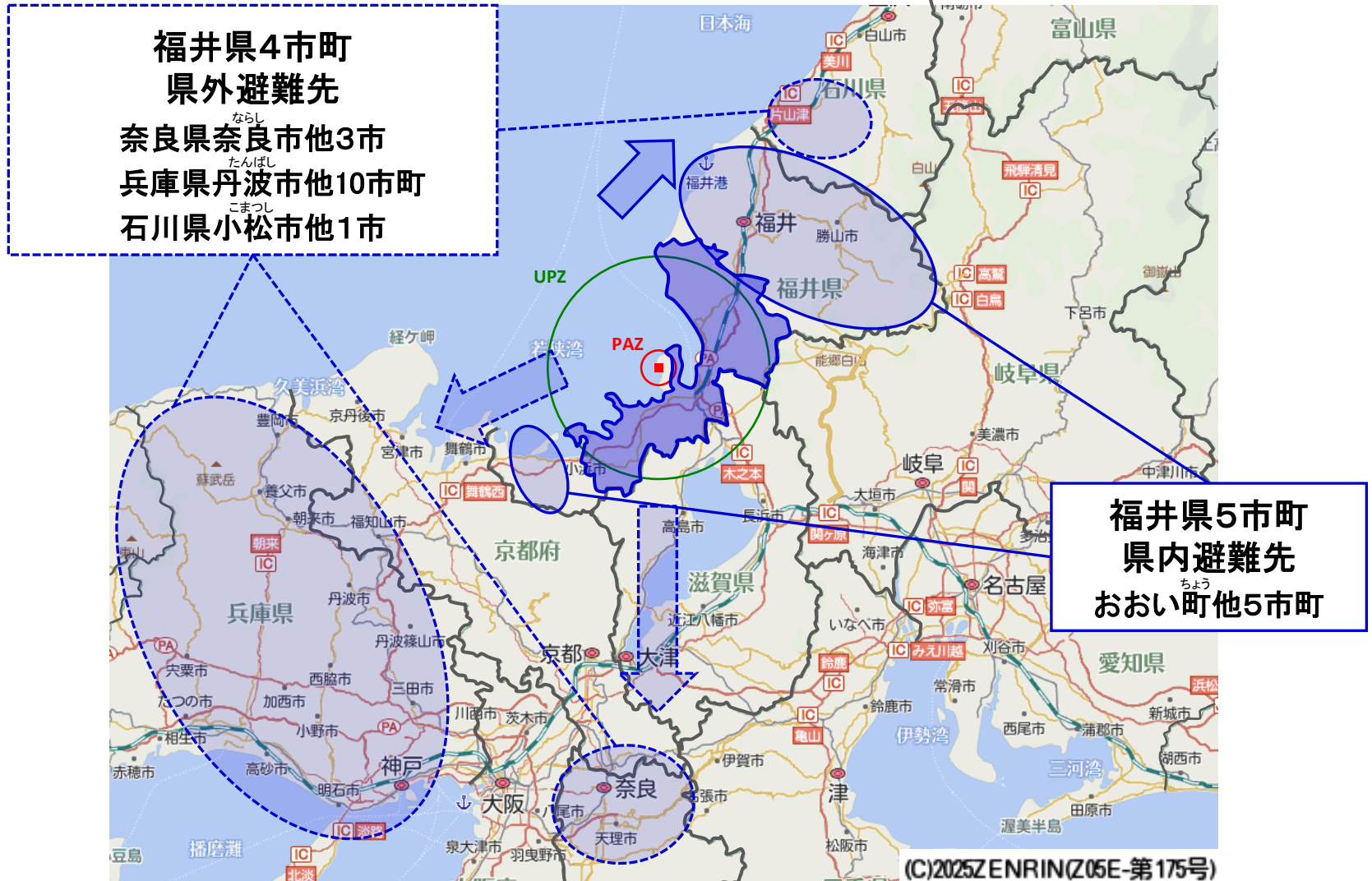
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

県名	市町名	県内避難先	県外避難先	
福井県	みはまちよう 美浜町	ちよう おおのし おおい町、〔大野市〕	—	—
	つるがし 敦賀市	ふくいし 福井市	〔奈良県	ならし やまとこおりやまし てんりし いこまし 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市〕
	わかさちよう 若狭町	—	兵庫県	たんばし たんばささやまし みまし かとうし おのし にしわかし かさいし たかちよう 丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	おぼまし 小浜市	—	兵庫県	ひめじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市
	みなみえちぜんちよう 南越前町	えいへいじちよう 永平寺町	—	—
	えちぜんし 越前市	さかいし し 坂井市、あわら市	石川県	こまつし のみし 小松市、能美市
	えちぜんちよう 越前町	さかいし 坂井市	—	—
滋賀県	ながはまし 長浜市	ながはまし くさつし こうかし ひがしおうみし 長浜市内、草津市、甲賀市、東近江市	〔大阪府	おおさかし さかいし きわだし いずみおおつし かいづかし やおし いずみさのし とんだばやし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、 かわちながのし まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし ふじいでらし ひがしおおさかし 河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 せんなんし おおさかさやまし はんなんし ただおかちようくまどりちようたじりちようみさぎちようたいしちよう かなんちよう 泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、 ちはやあかさかわら 千早赤阪村
	たかしまし 高島市	たかしまし おおつし 高島市内、大津市		おおさかし とよなかし いけだし すいたし たかつきし もりぐちし ひらかたし いばらかし ねやがわ 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、 だいとうし みのおし かどまし せつし しじょうなわてし かたのし しまとちよう とよのちよう のせちよう 大東市、箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町
岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町	いびがわちよう (みのし) 揖斐川町内、〔美濃市〕	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、()内の避難先、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

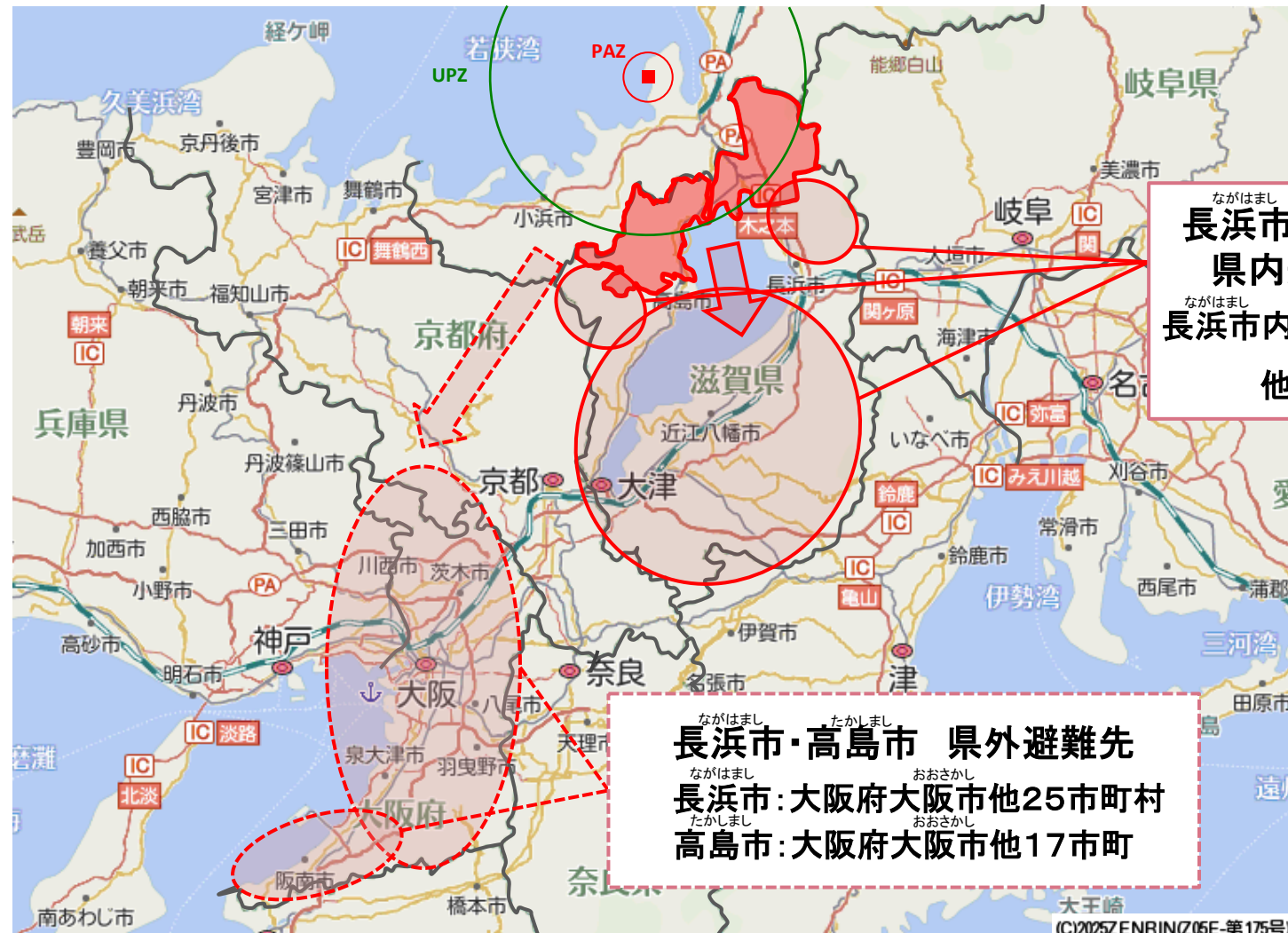
UPZの福井県内各市町の避難先

- UPZにある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(奈良県・兵庫県・石川県)において避難先を確保。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受け入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



UPZの滋賀県長浜市及び高島市の避難先

- UPZにある滋賀県長浜市・高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受け入れができない場合は、大阪府又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



ながはまし たかしまし
**長浜市・高島市
 県内避難先**
 ながはまし たかしまし
**長浜市内、高島市内
 他4市**

ながはまし たかしまし
長浜市・高島市 県外避難先
 ながはまし おおさかし
長浜市:大阪府大阪市他25市町村
 たかしまし おおさかし
高島市:大阪府大阪市他17市町

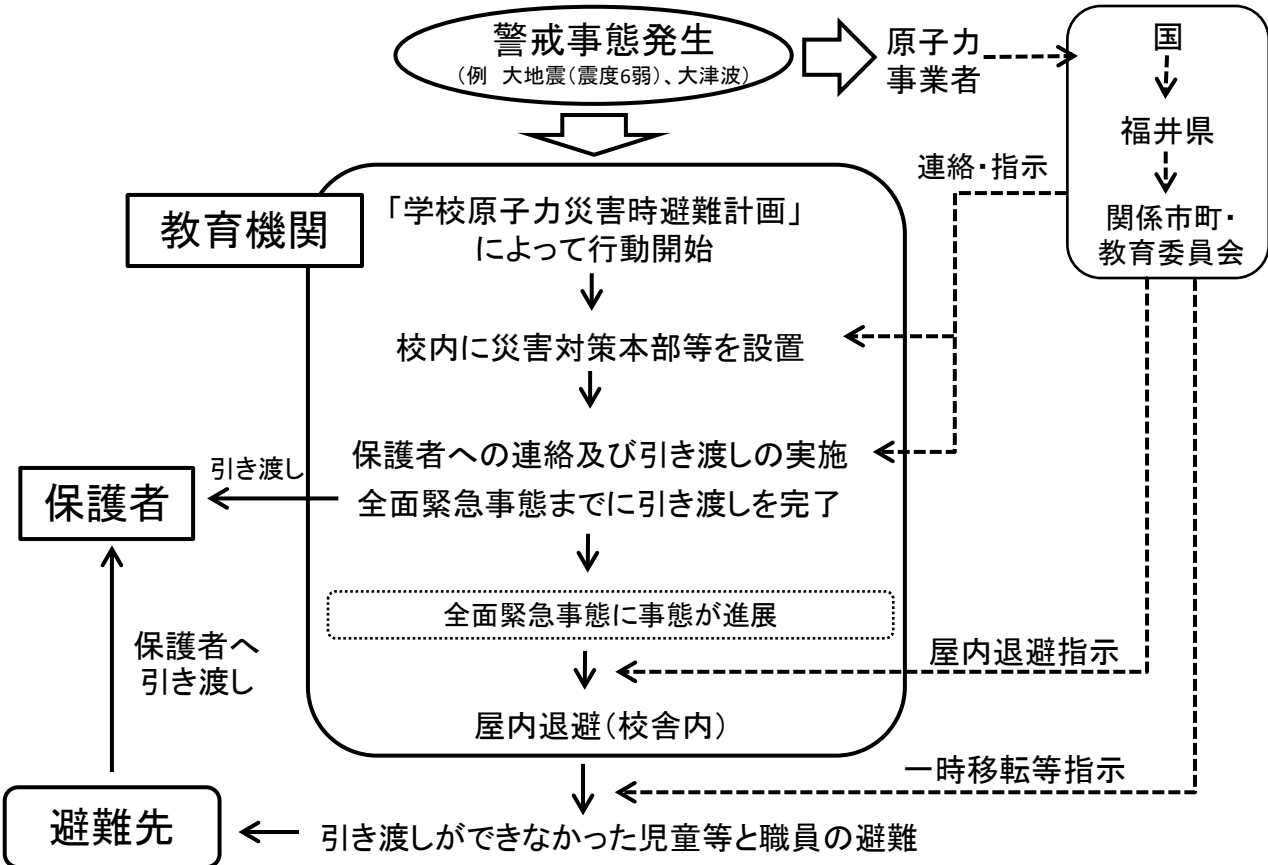
UPZの岐阜県揖斐川町の避難先

- UPZにある岐阜県揖斐川町の住民の避難先は、岐阜県内において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入れができない場合は、岐阜県において避難先の調整を行う。



福井県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数
(令和7年4月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	99	6,674
小学校	53	10,063
中学校	22	5,512
高等学校	11	5,714
特別支援学校	3	355
その他の学校※	9	2,090
合計	197	30,408

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

福井県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

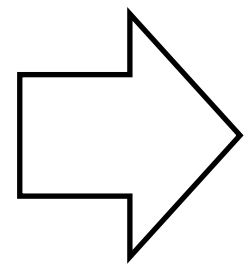
- 福井県では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(127施設5,890人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		24	2,083
社会福祉施設	介護保険施設等	78	3,087
	障害福祉サービス事業所等	22	633
	児童養護施設等	3	87
	小計	103	3,807
合計		127	5,890

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
22	5,421
182	3,087
31	633
4	87
217	3,807
239	9,228

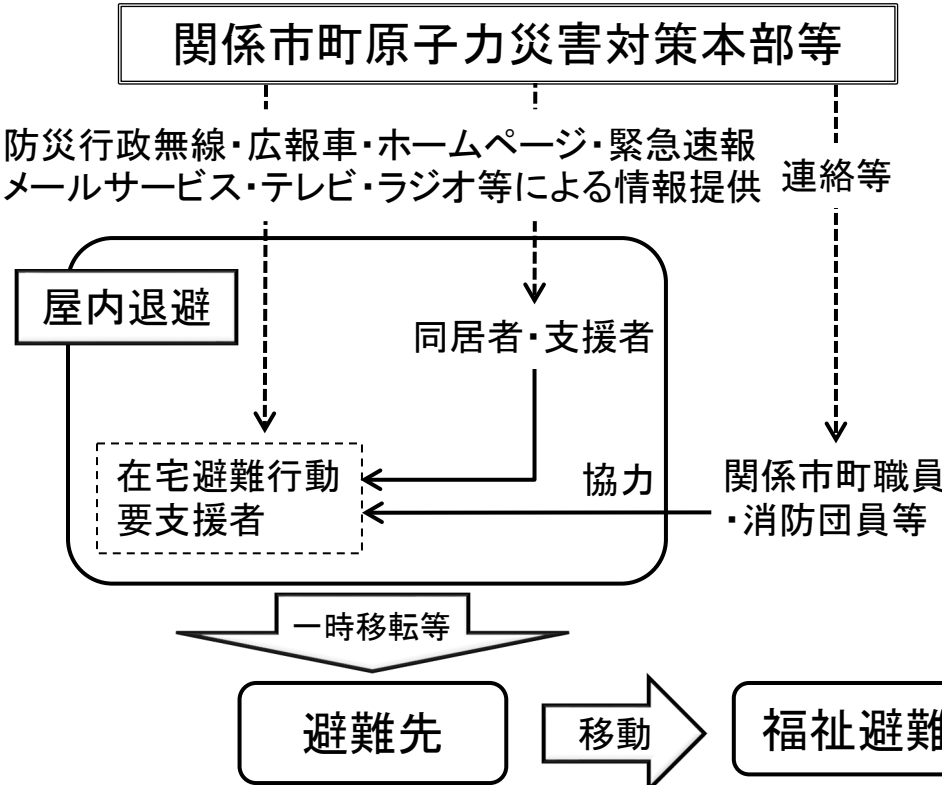


施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

※ 令和7年3月1日時点(医療機関は令和7年12月31日時点)

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

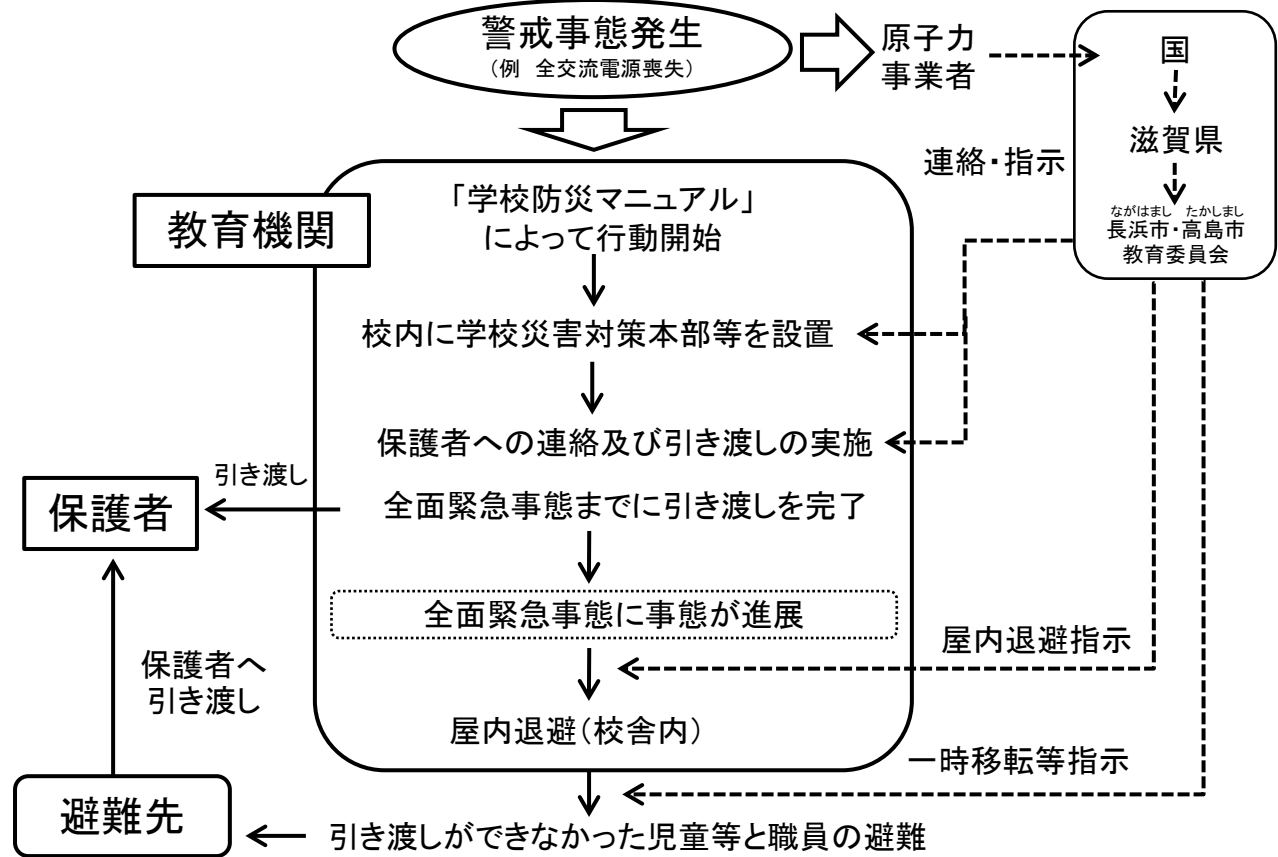
	UPZ内(人)
みはまちょう 美浜町	1,171(1,171)
つるがし 敦賀市	3,426(912)
わかさちょう 若狭町	971(165)
おぼまし 小浜市	449(449)
みなみえちぜんちょう 南越前町	1,069(689)
えちぜんし 越前市	2,835(695)
えちぜんちょう 越前町	499(497)
合計	10,420(4,578)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在

※県内指定福祉避難所数(避難対象7市町を除く):170施設

滋賀県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部や^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	15	1,167
小学校	17	1,862
義務教育学校	1	126
中学校	7	1,140
高等学校	2	781
特別支援学校	0	0
その他の学校※	0	0
合計	42	5,076

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

滋賀県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

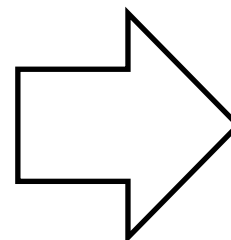
- 滋賀県では、UPZにある医療機関、社会福祉施設(59施設1,988人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計57施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員(人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	340
社会福祉施設	介護保険施設等	27	814
	障害福祉サービス事業所等	26	424
	救護施設	3	410
	小計	56	1,648
合計		59	1,988

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数(人)
11	950
24	1,458
22	482
3	360
49	2,300
60	3,250

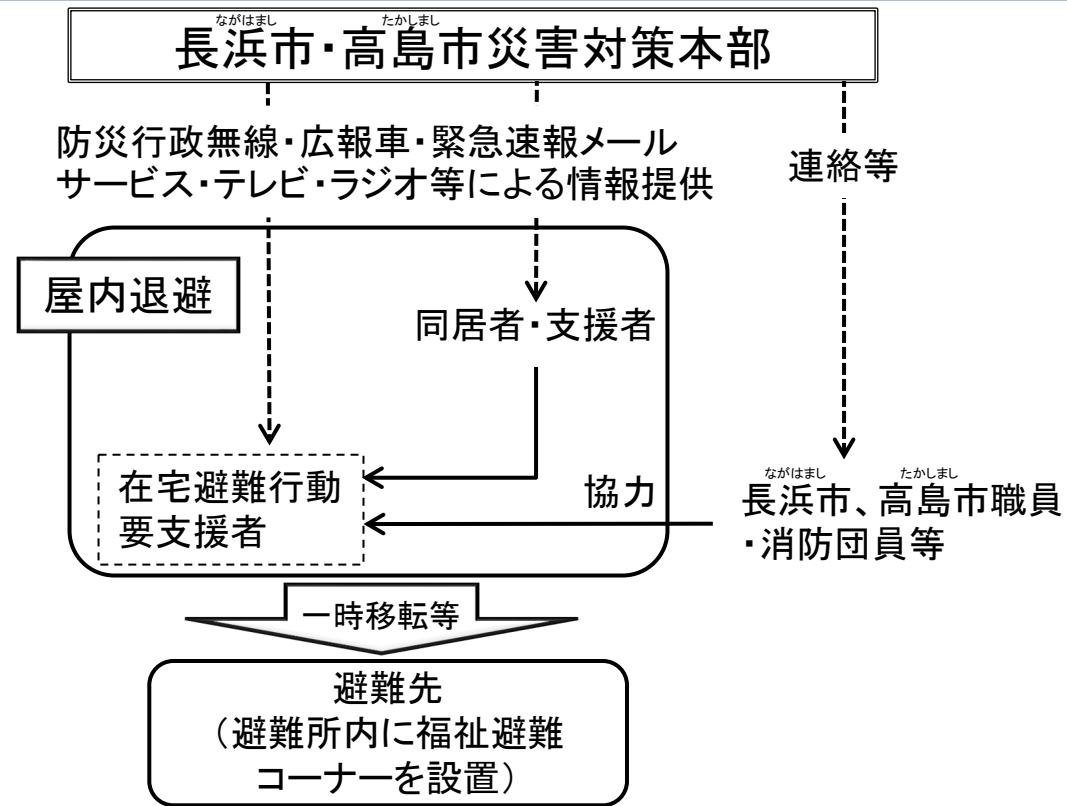


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※令和7年4月1日時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、^{ながはまし たかしまし}長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



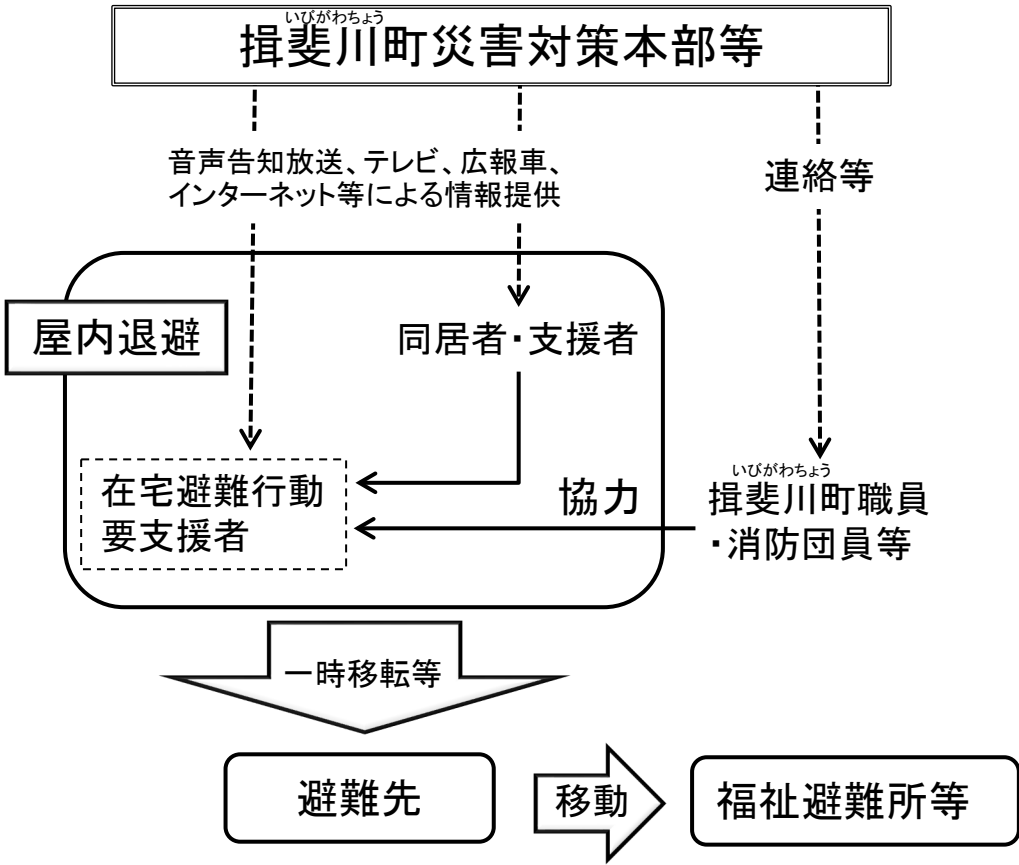
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

市町名	UPZ内(人)
^{ながはまし} 長浜市	493(371)
^{たかしまし} 高島市	578(578)
合計	1,071(949)

※1 ()内は支援者有り
 ※2 令和7年4月1日現在

岐阜県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

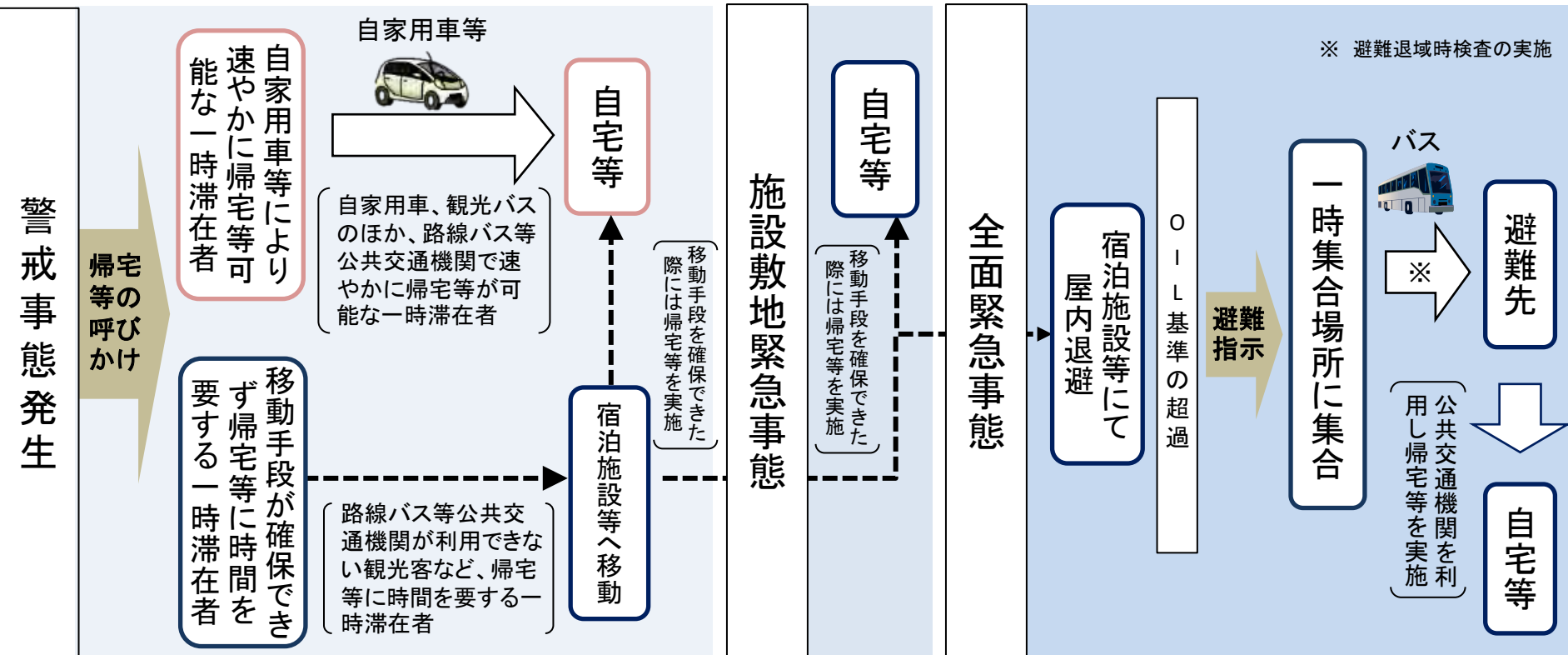
町名	UPZ内(人)
揖斐川町	8(8)

※1 ()内は支援者あり
 ※2 令和7年4月1日現在

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

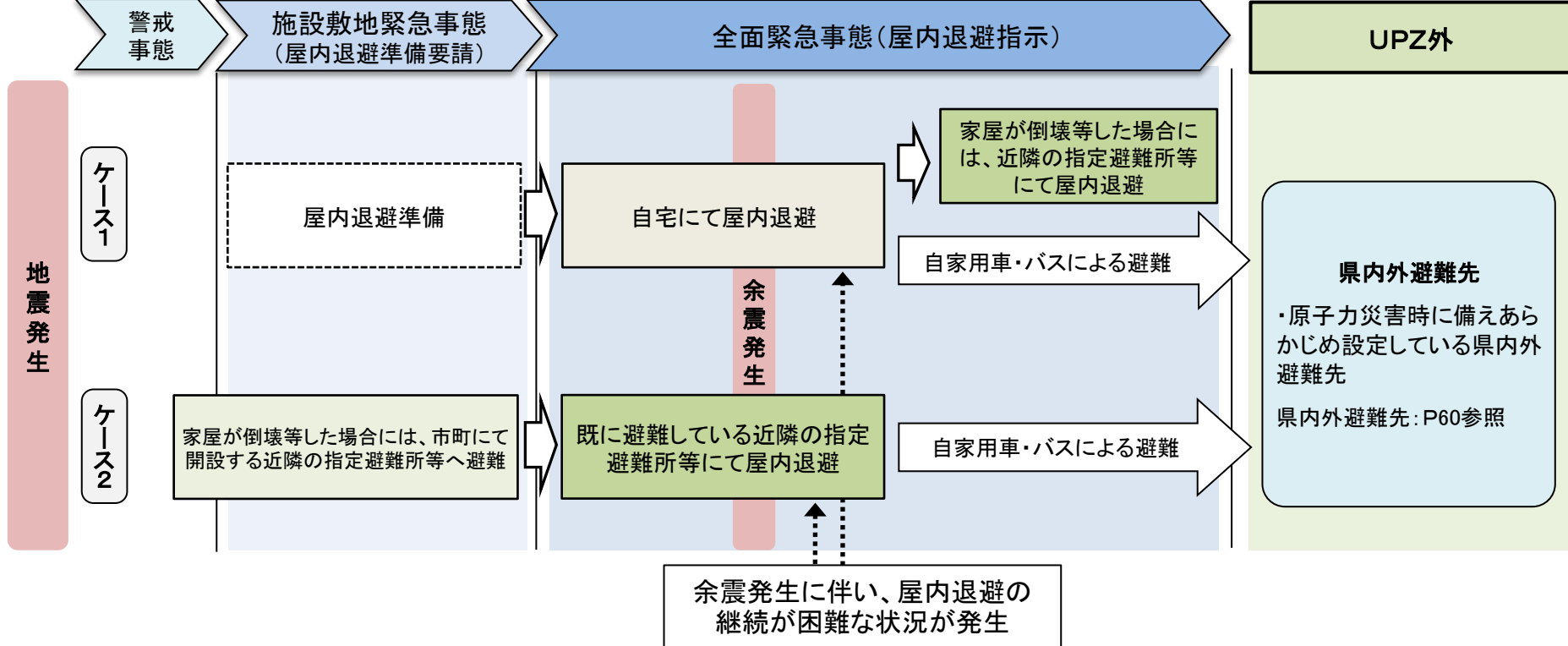


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



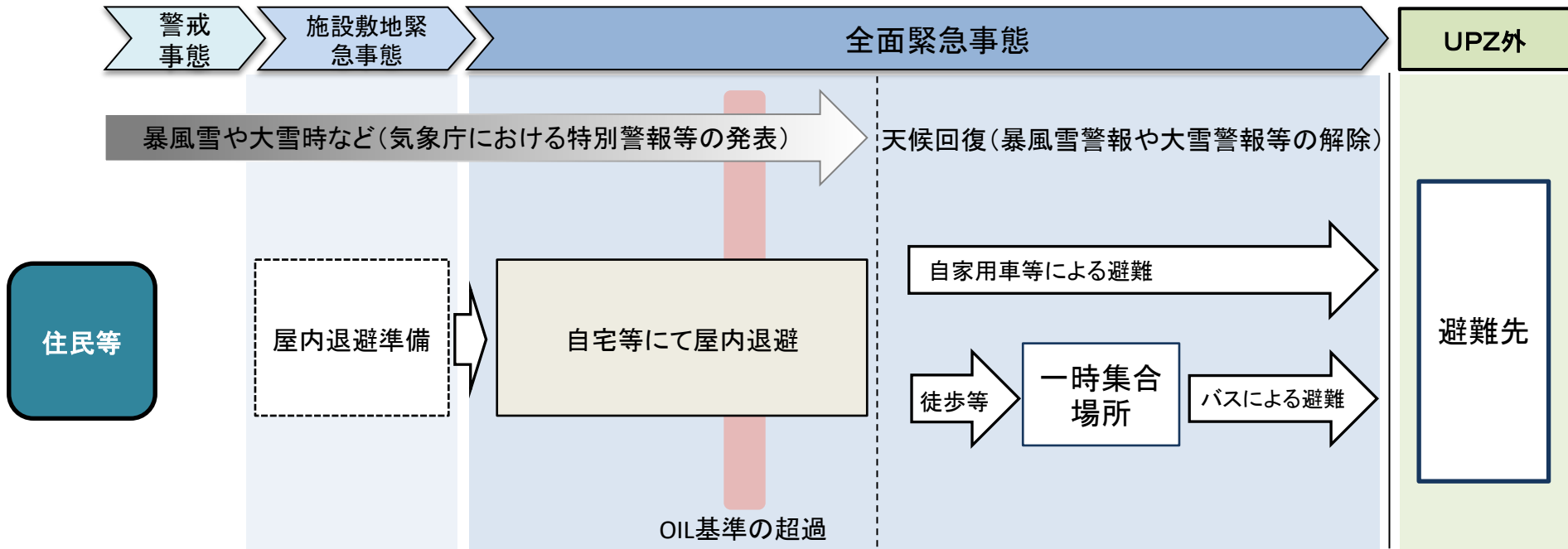
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



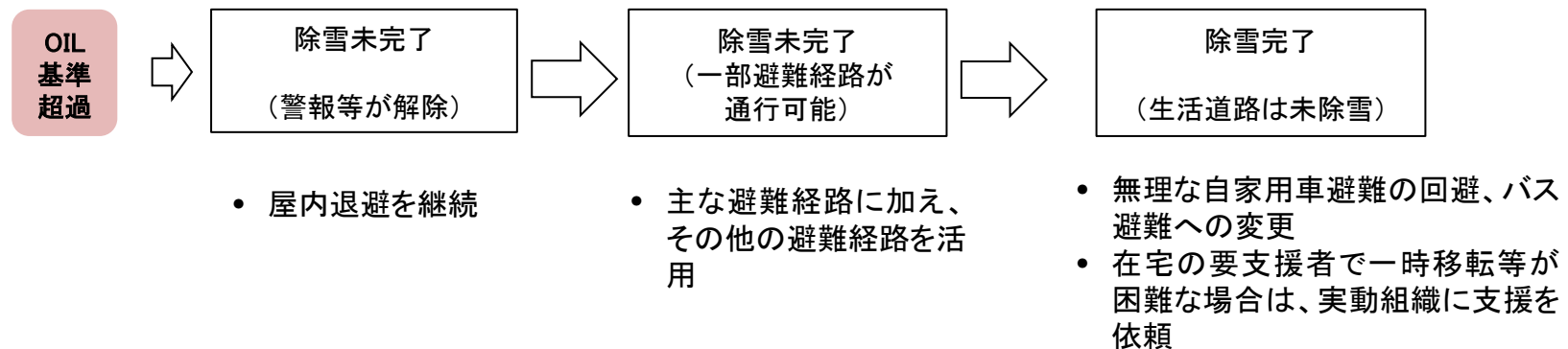
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

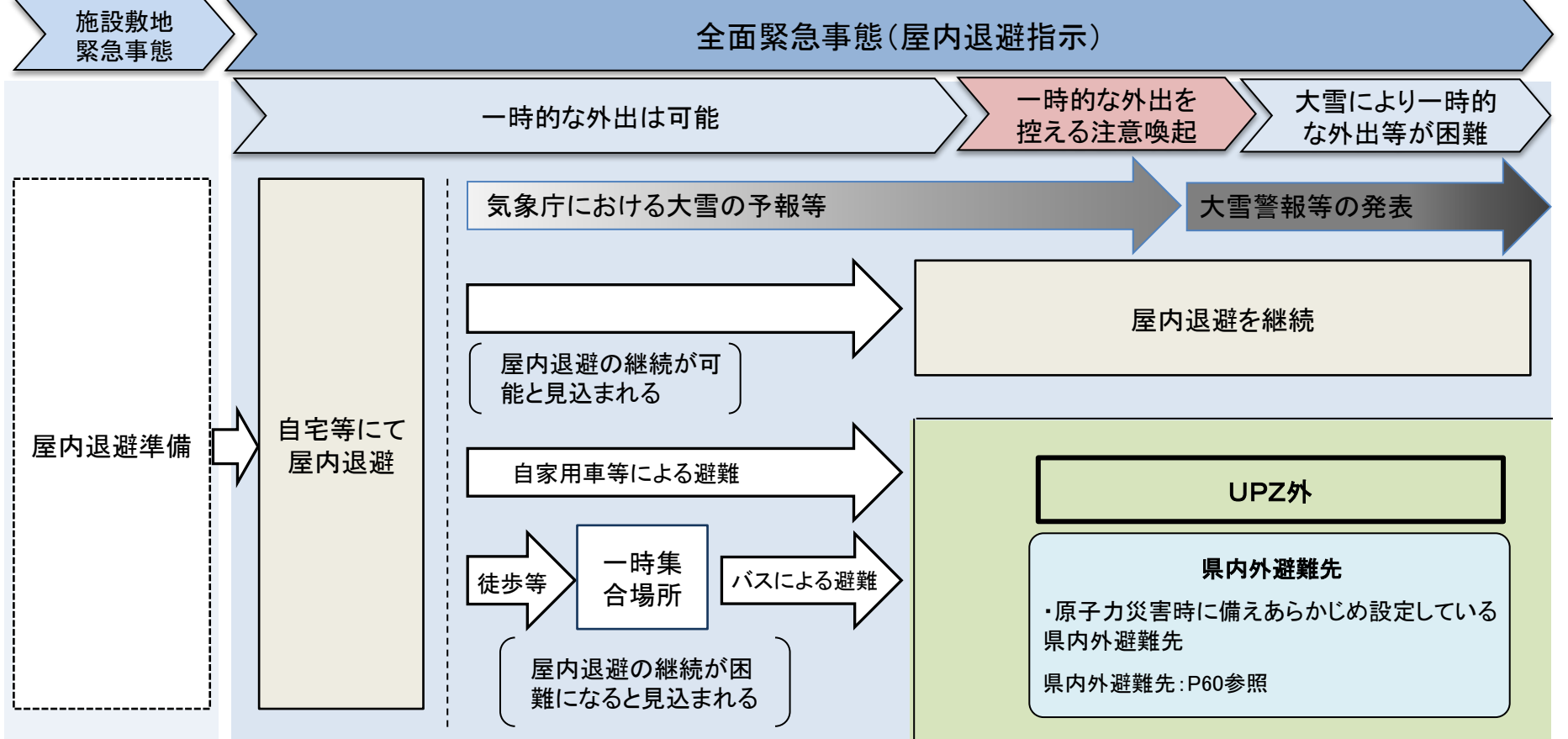
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

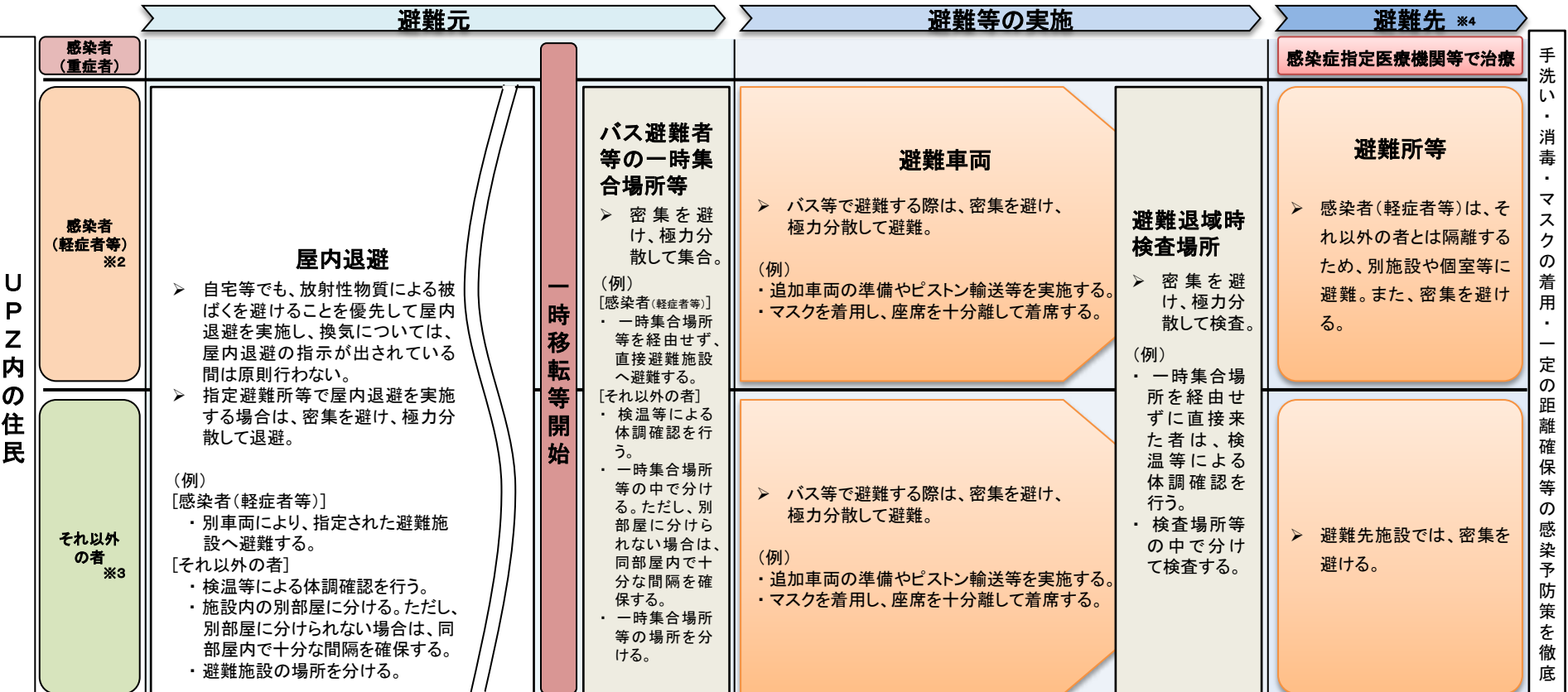
< 全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合 >



感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が160台、ストレッチャー車両が79台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、893台と214台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用し避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(789台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	1, 329台	1, 023台	
医療機関	382台	940台	
社会福祉施設	518台	778台	
合計	2, 229台※1	2, 741台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	160台	79台	・ピストン輸送(14往復)を想定。 ・ストレッチャー車両はピストン輸送(35往復)を想定。



県内の福祉車両保有数	893台	214台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	789台(令和8年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

- ※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ市の一時移転等における福祉車両の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が60台、ストレッチャー車両が21台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、285台と21台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(978台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	293台	61台	
医療機関	110台	146台	
社会福祉施設	435台	87台	
合計	838台※1	294台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	60台	21台	・ピストン輸送(14往復)を想定。 ・必要車両台数は、車椅子車両及びストレッチャー車両それぞれ1台当たり1名で算定。



県内の福祉車両保有数	285台	21台	・UPZの医療機関・社会福祉施設等や県内行政・タクシー会社における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	978台(令和7年4月時点)		・車椅子車両、ストレッチャー車両を除く。 ・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ町の一時移転等における福祉車両の確保(岐阜県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が8台に対して、岐阜県内(揖斐川町内)^{いびがわちよう}における保有車両数は8台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等は原則支援者の自家用車で行うが、不足の際には町内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先し、それでも不足する場合には、岐阜県タクシー協会に所属するタクシー(1,507台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	8台	0台	
医療機関	該当施設なし		
社会福祉施設	該当施設なし		
合計	8台	0台	
必要車両台数	8台	0台	

町内の福祉車両保有数	8台	0台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
岐阜県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	1,507台 (令和7年7月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数10,798人、必要車両数243台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は859台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP83参照)。

		合計	みはまちよう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちよう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちよう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちよう 越前町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	215,899	7,934	61,852	13,104	23,732	9,380	80,264	19,633	R7.4.1時点
	バスによる 一時移転等 が必要となる 住民	10,798	397	3,093	656	1,187	469	4,014	982	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる 一時移転等が必要とな ると想定。*1
必要車両台数(台)*2		243	9	69	15	27	11	90	22	バス1台当たり45人程度 の乗車を想定。



福井県内のバス会社 保有車両	859台 (令和7年2月時点)	福井県内のバス会社から必要な 輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,114台	関西広域連合等関係機関が 関係団体から輸送手段を調達。

*1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。
 *2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 80

UPZ市の一時移転等における輸送能力の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数48,385人、必要車両数382台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は428台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP83参照)。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	48,385	22,746	25,639	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	48,385	22,746	25,639	・UPZ内住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定。
必要車両台数(台)		382	180	202	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	428台 (令和7年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,114台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ町の一時移転等における輸送能力の確保(岐阜県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 岐阜県において一時移転が必要となる場合には、原則として自家用車避難を想定。万が一、バスによる避難が必要となる場合において必要な輸送能力は、想定対象人数8人、必要車両数1台であり、岐阜県内バス会社の保有車両数1,376台より必要台数を要請し確保。

		いびがわちよう 揖斐川町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	40	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	8	・原則自家用車避難を想定。 ・万が一バスによる輸送が必要となった場合には、岐阜県バス協会に必要台数を要請する。
必要車両台数(台)		1	バス1台あたり45人程度の乗車を想定。



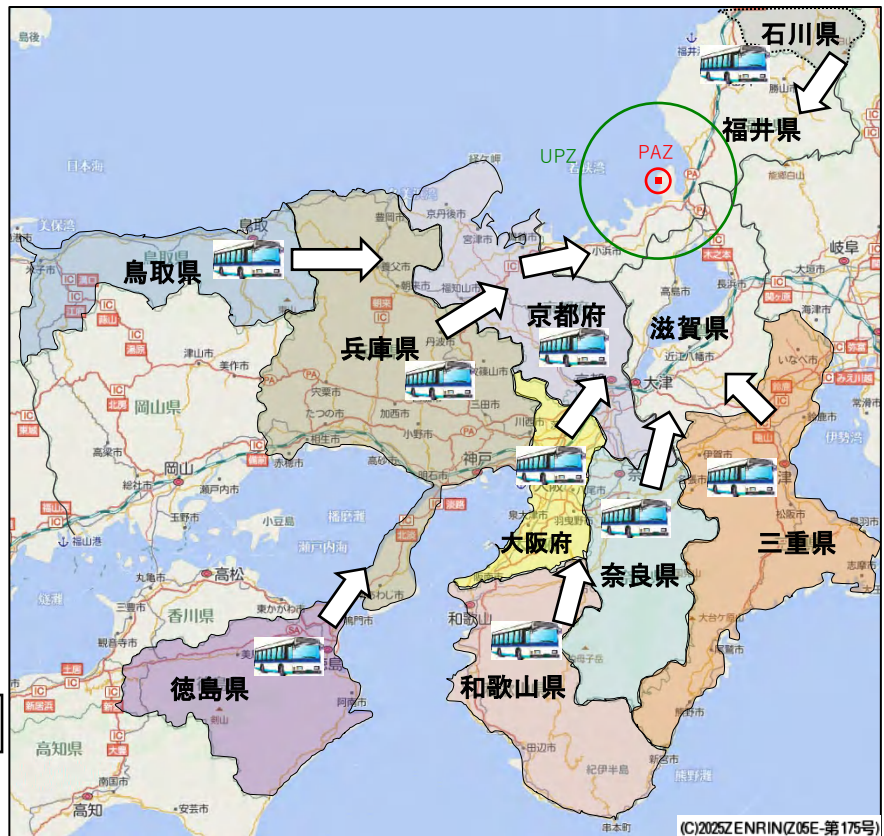
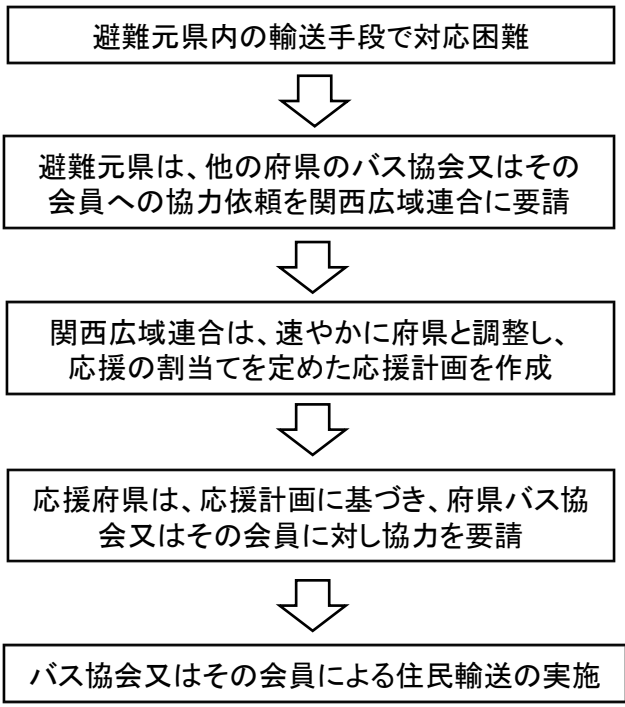
岐阜県内のバス会社 保有車両	1,376台 (令和7年7月時点)	岐阜県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
-------------------	-------------------	------------------------

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
 - 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
 - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,015
三重県	1,268
京都府	2,226
大阪府	5,112
兵庫県	3,812
奈良県	978
和歌山県	655
鳥取県	453
徳島県	595
計	16,114

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、滋賀県及び岐阜県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日) 【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日) 【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市

- ### 【応援内容】
- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - ③被災者等の一時収容のための施設の提供
 - ④医療機関による傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日) 【対象】

富山県、石川県、福井県

- ### 【応援内容】
- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
 - ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
 - ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
 - ⑧医療機関による傷病者の受入
 - ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日) 【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

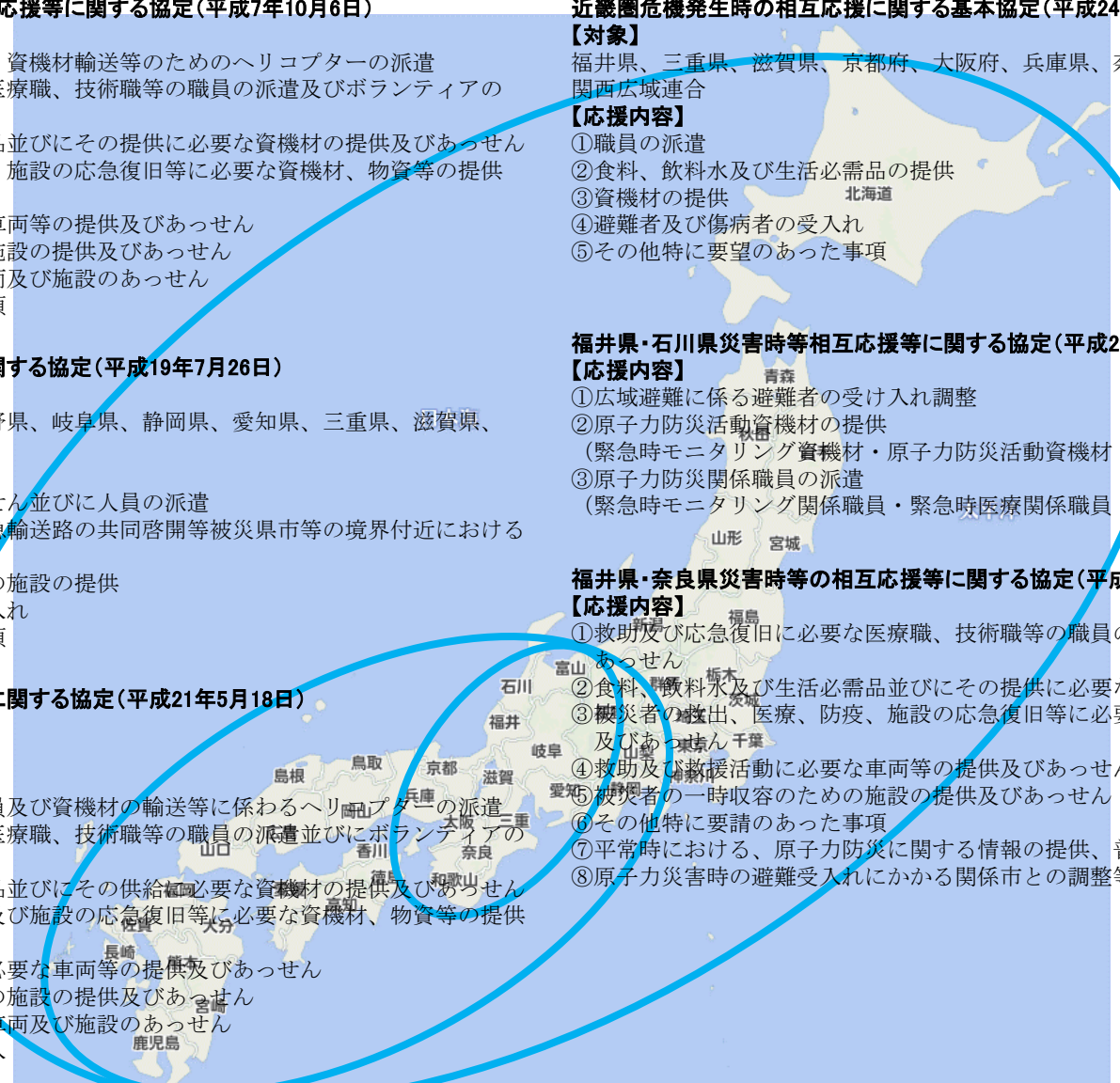
- ### 【応援内容】
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力



他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災府県が要請した措置

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①住民の避難
 - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
 - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年3月6日)

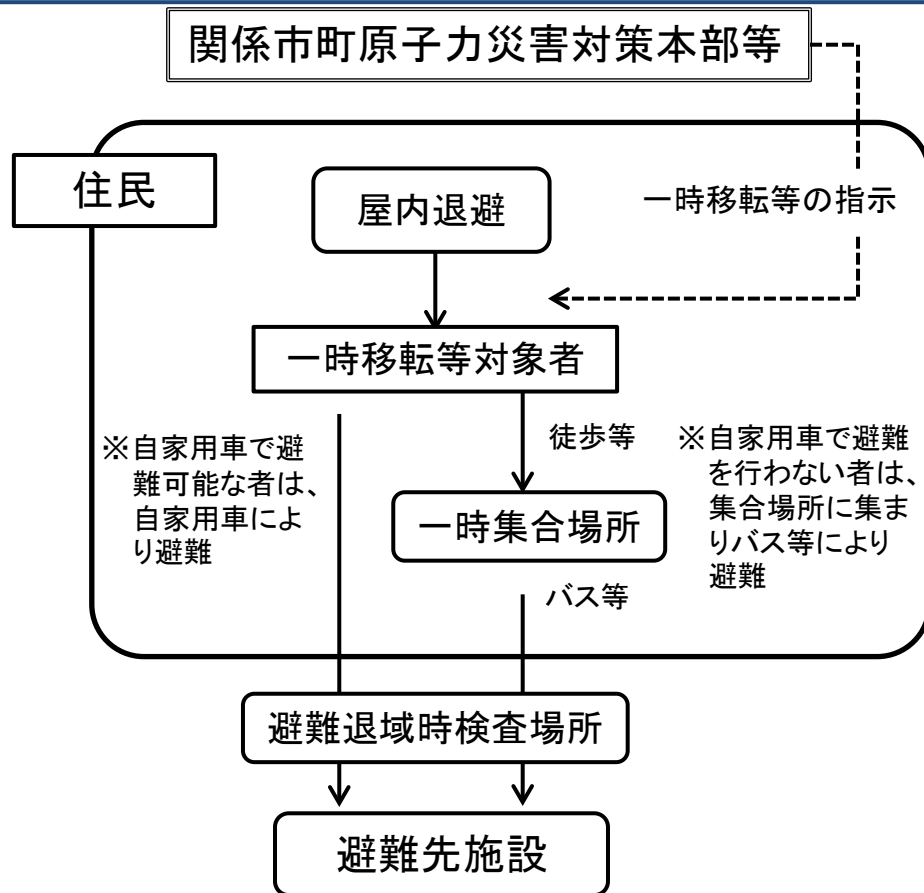
【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成都府県市が要請した措置



福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車又は県が確保するバス等により避難。



<UPZ市町の避難先>

※ 令和7年4月1日時点

市町名	県内避難先	県外避難先	
みはまちよう 美浜町 7,934人	おおい町、 <small>ちよう おおのし</small> 大野市	-	-
つるがし 敦賀市 61,852人	ふくい市 福井市	奈良県	奈良市、やまとこおりやまし 大和郡山市、 てんりし いこまし 天理市、生駒市
わかさちよう 若狭町 13,104人	-	兵庫県	たんばし たんばささやまし 丹波市、丹波篠山市、 みきし かとうし おおのし 三木市、加東市、小野市、 にしわまし かさいし たかちよう 西脇市、加西市、多可町
おばまし 小浜市 23,732人	-	兵庫県	ひめじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市
みなみえちぜんちよう 南越前町 9,380人	えいへいじちよう 永平寺町	-	-
えちぜんし 越前市 80,264人	さかいし し 坂井市、あわら市	石川県	こまつし のみし 小松市、能美市
えちぜんちよう 越前町 19,633人	さかいし 坂井市	-	-

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、同一県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

美浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 大野市ルート**
- 【主な避難経路①】
- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC →北陸自動車道→福井IC→国道158号
 - ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道
- 【主な避難経路②】
- ・ 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井IC→国道158号
 - ・ 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道



おい町ルート
 【主な避難経路②】
 国道27号(→国道162号)

【広域避難先②(県内避難)】
 おおのし 大野市※

- <美浜東地区>
大野市エキサイト広場総合体育施設
- <美浜中央地区>
上庄公民館、他8か所
- <美浜西地区>
大野市有終東小学校、他2か所

【広域避難先①(県内避難)】
 みはまがし おおい町

- <美浜東地区>
おおい町立佐分利小学校、他2か所
- <美浜中央地区>
里山文化交流センター、他3か所
- <美浜西地区>
おおい町総合町民体育館、他1か所

おい町ルート
 【主な避難経路①】
 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大飯高浜IC

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

県外避難なし

敦賀市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県内又は県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

奈良県※

- ＜西浦、常宮、沓見、松原地区＞
生駒市(生駒市コミュニティセンター、他23か所)
- ＜赤崎、敦賀北、東浦、咸新地区＞
天理市(天理市立東部公民館、他33か所)
- ＜栗野、栗野南、黒河、敦賀西、敦賀南、中郷地区＞
奈良市(奈良市立平城東中学校、他160か所)
- ＜中央地区＞
大和郡山市(大和郡山市南部公民館、他26か所)

※福井市に避難できない場合の避難先

【広域避難先(県内避難)】

福井市

- ＜西浦、常宮地区＞
福井市羽生小学校、他1か所
- ＜赤崎地区＞
福井市芦見生涯教育施設
- ＜栗野地区＞
福井市松本公民館、他15か所
- ＜栗野南地区＞
福井市立明倫中学校、他7か所
- ＜沓見地区＞
福井県立高志高等学校
- ＜黒河地区＞
福井市美山啓明小学校、他7か所
- ＜中央地区＞
福井市東藤島小学校、他12か所
- ＜敦賀北地区＞
福井市川西中学校、他15か所
- ＜敦賀西地区＞
福井市清水北小学校、他11か所
- ＜敦賀南地区＞
福井市西藤島小学校、他14か所
- ＜中郷地区＞
福井県立藤島高等学校、他14か所
- ＜東浦地区＞
福井市東体育館
- ＜松原地区＞
福井市社中学校、他14か所
- ＜咸新地区＞
福井市本郷小学校、他7か所

【主な避難経路⑤】

国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪
自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

県外避難

【主な避難経路④】

敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス
→第二京阪自動車道→交野北IC→国道1号→国道168号→国道163号

【主な避難経路①】
国道8号

【主な避難経路②】
敦賀IC→北陸自動車道→福井IC

【主な避難経路③】
国道476号→国道365号→国道8号

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 【広域避難先(県外避難)】
- 兵庫県
- <みそみ、明倫地区>
三木市(口吉川町公民館、他13か所)
 - <三方地区>
丹波篠山市(丹波篠山総合スポーツセンター、他5か所)
 - <加東市(やしろ国際学習塾)>
 - <気山、梅の里、岬地区>
丹波市(山南農業者等体育施設、他6か所)
 - <鳥羽地区>
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
 - <瓜生地区>
加西市(市民会館、他8か所)
 - <熊川地区>
多可町(文化会館ベルディーホール、他3か所)
 - <三宅地区>
加東市(滝野総合公園体育館)
 - <小野市(コミュニティセンター下東条、他1か所)>
 - <野木地区>
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)

【主な避難経路①】

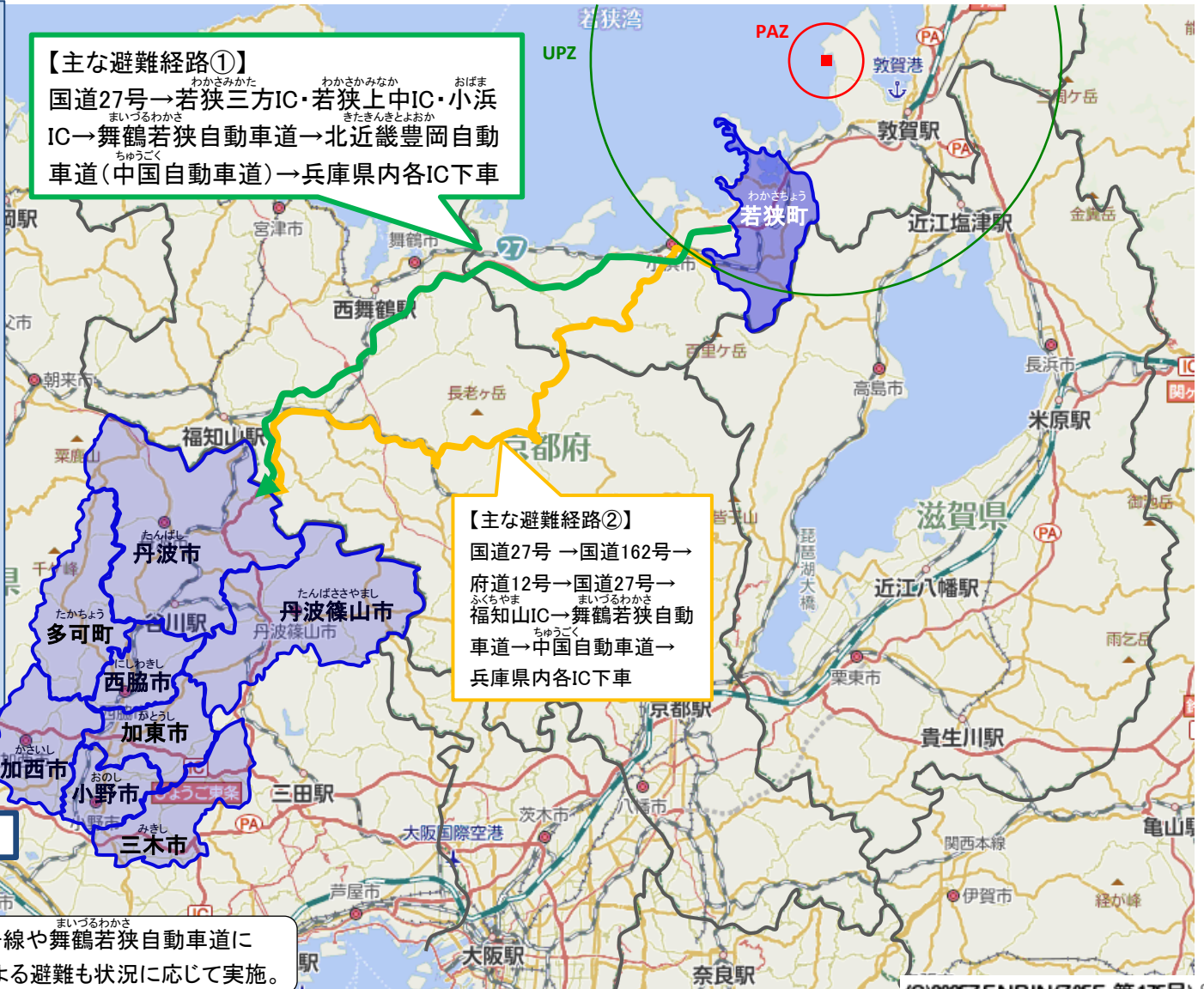
国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道(中国自動車道)→兵庫県内各IC下車

【主な避難経路②】

国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→ふくちやま福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→兵庫県内各IC下車

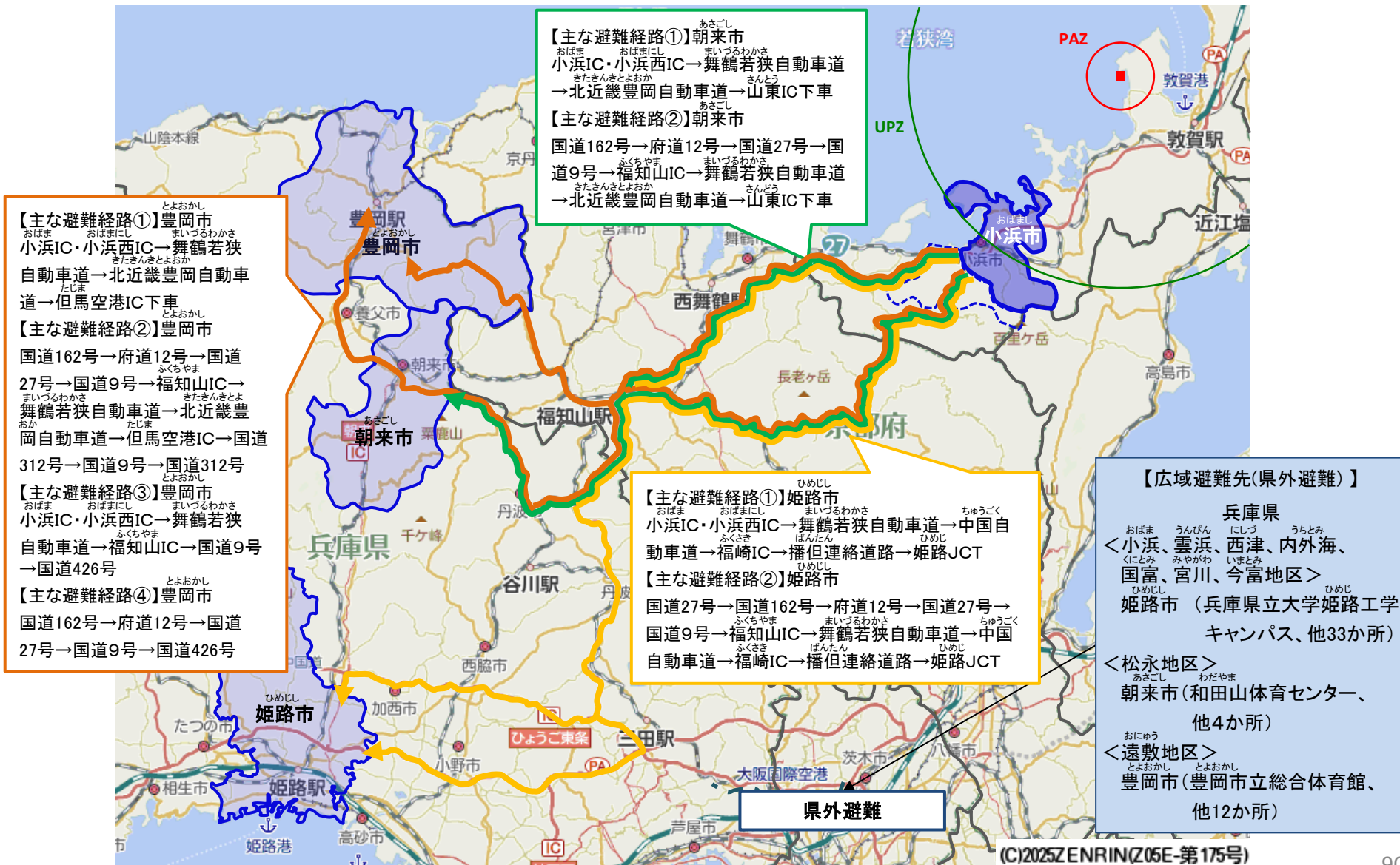
県外避難

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



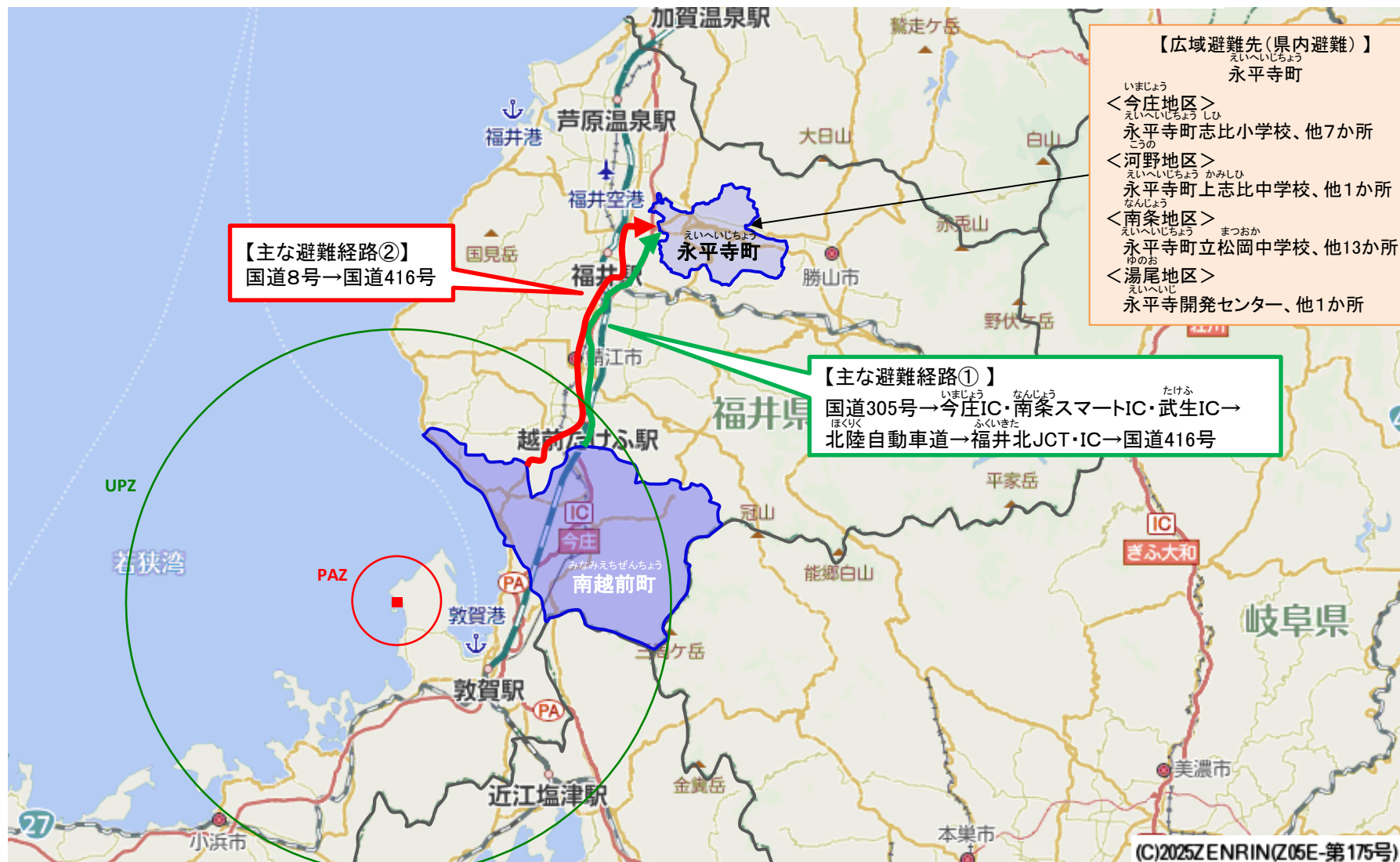
おぼまし 小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



南越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



越前市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県内避難)】

坂井市、あわら市

- < 神山地区 >
福井県児童科学館、他1か所
- < 大虫地区 >
春江B&G海洋センター、他9か所
- < 坂口地区 >
坂井市ゆりの里公園
- < 王子保地区 >
文化の森・YURI文化情報交流館、他3か所
- < 白山地区 >
坂井市立大石小学校、他3か所
- < 武生南地区 >
丸岡総合福祉保健センター
他12か所
- < 北日野地区 >
福井県立金津高等学校、他9か所

【主な避難経路②】

県道福井大森河野線(県道3号)→
県道福井四ヶ浦線(県道6号)→
県道福井加賀線(県道5号)

【主な避難経路④】 国道8号

【主な避難経路①】 国道8号

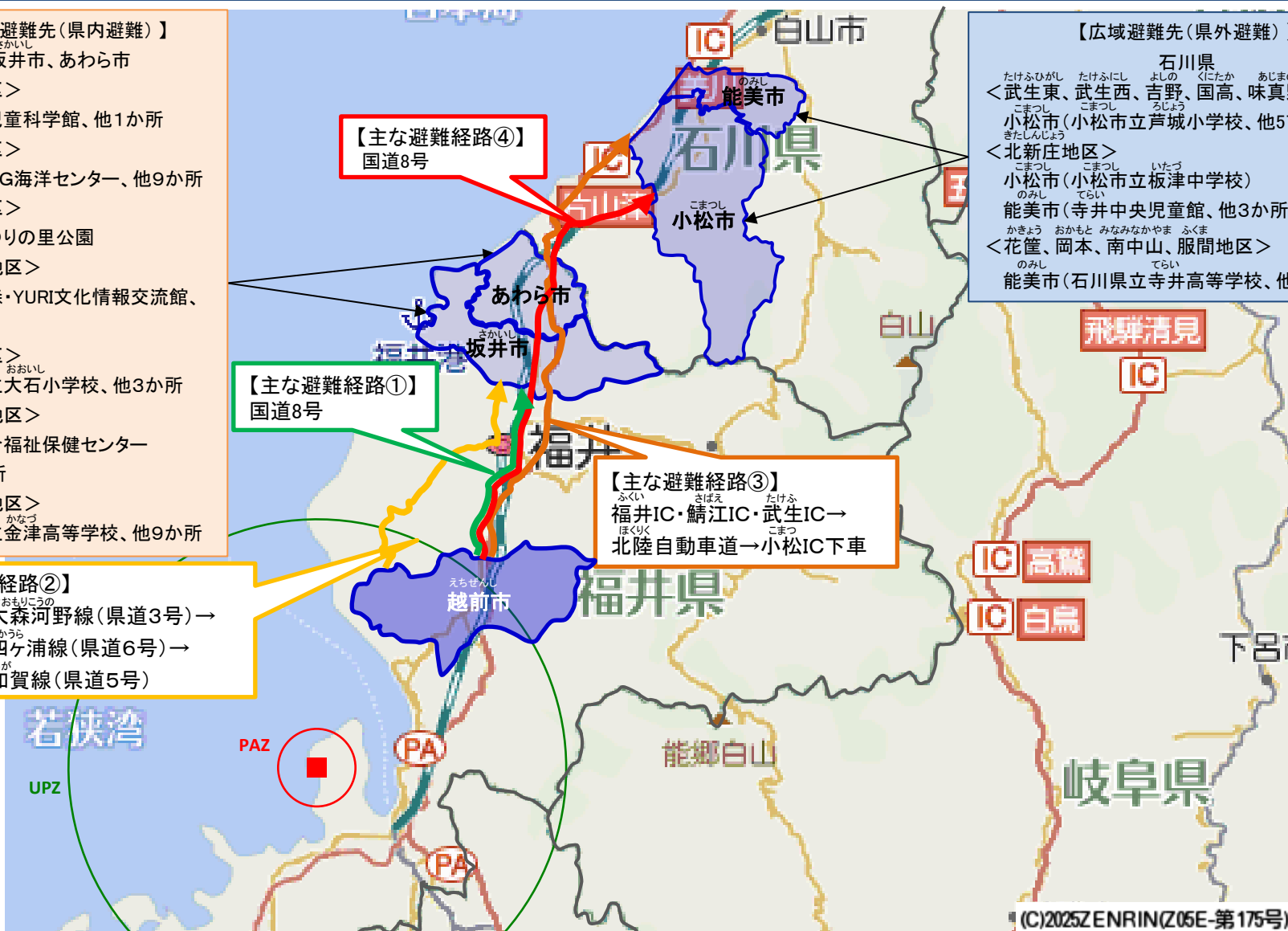
【主な避難経路③】

福井IC・鯖江IC・武生IC→
北陸自動車道→小松IC下車

【広域避難先(県外避難)】

石川県

- < 武生東、武生西、吉野、国高、味真野地区 >
小松市(小松市立芦城小学校、他57か所)
- < 北新庄地区 >
小松市(小松市立板津中学校)
- 能美市(寺井中央児童館、他3か所)
- < 花筐、岡本、南中山、服間地区 >
能美市(石川県立寺井高等学校、他18か所)



越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

おばま おばまにし
小浜IC・小浜西IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC
 又は
 国道162号→府道12号
 →国道27号→福知山IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC

わかさみなか
国道27号→若狭三方IC・
若狭上中IC・小浜IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →中国自動車道→吉川IC
 又は
 国道162号→府道12号
 →国道27号→福知山IC
 →舞鶴若狭自動車道
 →中国自動車道→吉川IC



自家用車で県外避難を実施する際には、「車両一時保管場所※」に立ち寄り自家用車からバスに乗り換えてから避難先へ向かう。
 ※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振り分け等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるような複数の候補地をあらかじめ準備。
 ● 〇 は車両一時保管場所候補地を示す

あさごし とよおかし
朝来市・豊岡市

ひめじし たんばし
 姫路市・丹波市・
 たんばさやまし
 丹波篠山市・
 みきし かとうし
 三木市・加東市・
 おのし にしわかし
 小野市・西脇市・
 かさいし たかちよう
 加西市・多可町

ならし やまとこおりやまし てんりし いごまし
 奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市

自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

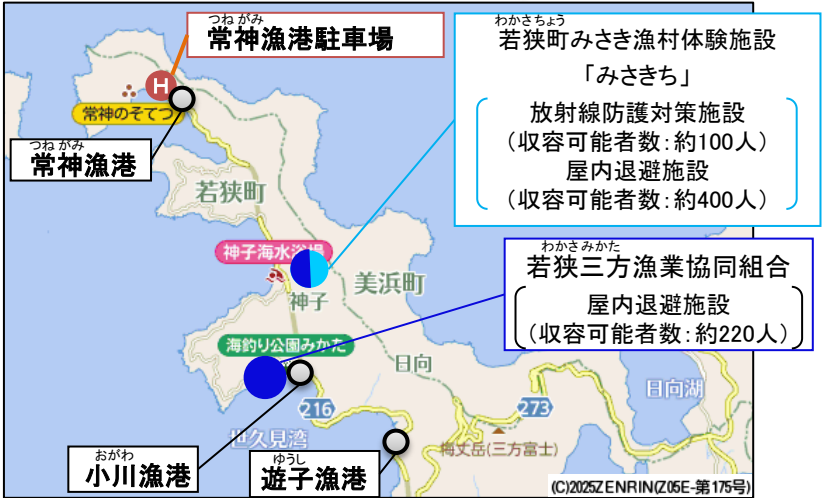
- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
敦賀半島	敦賀市西浦地区等	敦賀原子力館グラウンド
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
内外海半島	小浜市内外海地区	泊区内場外離発着場

半島部(例) 若狭町常神半島

- <凡例>
- :放射線防護対策施設(収容可能者数)
 - :放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H:ヘリポート適地等
 - :漁港



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所	
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド	
敦賀市	咸新地区	谷	旧咸新小学校グラウンド
	中郷地区	奥麻生	愛発公民館
	黒河地区	山	黒河小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド	
越前市王子保地区	瓜生野町、森久町	武生第六中学校グラウンド	
越前町	常磐地区	頭谷	旧常磐小学校グラウンド
	糸生地区	小川、真木	糸生小学校グラウンド

中山間地域(例) 美浜町新庄地区



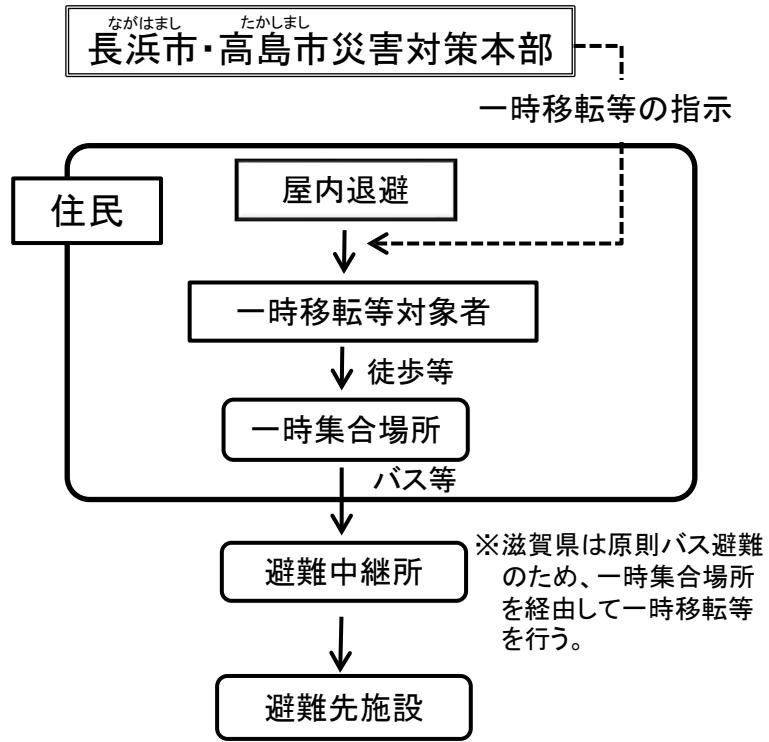
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

<UPZ市の避難先>

※令和7年4月1日時点



市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 22,746人	ながはまし 長浜市内 くさつ 草津市 こうかし 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	大阪府 おおさかし さかいし きしわだし いずみおおつし かいづかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やおい いずみさのし とんだぼやしし かわちながのし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし ひがしおおさかし せんなんし おおさかさやまし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし ただおかちよう くまどりちよう たじりちよう みさきちよう 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たいしちよう かなんちよう ちはやあかさかむら 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 25,639人	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

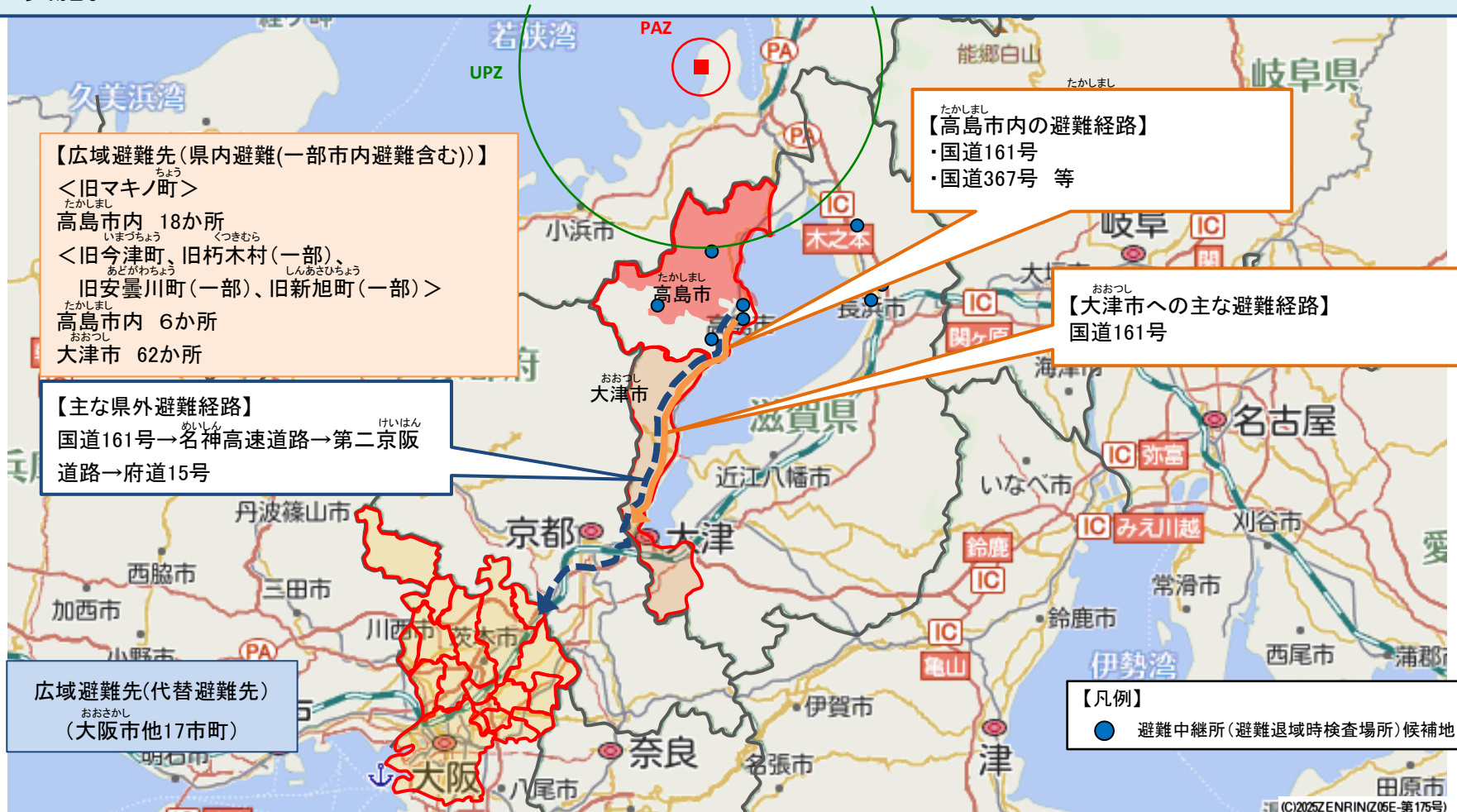
ながはまし 長浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及びながはましは、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ながはましは、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



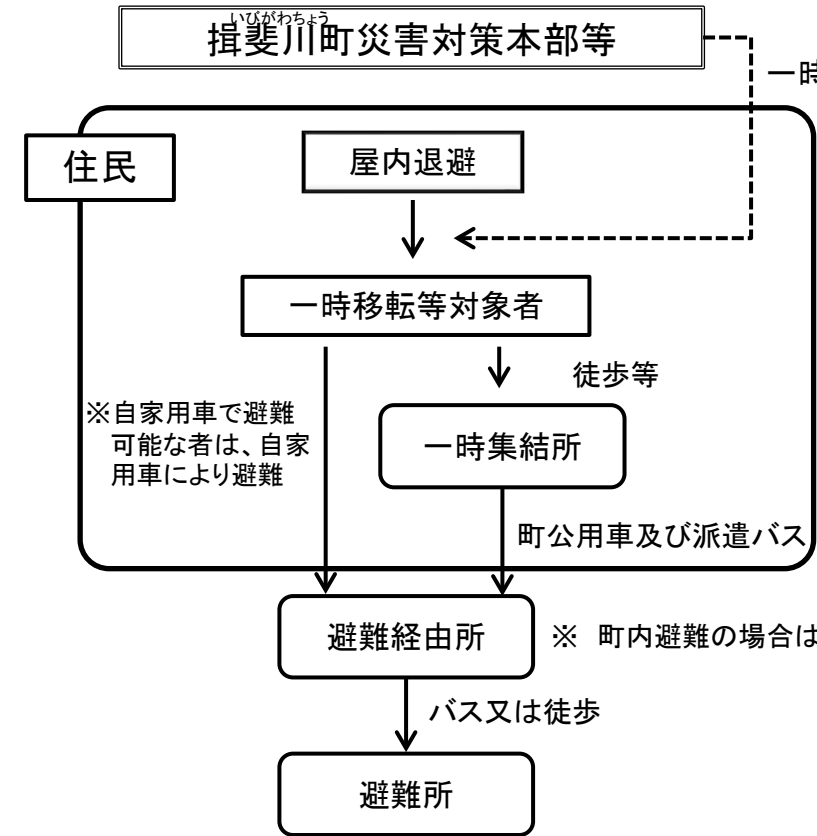
高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



岐阜県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



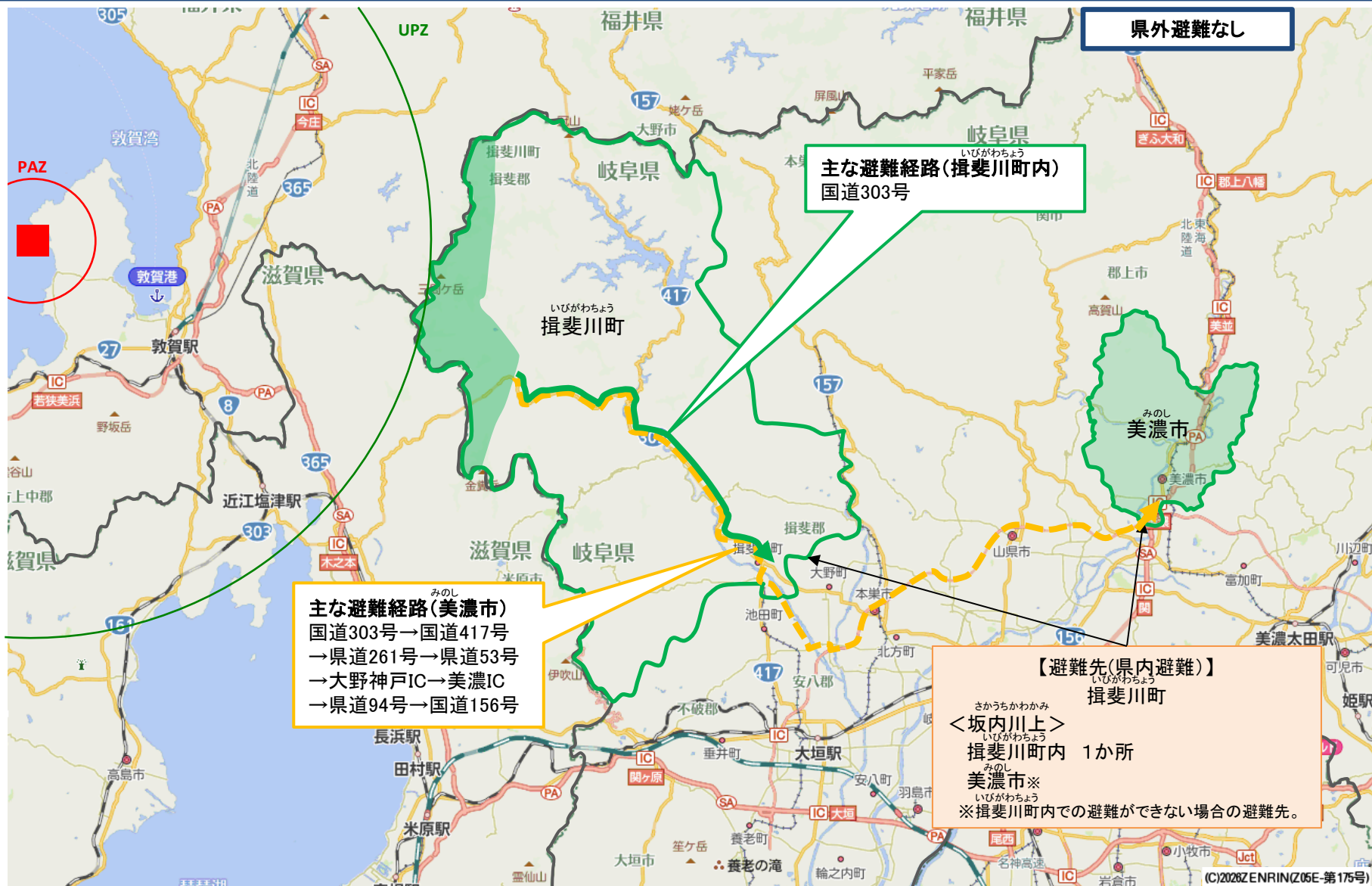
<UPZの避難先> ※ 令和7年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 40人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

揖斐川町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害により孤立した場合の対応(岐阜県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 さかうち かわかみ 坂内川上地区



<凡例>

- : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)
- H : ヘリポート適地等

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。102

自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害により使用できない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

<直轄国道>
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

<舞鶴若狭自動車道>
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

<福井県の管理道路>
福井県災害対策本部が応急復旧作業を実施



福井県災害対策本部

岐阜県災害対策本部

<岐阜県の管理道路>
岐阜県災害対策本部において応急復旧作業を実施

<滋賀県の管理道路>
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

滋賀県災害対策本部

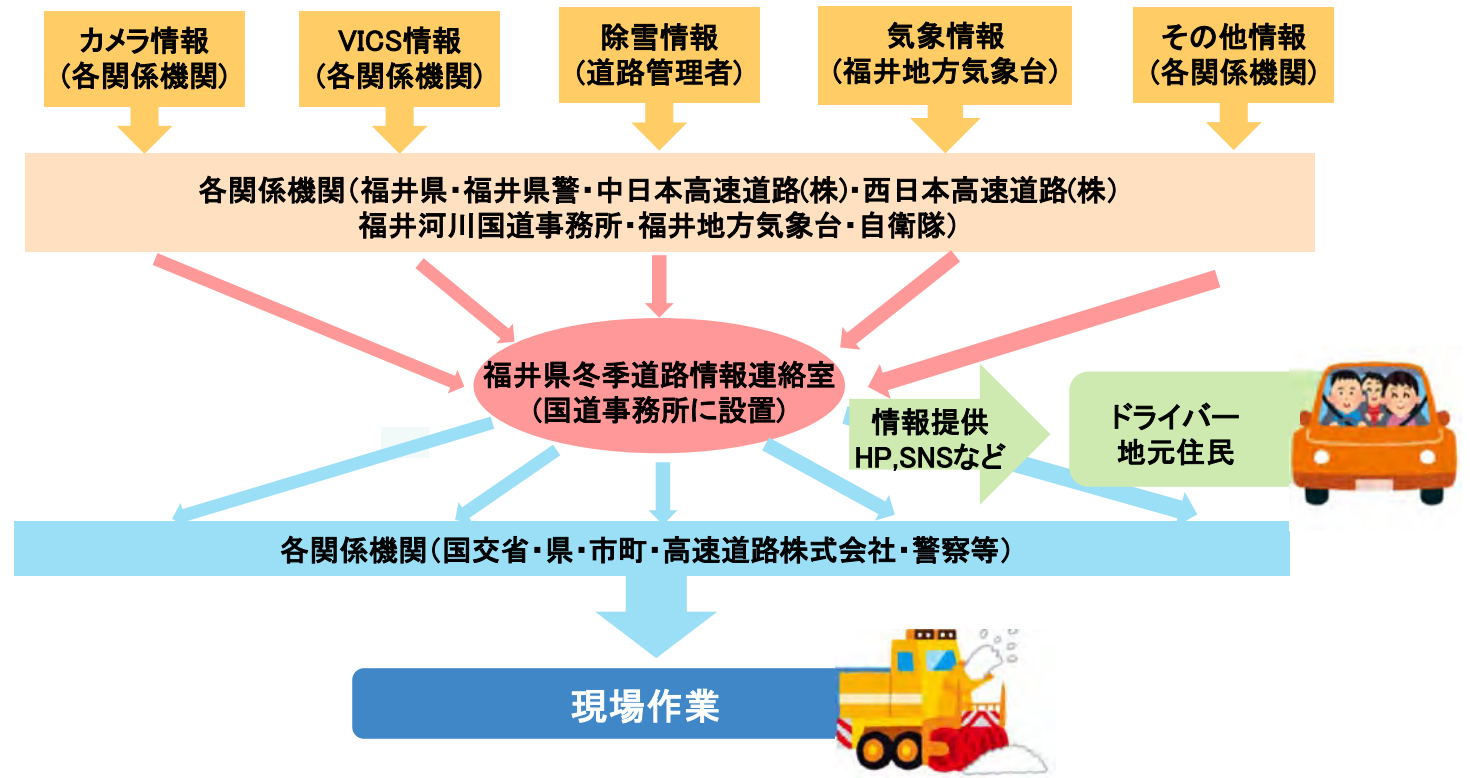
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

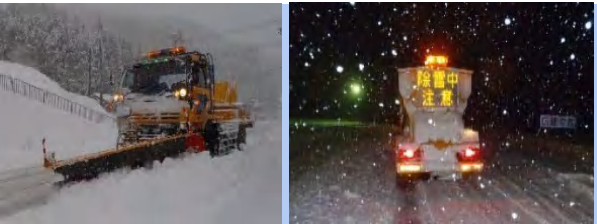
＜福井県における情報連絡本部（例）＞



福井県における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

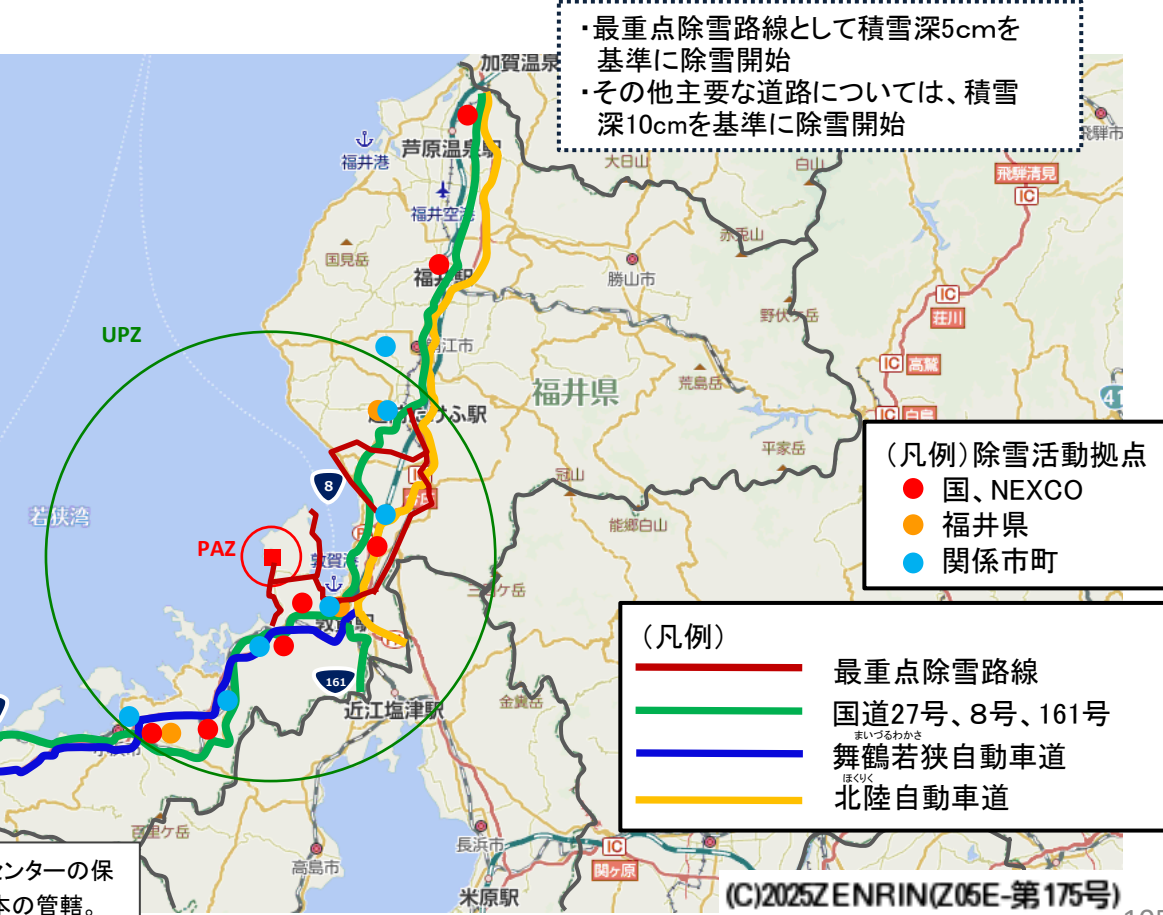
- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

除雪機械の配備台数		うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局)【R7.4現在】 ※福井県内の配備数	111台	—
福井県【R7.11現在】	286台	22台
関係市町【R7.4現在】 (美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)	205台	46台
高速道路会社(NEXCO)※1【R7.10現在】	111台	—
民間【R7.11現在】	2,200台	168台



(凡例) 除雪活動拠点
 ● 国、NEXCO
 ● 福井県
 ● 関係市町

(凡例)
 最重点除雪路線
 国道27号、8号、161号
 舞鶴若狭自動車道
 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保安サービスセンター、福井保安サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

滋賀県における降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



岐阜県における降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- 岐阜県及び揖斐川町いびがわちょうは毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深はおおむね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業（除雪、凍結防止等の対策）を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

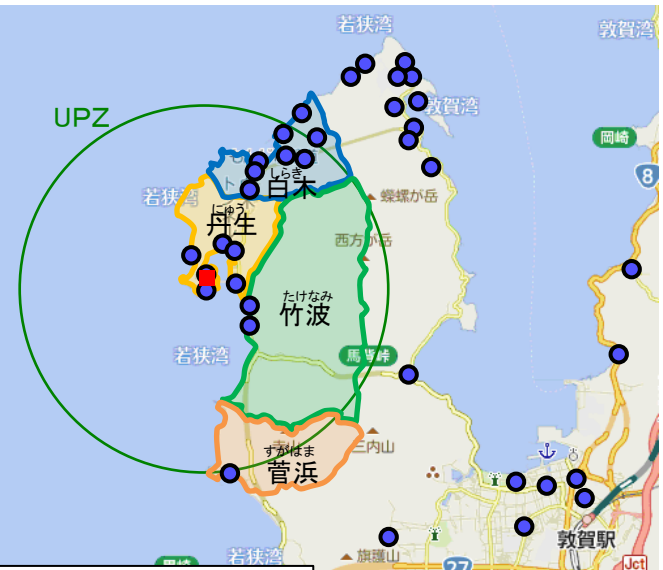
<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内の住民は屋内退避を実施する。
2. 3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZおおむね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内(おおむね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している地域を特定。当該地域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



(凡例)
● : モニタリングポスト

<おおむね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

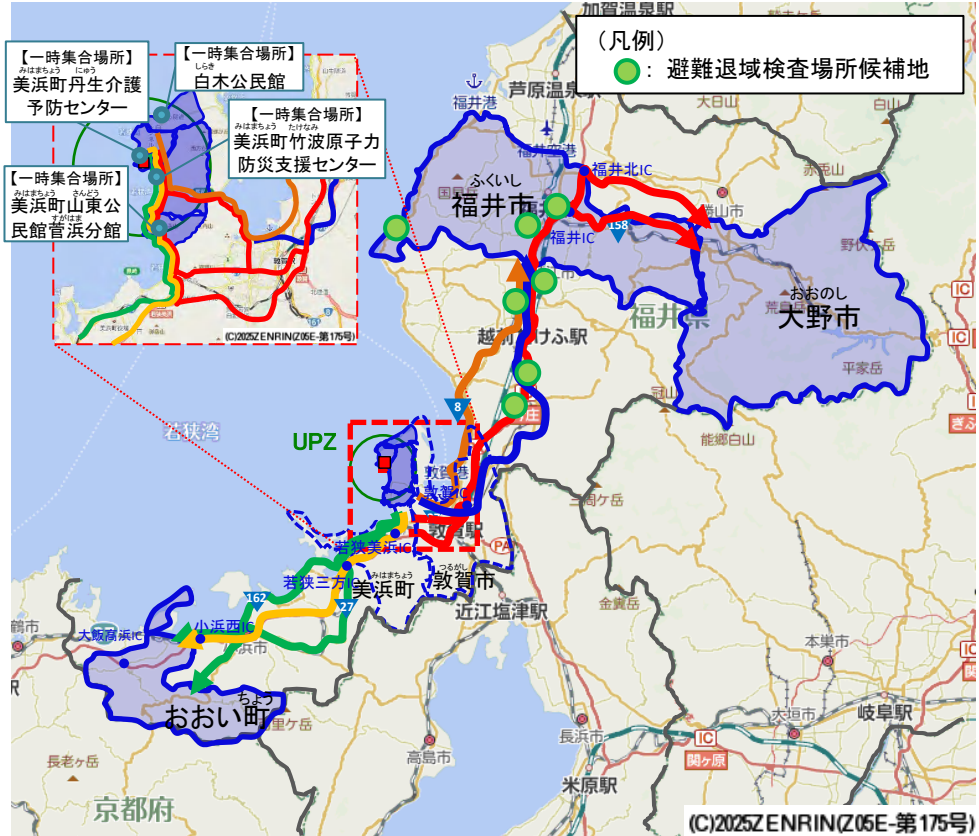
1市1町(美浜町、敦賀市)
住民数:752人
 人口:令和7年4月1日時点

対象地区		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	229人	22人
	竹波地区	93人	14人
	菅浜地区	371人	62人
小計		693人	98人
敦賀市	白木1丁目	59人	0人
	白木2丁目	0人	0人
小計		59人	0人
合計		752人	98人

1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施地域の避難先及び避難手段については、3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様(避難先はP44、避難手段はP46参照)。
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所より各市町が指定する集合場所や避難経路上の緊急配布場所、避難退域時検査場所に市町職員が搬送のうえ、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)



安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- UPZ(おおむね5km圏内)において、学校・保育所・医療機関・社会福祉施設は所在していない。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等と呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、福井県等が確保した車両で一時移転等を実施(詳細はP71参照)。
- 複合災害時において、一時移転などが必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先(詳細はP72、73、74、75参照)。

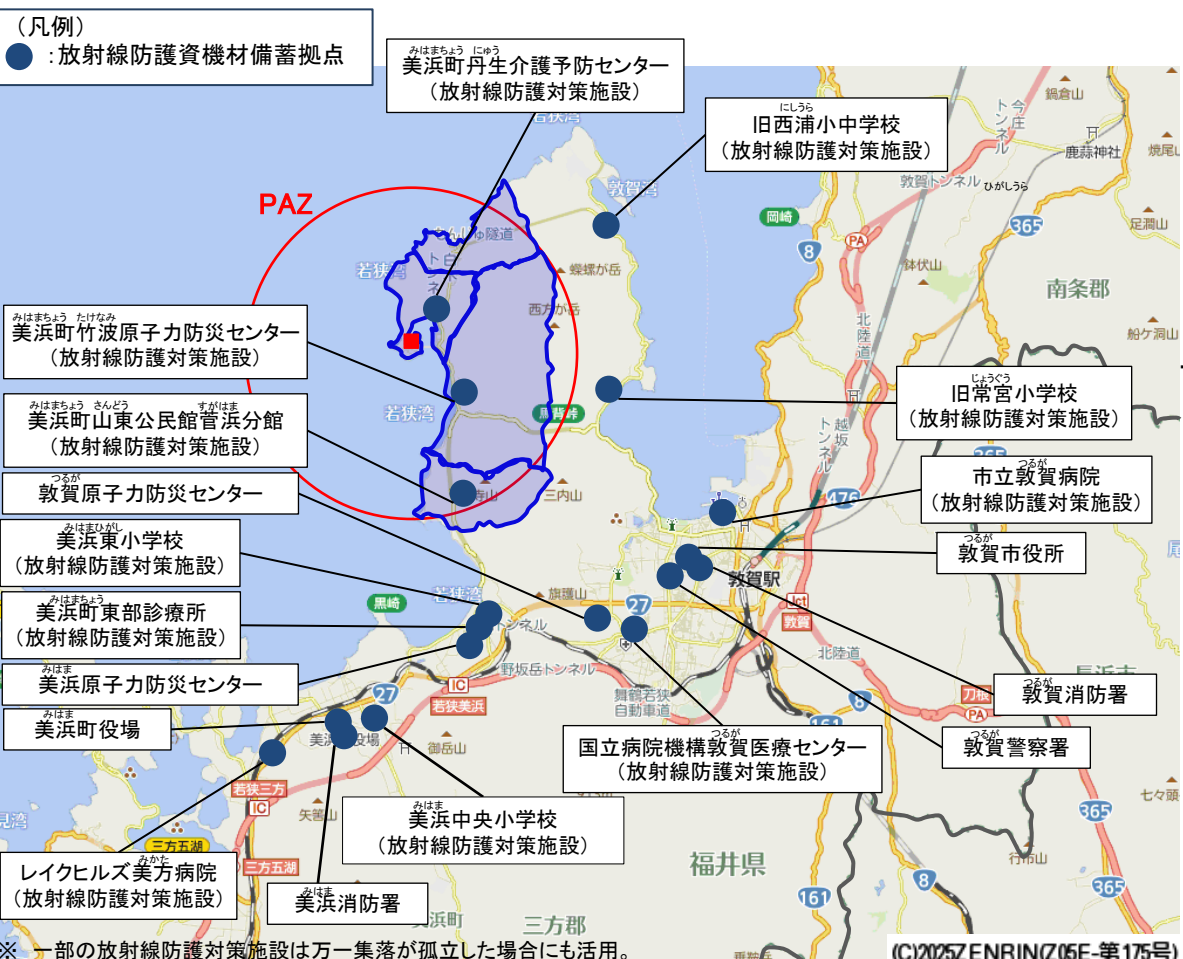
<在宅の避難行動要支援者>

市 町	地 区	避難行動要支援者	支援者	支援者の同行により避難可能な者	避難の実施により健康リスクが高まる者
美浜町 <small>みはまちょう</small>	丹生 <small>にゅう</small>	22人	22人	16人	6人
	竹波 <small>たけなみ</small>	14人	14人	10人	4人
	菅浜 <small>すがはま</small>	62人	62人	46人	16人
敦賀市 <small>つるがし</small>	白木1丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
	白木2丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
合 計		98人	98人	72人	26人

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県は、PAZの防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員（消防団員を含む）のほか、バス会社等の運転者、放射線防護対策施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

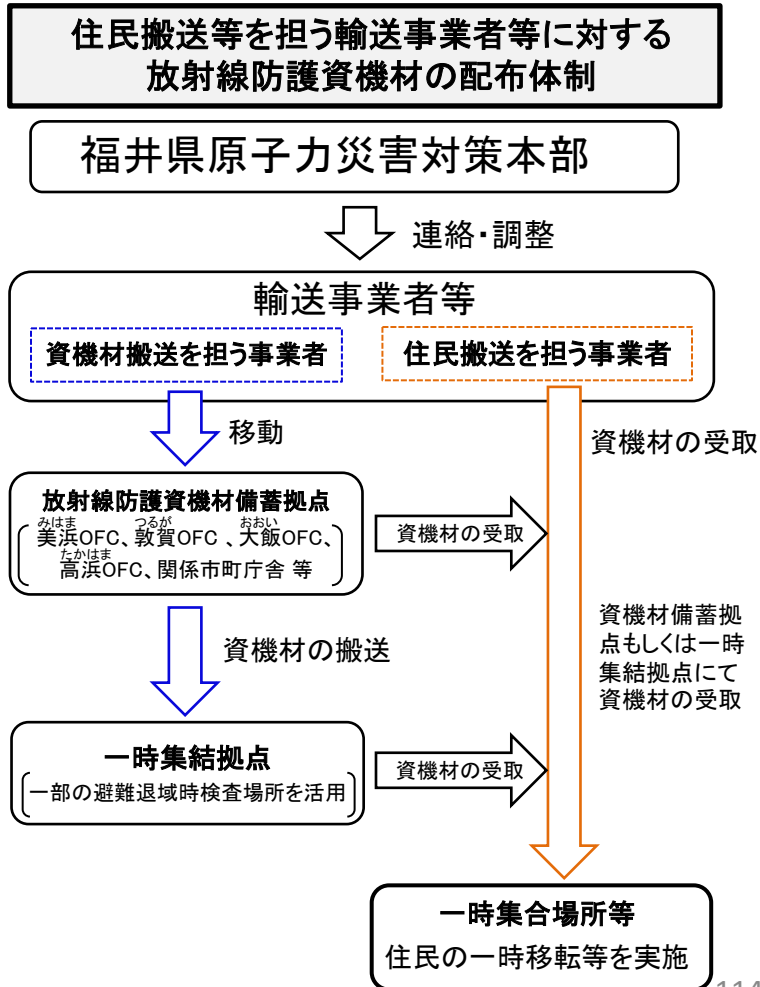
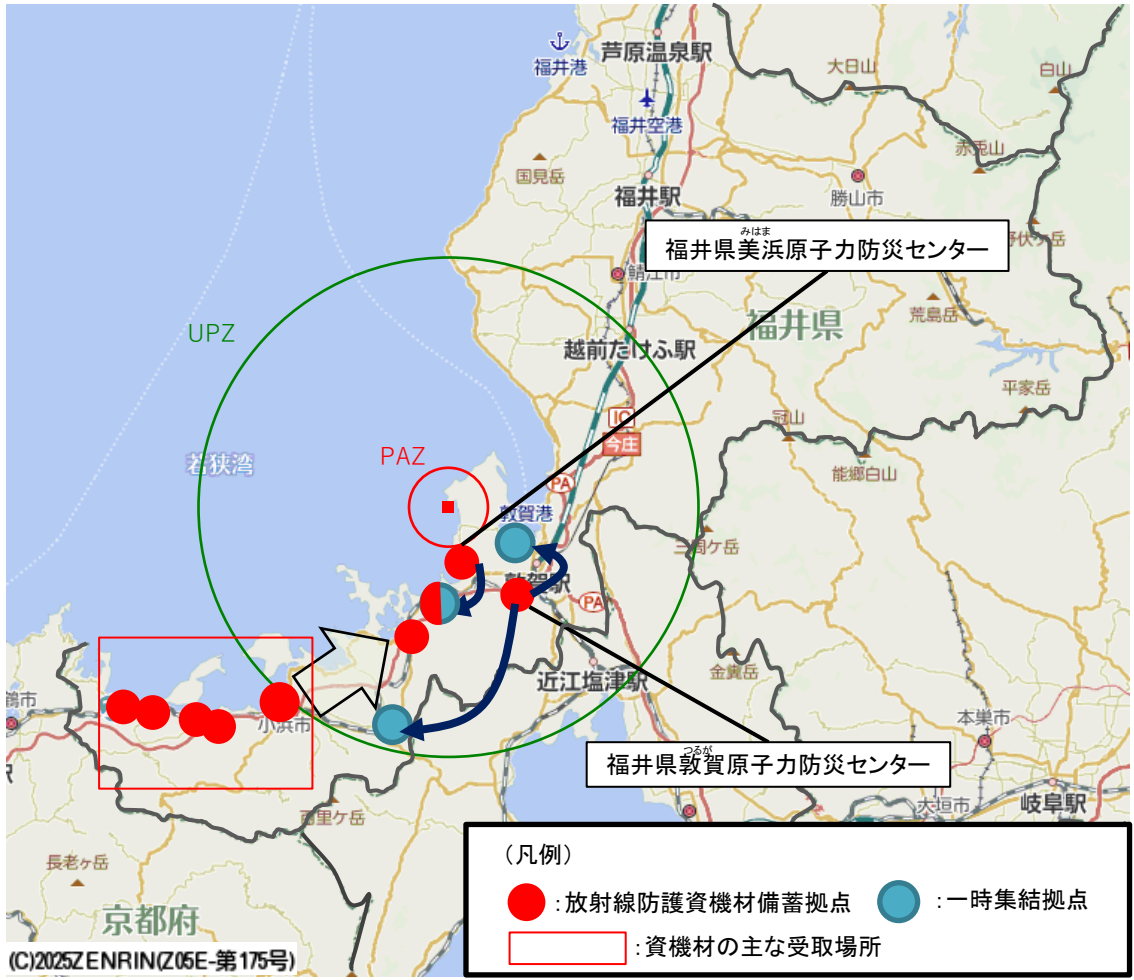


サーベイメータ(GM管) 個人線量計 防護服

備蓄拠点	対象者
福井県美浜原子力防災センター 福井県敦賀原子力防災センター 美浜町役場 敦賀市役所	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者
敦賀警察署 敦賀消防署 美浜消防署	警察職員 消防職員、消防団員 等
放射線防護対策施設	施設管理者、避難誘導者等

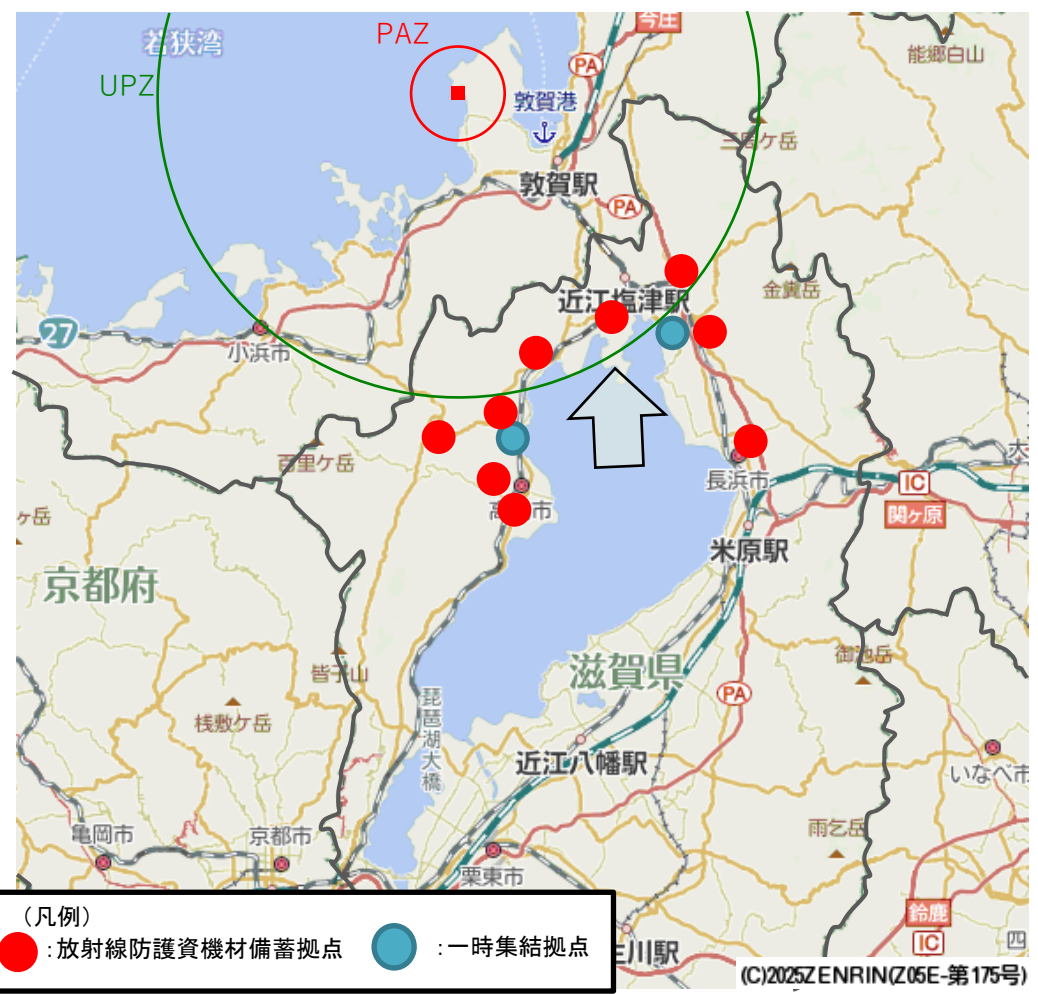
福井県におけるUPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

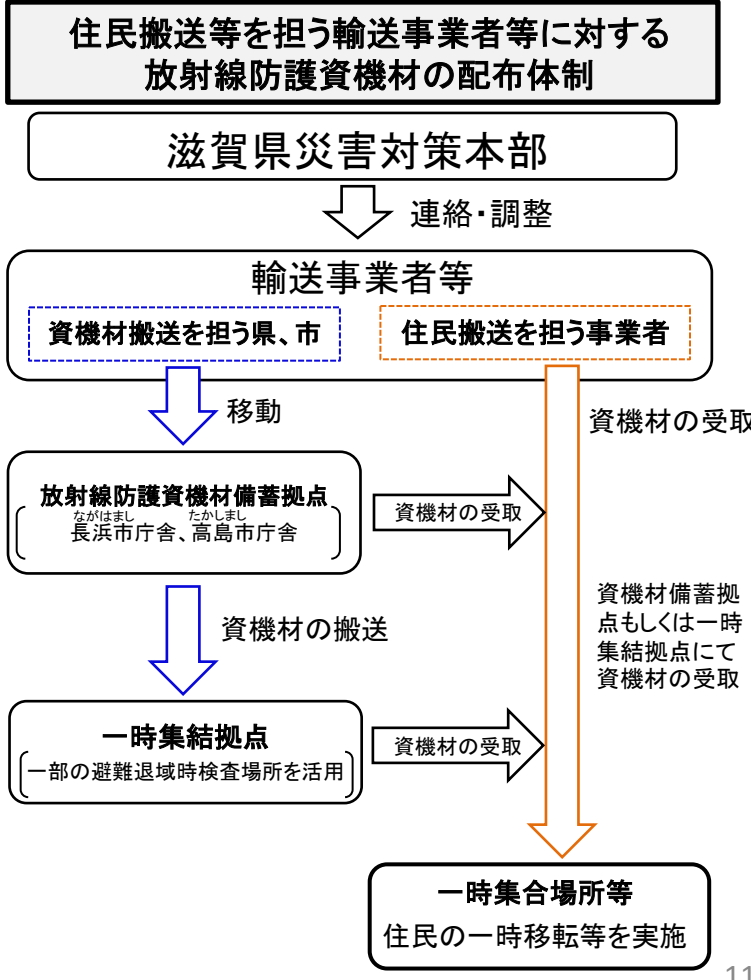


滋賀県におけるUPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



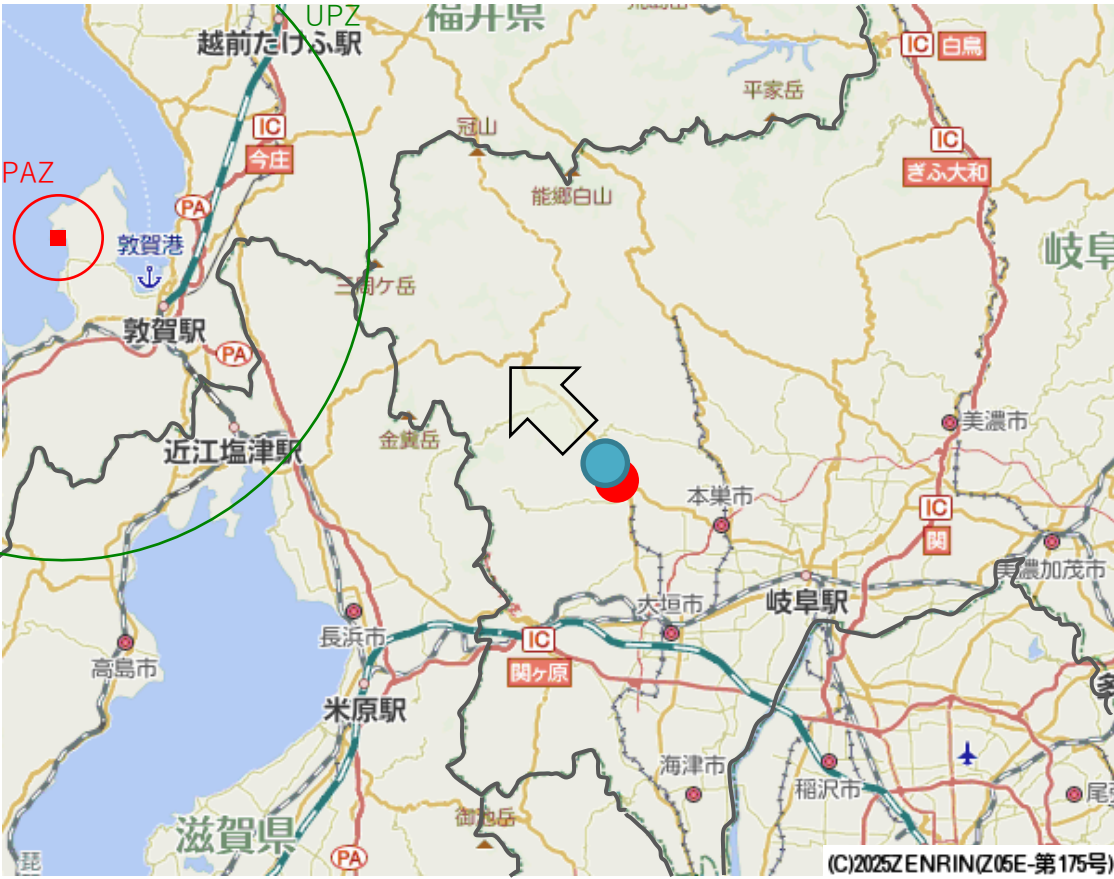
(凡例)
● : 放射線防護資機材備蓄拠点
● : 一時集結拠点



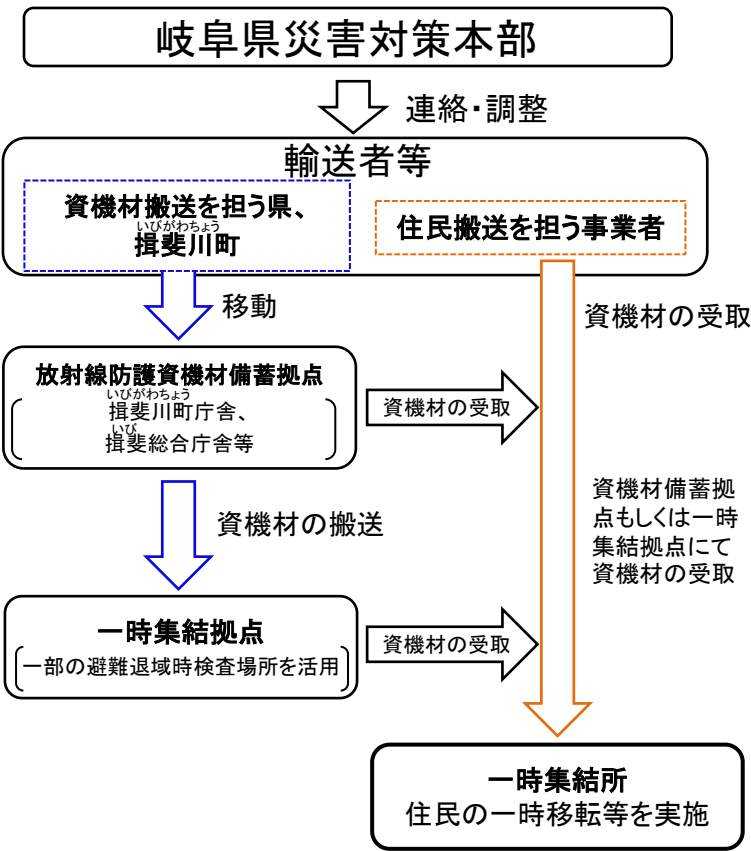
岐阜県におけるUPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点（一部の避難退域時検査場所を活用）で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。

(凡例)
● : 放射線防護資機材備蓄拠点 ● : 一時集結拠点



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
防護服	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



防護服

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定」を締結（平成28年8月5日）。

福井県、滋賀県及び岐阜県の関係市町における行政備蓄

➤ 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	福井県								滋賀県			岐阜県		
	福井県	みはまちよう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちよう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちよう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちよう 越前町	滋賀県	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町	
食料品 (食)	56,210	16,698	34,629	3,850	9,940	2,495	11,319	8,763	285,680	52,440	35,330	29,681	13,424	
飲料水 (リットル)	13,200	17,433	5,223	5,220	14,632	1,467	12,196	8,106	—	58,260	34,350	32,125	5,211	
毛布 (枚)	19,170	2,188	6,169	1,048	2,488	809	4,143	1,306	26,760	26,460	11,295	4,380	1,538	
災害用 トイレ	設置型トイレ (台)	366	2,532	6,198	60	40	52	84	212	—	141	778	356	135
	携帯トイレ (回分)	93,300	4,300	1,638	4,100	8,520	2,600	6,800	18,750	—	2,200	346	11,600	24,400

※ 上記の数量は令和6年11月現在(「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果について(内閣府政策統括官(防災担当))」を基に作成)。
 ※ 上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

福井県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

➤ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)パロー、(有)南部酒造場、(株)ハイピース、(株)若狭瓜割、(株)おおい、北陸コカ・コーラボトリング(株)、サントリーフーズ(株)、キリンビバレッジ(株)北陸支社、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、大塚製薬(株)、西日本段ボール工業組合、大塚製薬(株)金沢支社、(株)セブン-イレブン・ジャパン、イオンリテール(株)中部カンパニー、マックスバリュ北陸(株)
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(一社)福井県エルピーガス協会
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣	(一社)福井県トラック協会、(公社)福井県バス協会、(一社)福井県タクシー協会
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害発生時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理および出庫	福井県倉庫協会

市町	協定の種類・締結民間企業等
みはまちよう 美浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ティケーエス、美浜町衣料品組合、敦賀美方農業協同組合、美方菓子組合美浜支部、美浜町食品組合、美浜町料理飲食店組合、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピーガス協会敦賀支部、美浜町石油組合】
つるがし 敦賀市	生活物資等の供給【北陸コカ・コーラボトリング(株)、福井県生活協同組合、三和薬品(株)】 燃料等の供給【福井県石油商業組合敦賀支部福井県LPガス協会・福井県LPガス協会敦賀支部】
わかさちよう 若狭町	生活物資等の供給【JA若狭、JA敦賀美方、協同組合三方SC、(株)PLANT、(株)若狭瓜割、(株)光洋若さ工場、福井県民生活協同組合、NPO法人コメリ災害対策センター】
おほまし 小浜市	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、(株)ママーズストア、セッツカートン(株)、Jパックス(株)、大塚製薬株式会社名古屋支店、(株)ナフコ】 燃料等の供給【福井県石油業協会若狭支部、(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部】
みなみえちぜんちよう 南越前町	生活物資等の供給【NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】
えちぜんし 越前市	生活物資等の供給【北陸コカ・コーラボトリング(株)、レンゴー株式会社、NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、株式会社グایدードリンク北陸、株式会社平和堂、越前たけふ農業協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県LPガス協会武生支部・今立支部、武生石油協会】
えちぜんちよう 越前町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【一般社団法人福井県エルピーガス協会】

滋賀県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

➤ ^{ながはまし}長浜市・^{たかしまし}高島市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、滋賀県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
滋賀県	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	災害救助に必要な物資の調達および供給等	滋賀県生活協同組合連合会、合同会社西友、(株)平和堂、イオンリテール(株)近畿・北陸カンパニー、(株)近鉄百貨店草津店、ユニー(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、富士産業(株)、(株)ファミリーマート、三笠コカ・コーラボトリング(株)、(株)カインズ、西日本段ボール工業協会、中島商事(株)、(一社)滋賀フードトラック協会、(一社)日本キッチンカー経営審議会、(株)橋本クロス、東洋アルミエコープロダクツ(株)	ながはまし 長浜市	生活物資の供給等 【長浜地方卸売場、長浜商店街連盟、(株)ユタカファーマシー、イオンビッグ(株)、イオン近畿カンパニー(株)、(株)平和堂、三笠コカ・コーラボトリング(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ナフコ、新江州(株)、セツカートン(株)、(株)橋本クロス、(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション、スギホールディングス(株)】 燃料の供給等 【社団法人滋賀県エルピーガス協会長浜支部、社団法人滋賀県エルピーガス協会東浅井伊香支部】
	災害時の燃料の供給に関する協定	災害時における石油類燃料の供給等	滋賀県石油商業組合、石油連盟		たかしまし 高島市
	災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県漁業協同組合連合会、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)、(株)ノエビア		
	災害時における物資の保管等に関する協定	災害時における物資の輸送、受入れ、仕分け、保管および出庫等の物流業務	滋賀県倉庫協会		

岐阜県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

➤ ^{いびがわちよう}揖斐川町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、岐阜県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

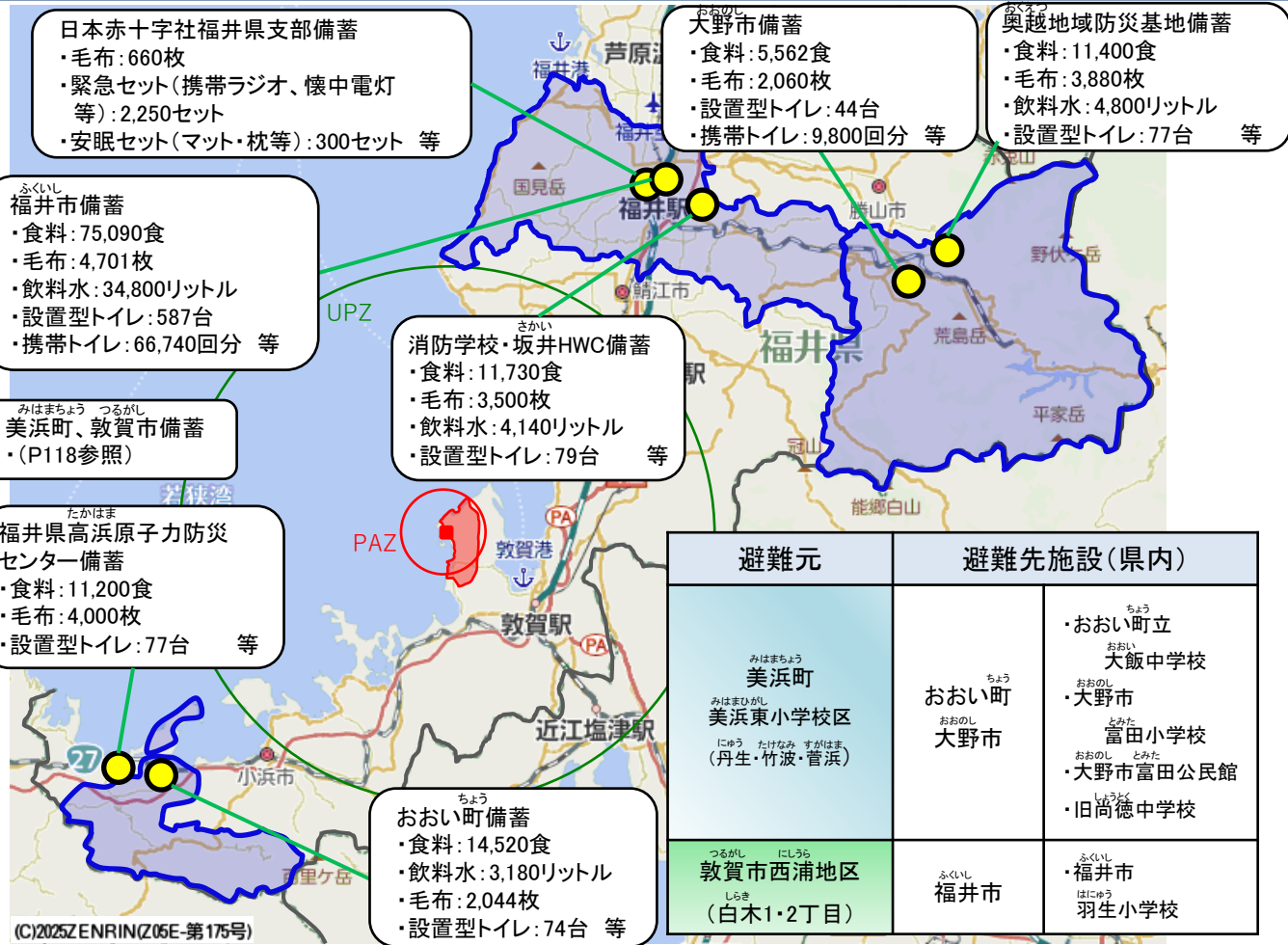
災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
岐阜県	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	生活必需物資の調達	(株)ローソン、(株)パロー、ユニー(株)、(特非)コメリ災害対策センター、イオンリテール(株)中部カンパニー、サントリーフーズ(株)、(株)ファミリーマート、(株)トカイ、(株)ケーヨー、(同)西友、コストコホールセールジャパン(株)、奥長良名水(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)カインズ、中日本段ボール工業組合、岐阜県テント・シート工業組合、全岐阜県生活協同組合連合会
	災害時における燃料の供給に関する協定	LPガス、石油燃料等の優先供給及び運搬	(一社)岐阜県エルピーガス協会、岐阜県石油商業組合
	災害応急対策等に必要な輸送車両の確保等に関する協定	物資及び資材の輸送	(一社)岐阜県トラック協会
	災害発生時等の物資の保管等に関する協定	物資の保管、物流専門家等の派遣、資機材等の供出等	東海倉庫協会

	協定の種類	内容	締結民間企業等
揖斐川町 ^{いびがわちよう}	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	生活必需物資の調達	(株)ユタカファーマシー いび川農業協同組合
	災害時における燃料の供給に関する協定	LPガス、石油燃料等の優先供給及び運搬	岐阜県エルピーガス協会 西濃支部、いび川農業協同組合(ガソリン・軽油・重油・灯油・混合油)
	災害時の薬剤師医療救護に関する協定	避難所等における医薬品等の管理及び供給	揖斐郡薬剤師会

美浜町及び敦賀市におけるPAZからの避難時(県内避難)の物資備蓄・供給体制

- 美浜町及び敦賀市のPAZからの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、福井県、美浜町及び敦賀市による備蓄、さらには福井県、美浜町及び敦賀市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社福井県支部に備蓄された物資(食料等の生活用品)等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 福井県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、福井県から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内容
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定 他3協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
美浜町	災害時における物資供給に関する協定 他1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
敦賀市	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定 他1協定	災害時等における生活物資の供給

※詳細はP119参照

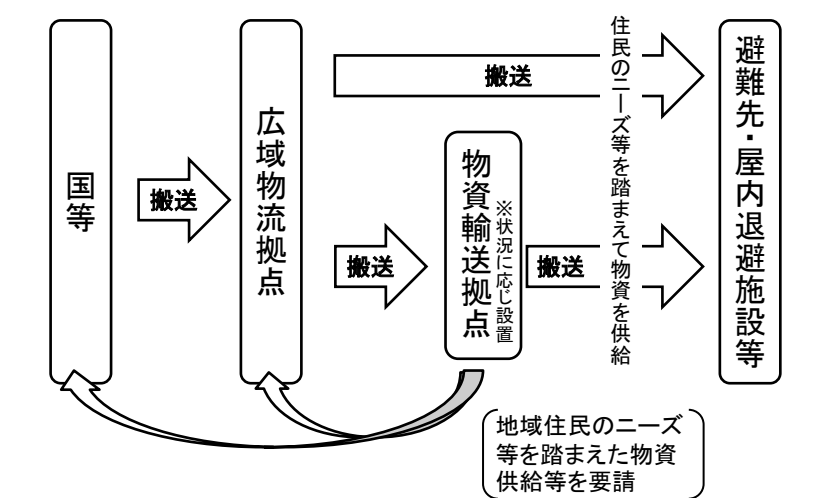
避難元自治体による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他美浜町及び敦賀市が指定する物資

(※) 物資備蓄数は概数

福井県における物資の調達・供給

- ▶ 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため広域物流拠点を指定※。広域物流拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や物資輸送拠点に輸送。
- ※福井県にて指定している広域物流拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- ▶ 物資輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行うとともに、広域物流拠点で受け入れた支援物資を住民の避難先等へ円滑に輸送。
- ▶ 広域物流拠点・物資輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。

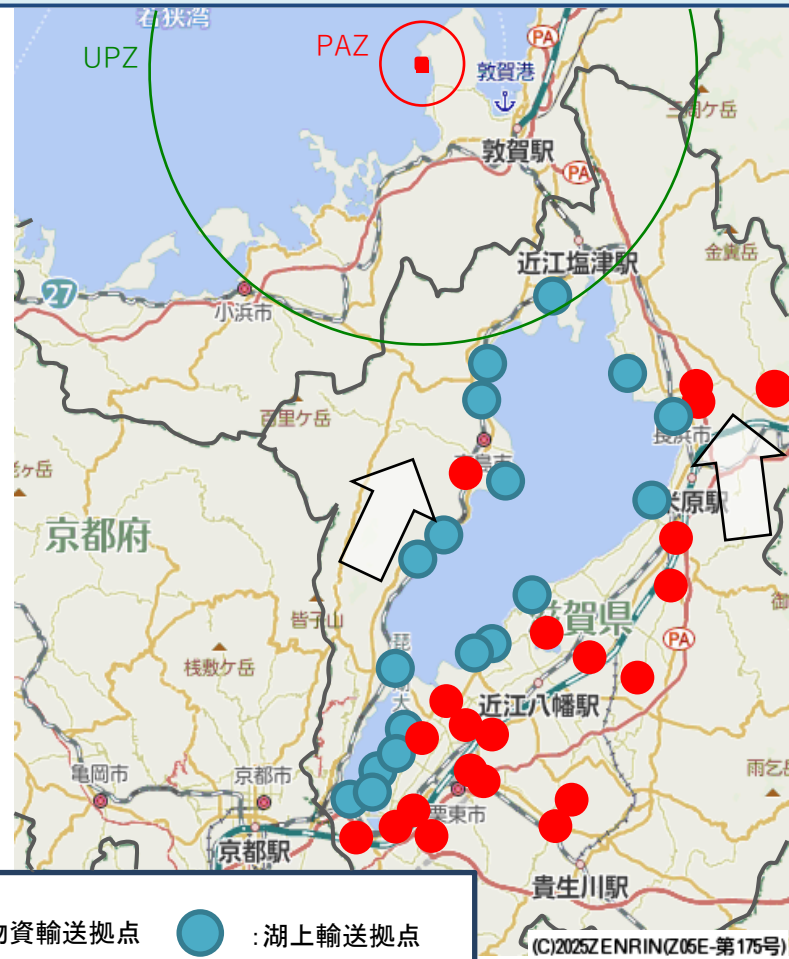


- 広域物流拠点**
(福井県産業会館、サンドーム福井、きらめきみなと館)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食料・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

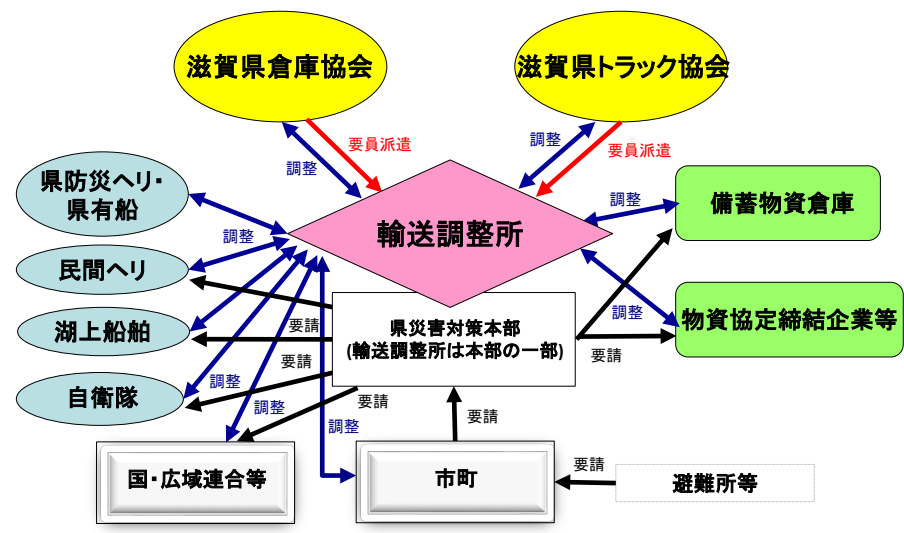
- 物資輸送拠点**
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

滋賀県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を、協定により選定を受けた民間倉庫(30か所)等の空き状況等を考慮し決定。
- 物資の効率的な輸送を図るため、災害時に(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、(一社)滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を滋賀県災害対策本部内に設置し、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用して官民共同による緊急輸送体制を構築。
- 物資輸送拠点では、^{ながはまし}長浜市・^{たかしまし}高島市の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等に輸送。
- 輸送調整所では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。



【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



物資輸送拠点

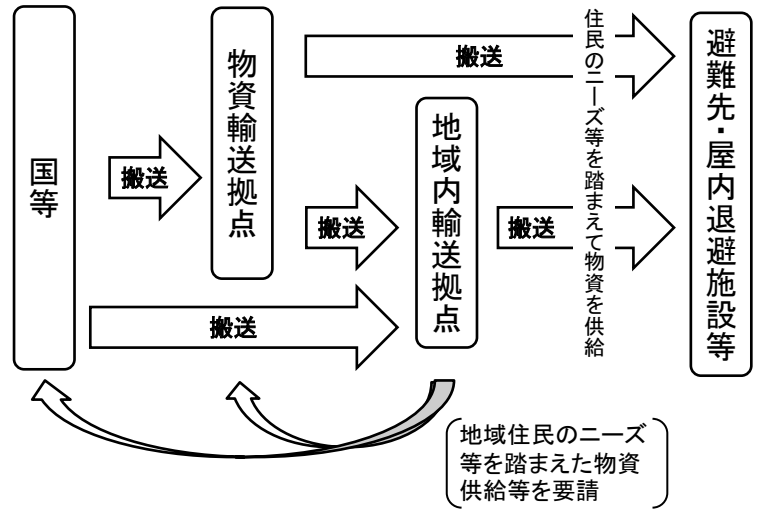
・避難・屋内退避住民に対する県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

湖上輸送拠点

・琵琶湖が県央にある地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点。

岐阜県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を設定※。物資輸送拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や地域内輸送拠点に輸送。
- ※岐阜県にて設定している物資輸送拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- 地域内輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資輸送拠点・地域内輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資輸送拠点
 (岐阜メモリアルセンター、ソフトピアジャパン、国際たくみアカデミー等)
 ・県が国の調整によって供給される物資等を受け入れ、原則として、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて物資を輸送する拠点。

地域内輸送拠点
 ・市町村が設置する、県から輸送される支援物資の集積や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する拠点。

円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結事業者から物資輸送拠点等に専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 関西電力(株)では、災害時に福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社・近隣の事業所及び関西電力送配電(株)本部に備蓄している生活物資についてできる限り支援する。
- 物資等の輸送に関しては、関西電力(株)が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

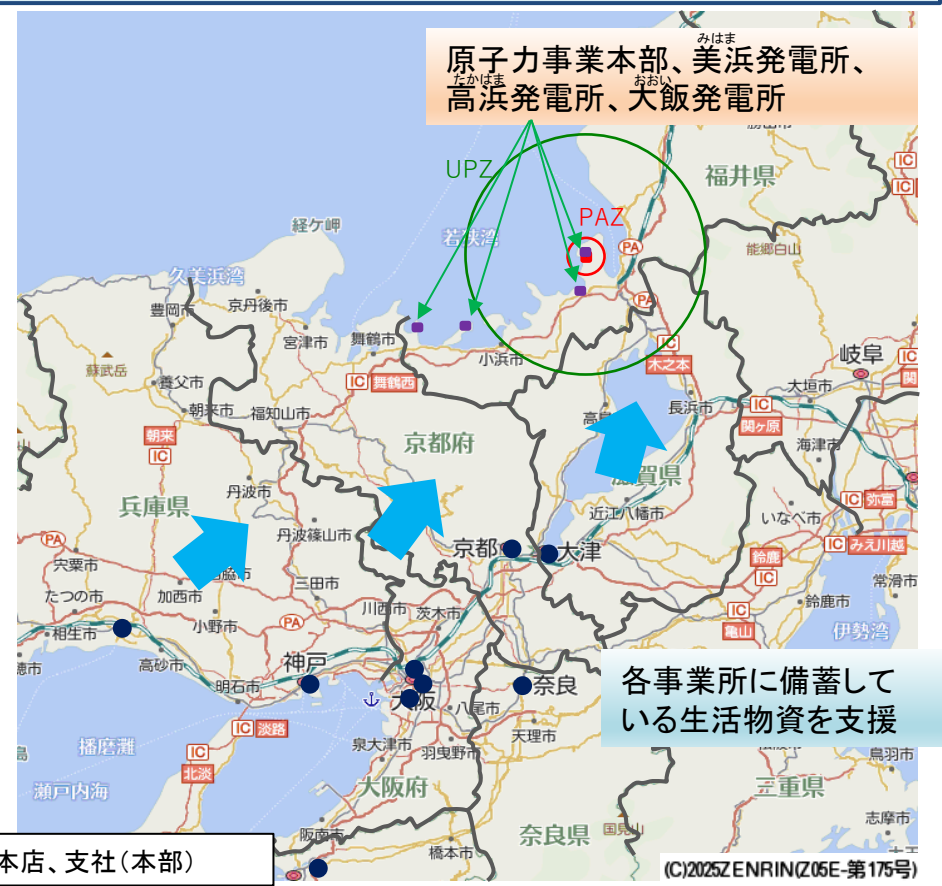
生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	59,600	14,000	1,300

※令和7年10月時点
 ※物資の供給は、各県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。
 ※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。
 ※その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

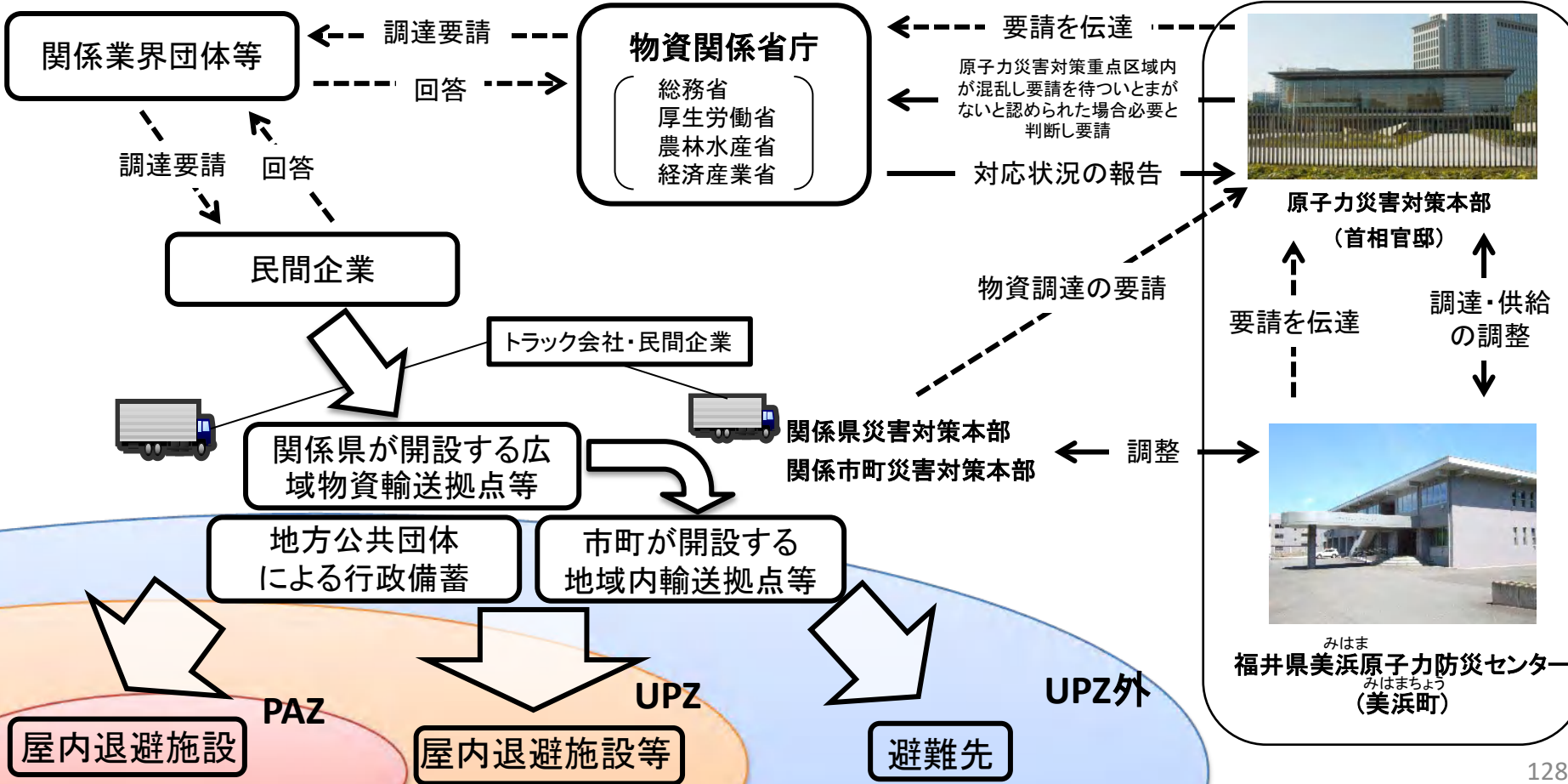
災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
非常災害時における資機材等の輸送車両の優先提供に関する協定	輸送車両の優先利用等	関西圏域の民間業者



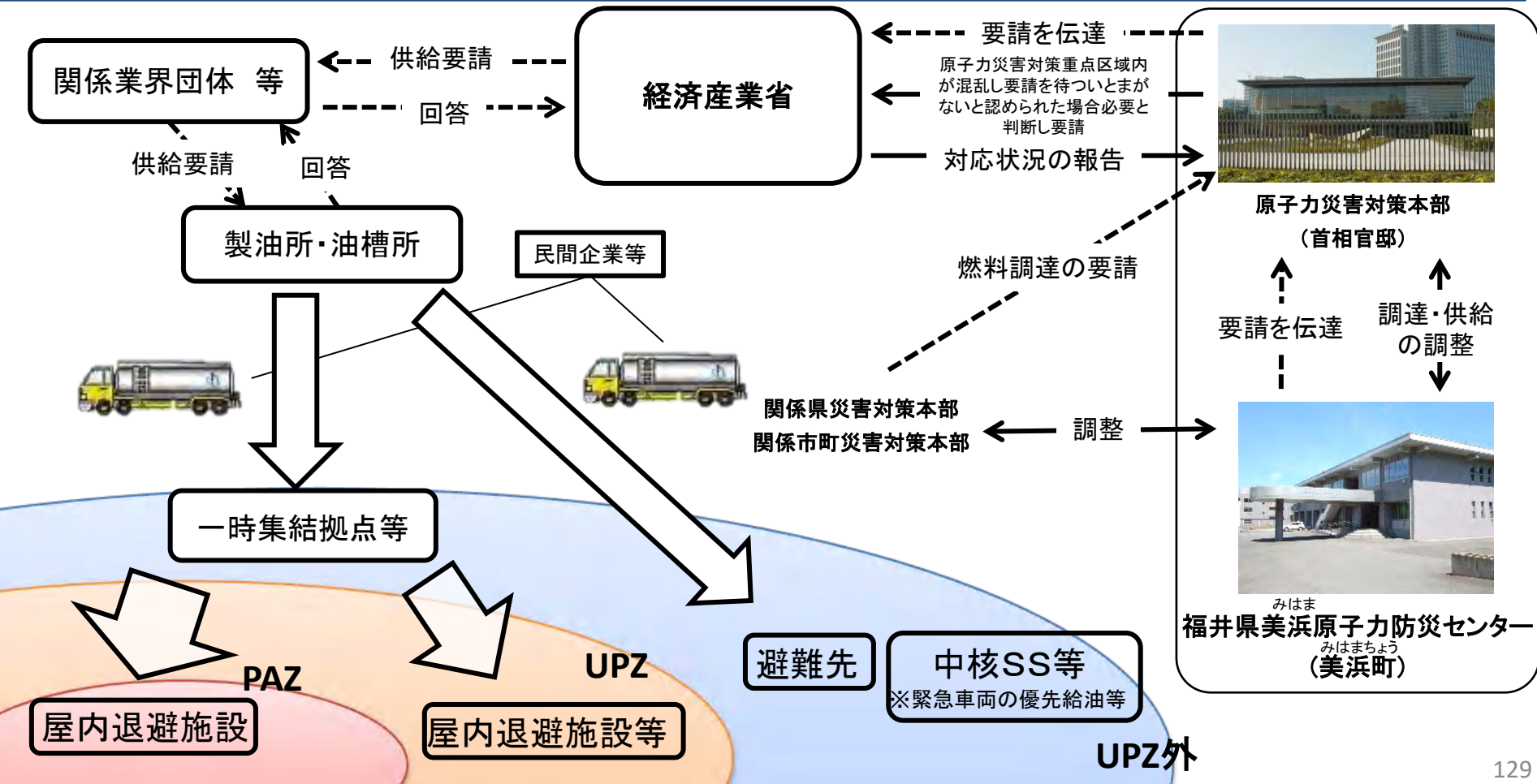
国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、関係県が開設する広域物資輸送拠点等への物資搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



国による物資(燃料)の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



災害による停電時の燃料供給拠点について

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、関係市町に合計88か所（福井県51か所、滋賀県32か所、岐阜県5か所）整備済。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。

関係市町の整備箇所数

○福井県

- 美浜町: 1か所
- 敦賀市: 16か所
- 若狭町: 2か所
- 小浜市: 8か所
- 南越前町: 3か所
- 越前市: 14か所
- 越前町: 7か所

○滋賀県

- 高島市: 11か所
- 長浜市: 21か所

○岐阜県

- 揖斐川町: 5か所

※令和7年2月28日時点



(凡例)
○: 整備箇所

(C)2025 ZENRIN(Z05E-第175号)

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水(応急給水)	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布等	(一社) ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

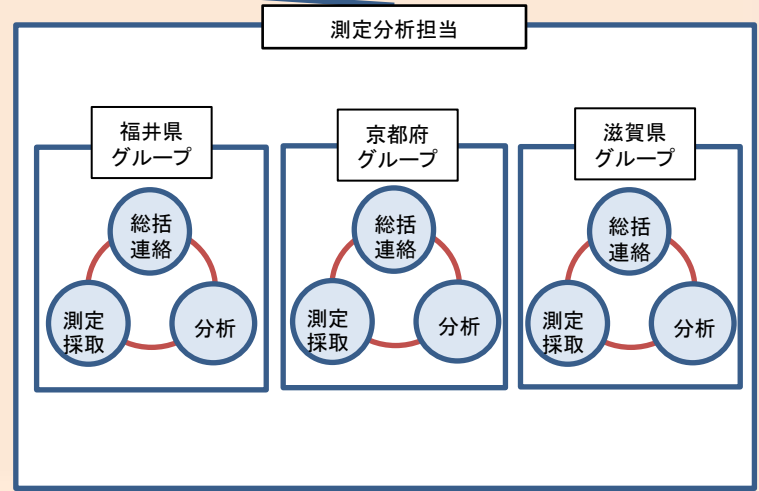
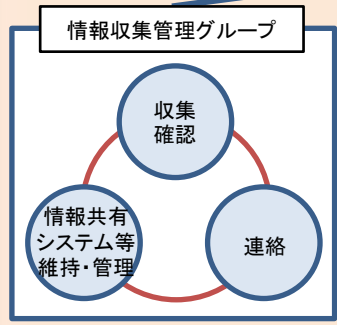
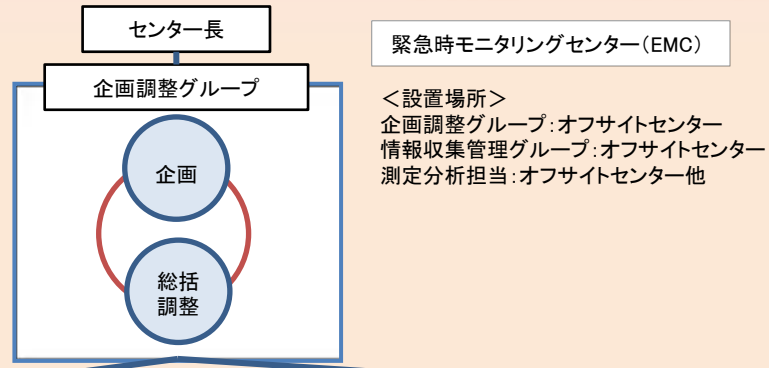
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P128、129の体制に基づき実施。

9. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを福井県美浜原子力防災センターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- 美浜原子力規制事務所に1名、敦賀原子力規制事務所に1名の美浜地域を担当する上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化する。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

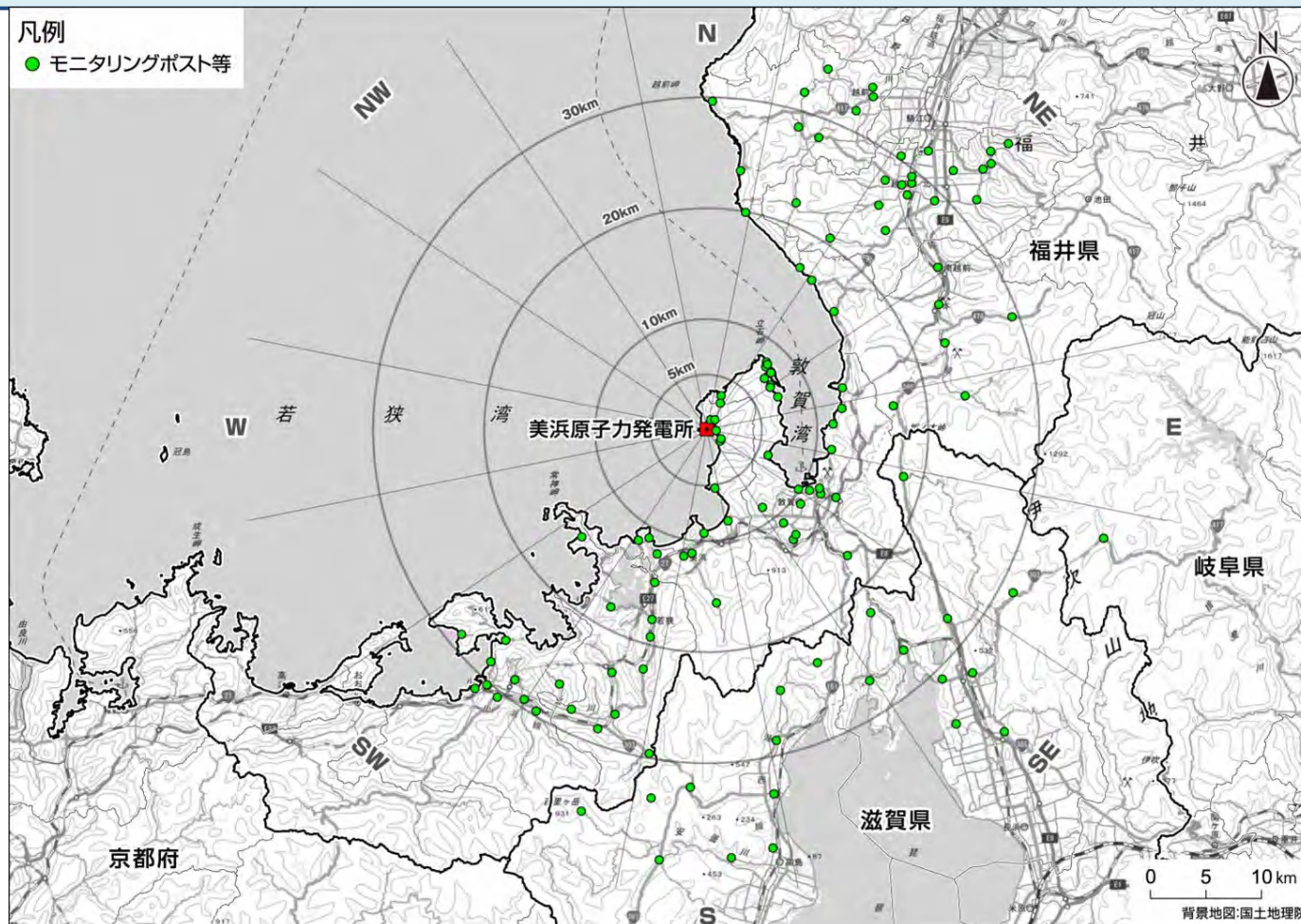
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

美浜地域緊急時モニタリング体制

- 美浜地域^{みはま}におけるUPZ及びその周辺の福井県、滋賀県及び岐阜県の10市町（福井県7市町、滋賀県2市、岐阜県1町）に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点111地点（PAZを除く福井県65地点、滋賀県20地点、岐阜県1地点、原子力事業者25地点）を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZでは、16地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



福井県における環境放射線モニタリング機器

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:59局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井地域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量率の測定、空气中放射性物質を採取する装置を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【114局】



簡易型電子線量計観測局 【55局】



可搬型モニタリングポスト 【18台】



モニタリングカー 【1台】



走行サーベイ装置 【10台】



大気モニタ(左) 【36か所】
ヨウ素サンプラ(右) 【11か所】

滋賀県における環境放射線モニタリング機器

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(滋賀県:15局(水準調査用9局を含む。))及び電子式線量計(15局)で、滋賀県域の放射線量等を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(4台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量を測定する機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【15局】



可搬型モニタリングポスト 【4台】



電子式線量計 【15局】



モニタリングカー 【2台】
(走行サーベイ車)



走行サーベイ装置 【2台】



大気モニタ 【4局】

岐阜県における環境放射線モニタリング機器

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(岐阜県:12局(水準調査用7局を含む。))で岐阜県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備

➤ サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー(1台)、大気モニタ(1台)を配備



モニタリングポスト【12局】



可搬型モニタリングポスト【1台】



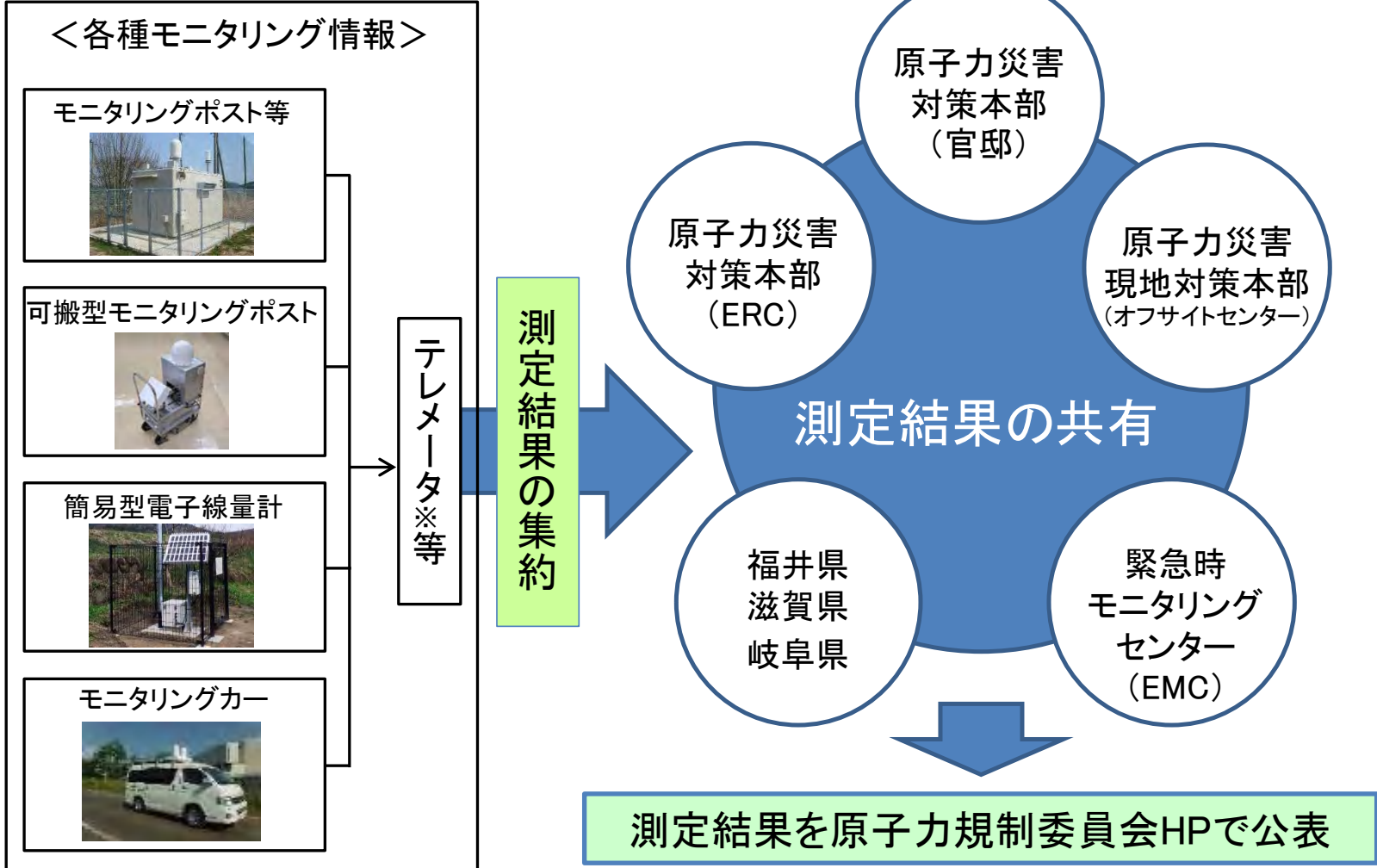
サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー【1台】



大気モニタ【1台】

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

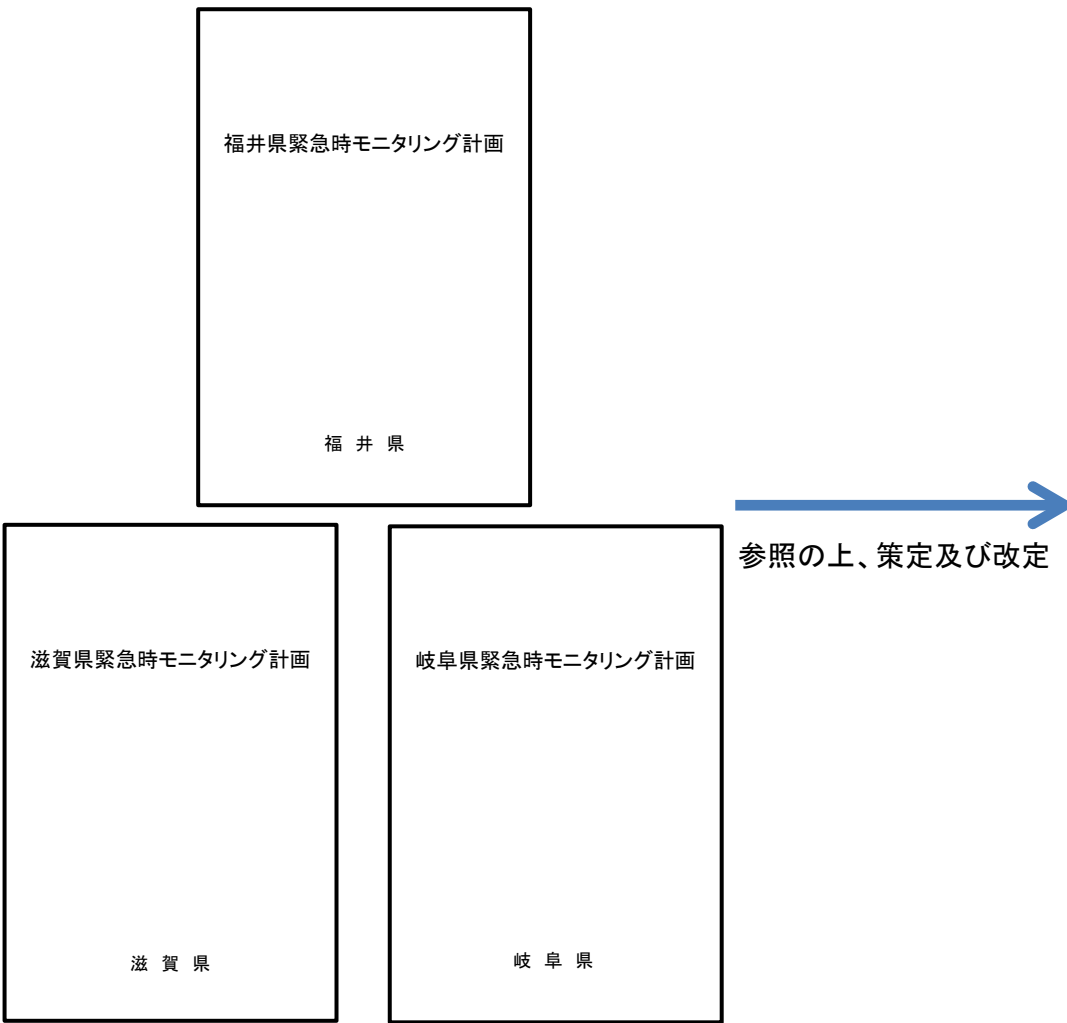
- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

緊急時モニタリング実施計画

- 福井県、滋賀県、岐阜県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

- 【記載する項目の例】
- <実施項目>
例)
 - モニタリングの継続
 - 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
 - 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
 - モニタリングカーによる測定の実施
 - ヨウ素サンプラーの設置・測定
 - 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等
 - <実施主体>
例)
 - 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
 - 国立研究開発法人日本原子力研究機構 等
 - <情報共有／報告の体制>
 - <注意事項> 等
- 【その他添付資料等の例】
- 測定項目一覧
 - 地図及び観測局等の地点図 等

<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
(令和7年度調査による。福井県、滋賀県、岐阜県
関西電力(株)を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリング ポスト(台)	モニタリング カー(台)
国	15	68	20
道府県	741	173	41
原子力 事業者	559	63	31
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、滋賀県及び岐阜県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

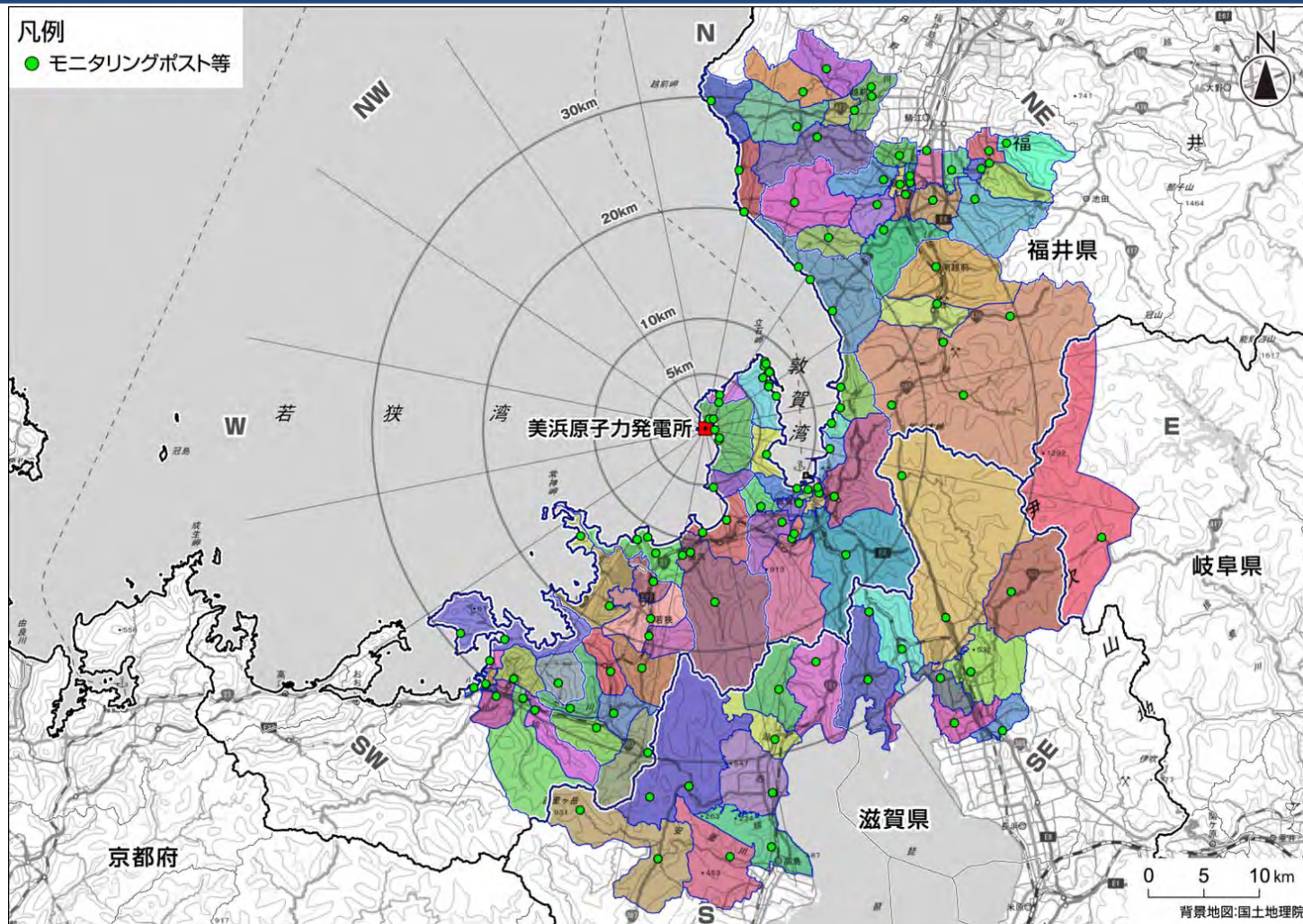


図 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

関西電力(株)による美浜地域の緊急時モニタリング機器

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト等(計6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)

➤ 可搬型モニタリングポスト

- ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)を配備

➤ 可搬型放射線計測装置

- ・発電所及びその周辺の放射線量を測定

➤ オフサイトの協力

- ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



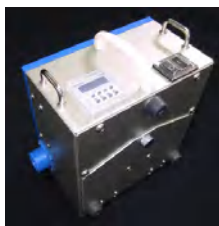
モニタリングポスト等【6局】



可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【1台】



可搬式ダストサンプラ



ZnSシンチレーション
サーベイメータ



β線サーベイメータ



(サーベイメータ類)

主な可搬型放射線計測装置の例

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

10. 原子力災害時の医療等の実施体制

(安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県美浜町及び敦賀市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和7年4月現在、599人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



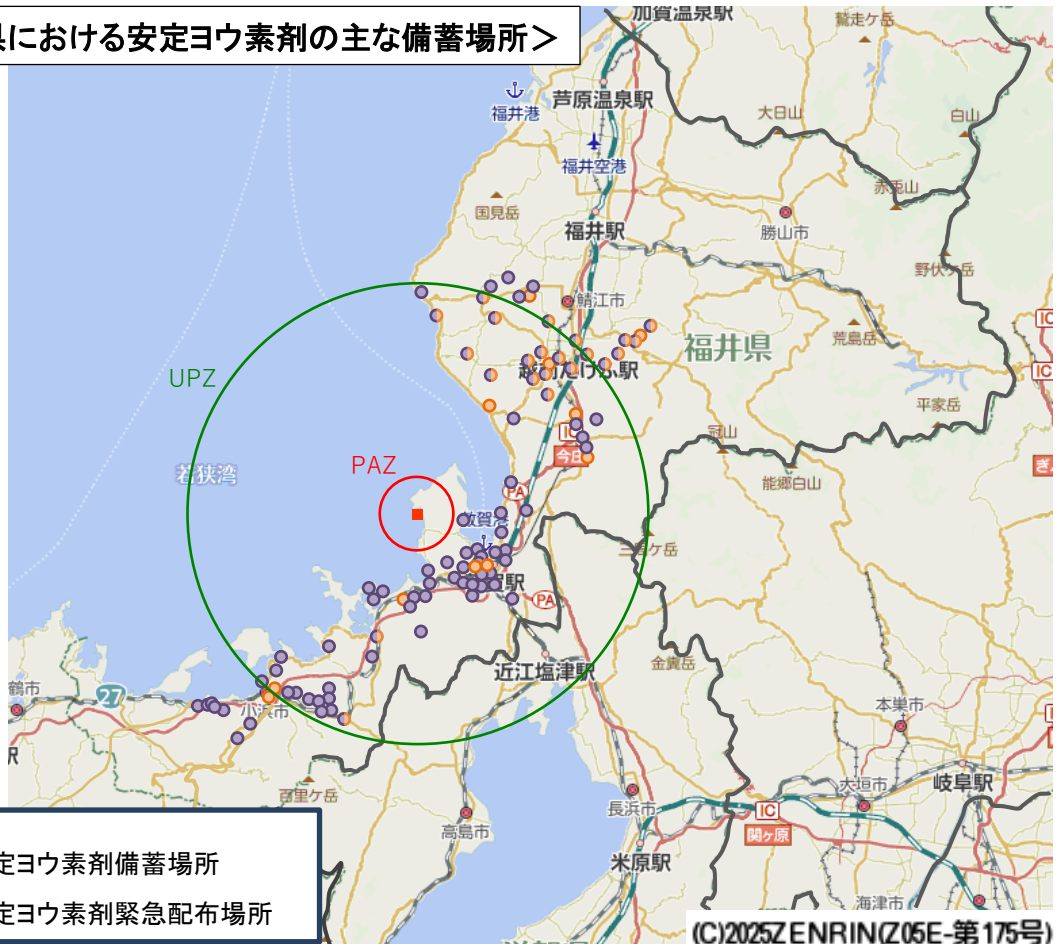
地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東小学校区 にゅう たけなみ すがはま (丹生・竹波・菅浜)	693	558
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区 (白木1・2丁目)	59	41
合計	752	599

※令和7年4月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計52か所の施設に合計で丸剤1,910,000丸を備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤20,800包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

＜福井県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県内: 52か所中
 みはま
 美浜地域周辺備蓄: 34か所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
 (計83か所)

- みはま
美浜町 : 9か所
- つるがし
敦賀市 : 23か所
- わかさちよう
若狭町 : 4か所
- おほまし
小浜市 : 17か所
- みなみえちせんちよう
南越前町 : 5か所
- えちせんし
越前市 : 17か所
- えちせんちよう
越前町 : 8か所

滋賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計136か所の施設に合計で丸剤384,000丸、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤4,660包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市職員が、対象住民等に順次配布を実施。

＜滋賀県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



(凡例)
 ○ : 安定ヨウ素剤備蓄場所
 ● : 安定ヨウ素剤緊急配布場所

安定ヨウ素剤備蓄場所

滋賀県: 136か所中
ながはまし 長浜市 49か所
たかまし 高島市 85か所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

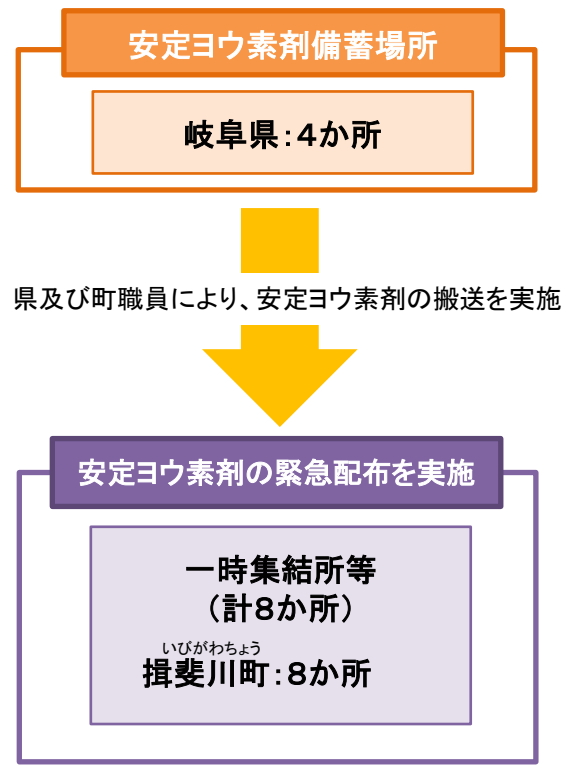
一時集合場所等
 (計101か所)

ながはまし 長浜市(美浜UPZ周辺) : 39か所
たかまし 高島市(美浜UPZ周辺) : 62か所

岐阜県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

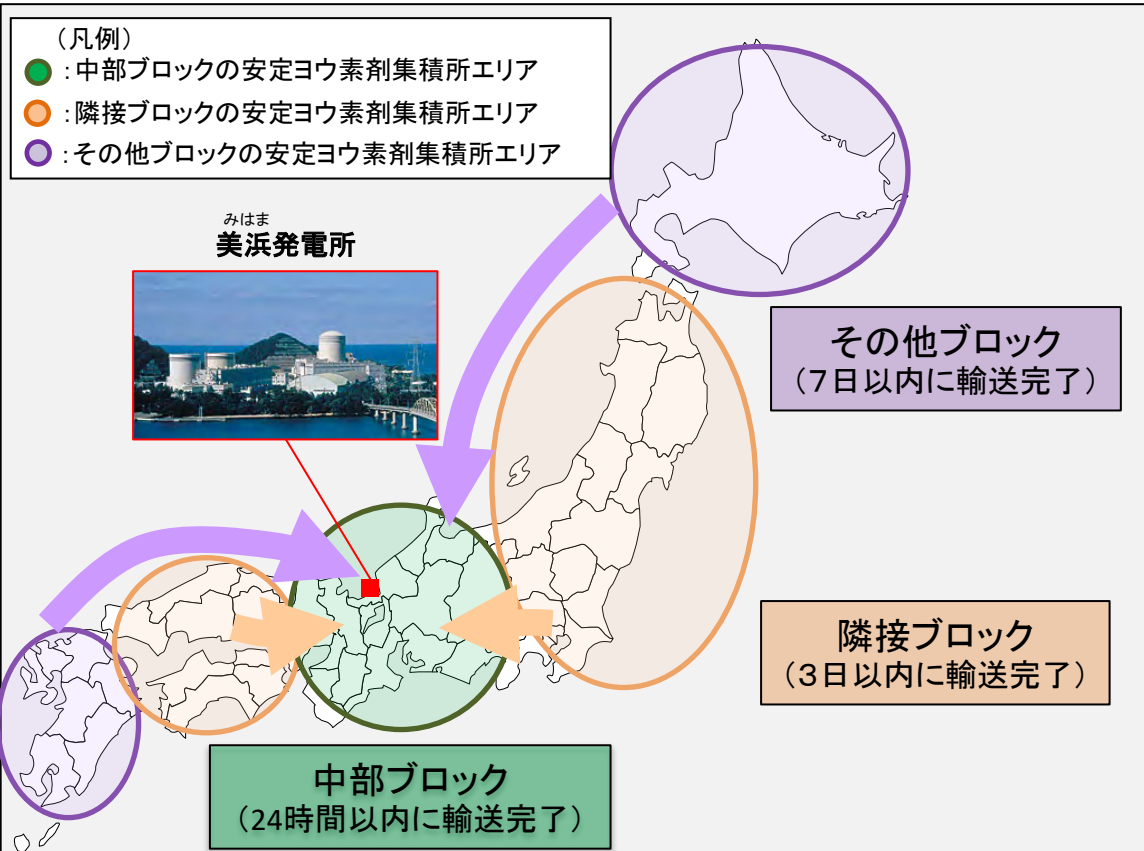
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、岐阜県は計4か所の施設に合計で丸剤1,056,000丸と粉末剤7,000g及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤200包を備蓄。
- 緊急配布は県及び揖斐川町職員が、備蓄先より一時集結所等に設置する緊急配布先に必要な調整を行った上で搬送し、対象住民等に順次配布を実施。

<岐阜県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZにおいて安定ヨウ素剤が不足した場合、およびUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、中部ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



みはま
福井県美浜原子力防災センター



安定ヨウ素剤集積所

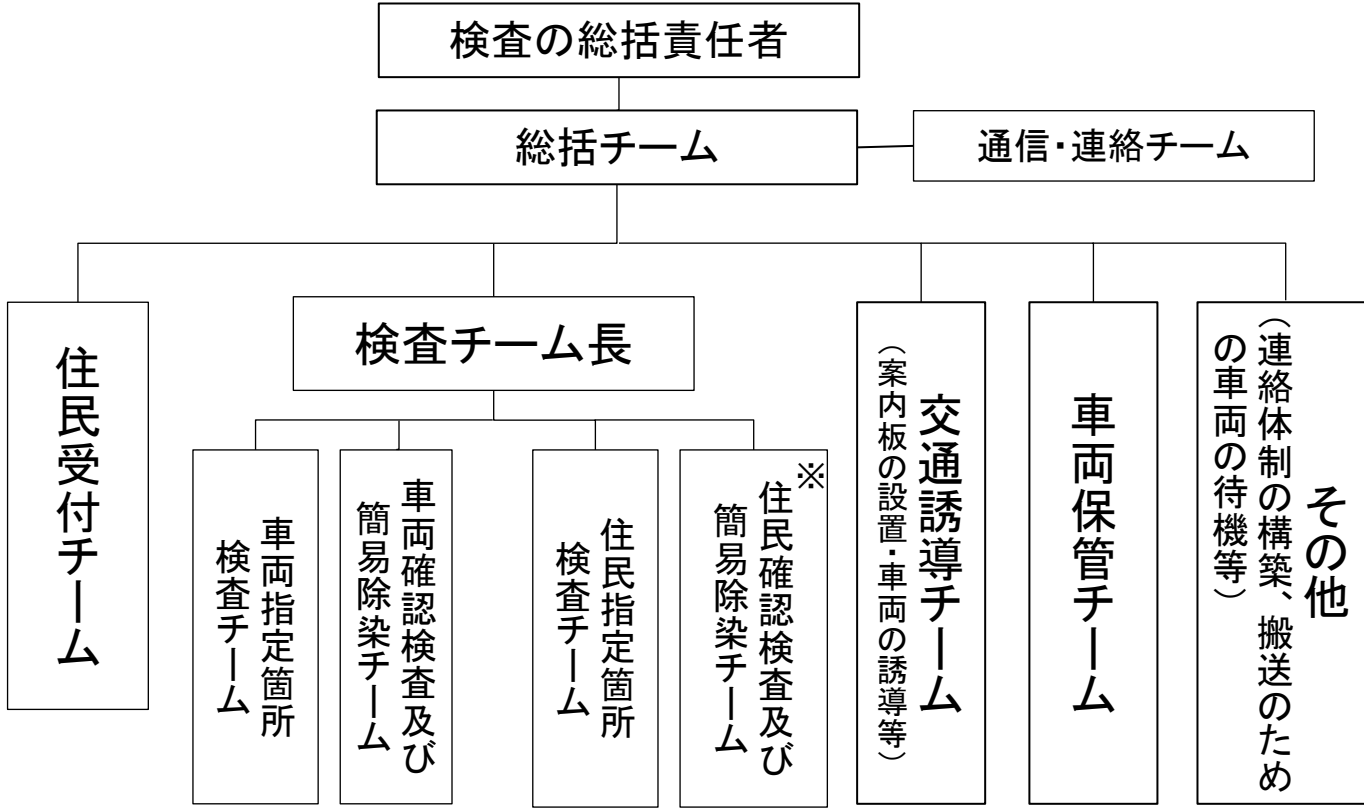


UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、滋賀県、岐阜県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力(株)は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
※平成28年8月、高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力(株))だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

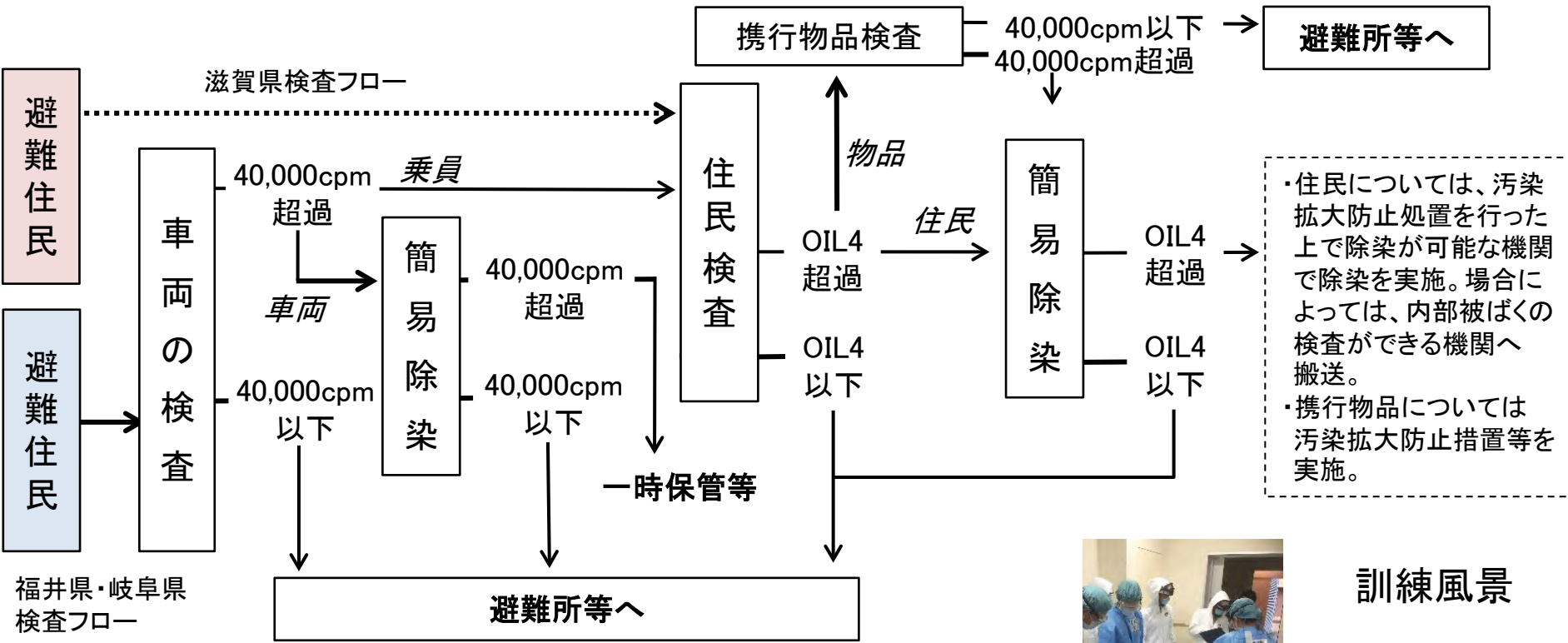
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む。

避難退域時検査場所における活動フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



【滋賀県検査フロー】
 ・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※ 避難退域時検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合は、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



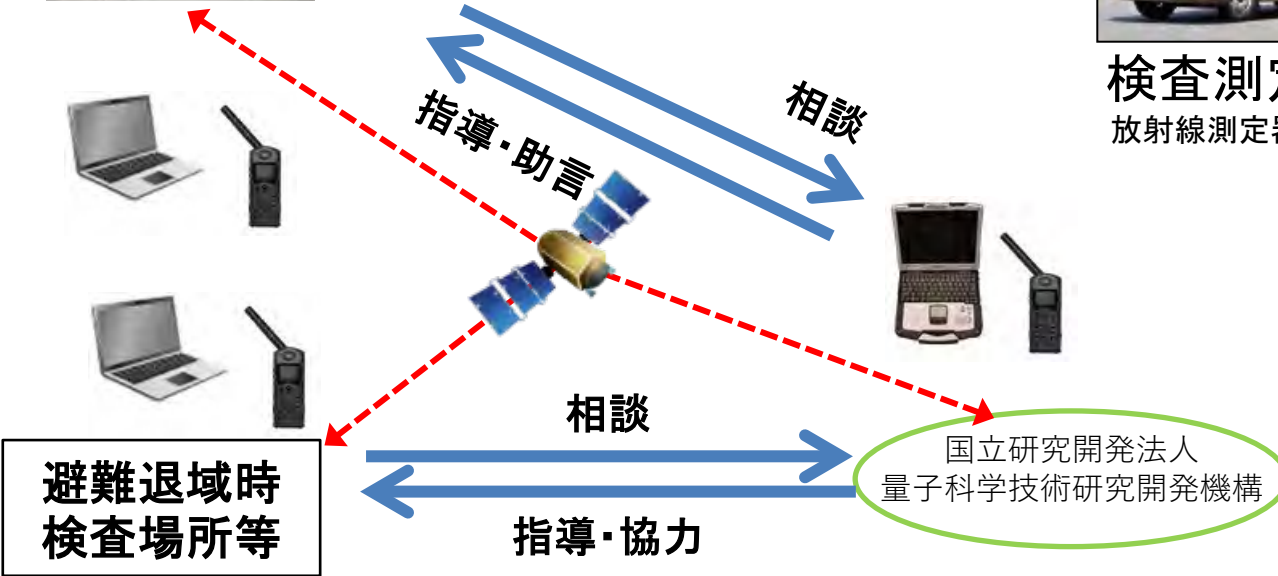
支援車 (1台)
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査測定車 (1台)
放射線測定器搬送



大型救急車 (1台)
患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

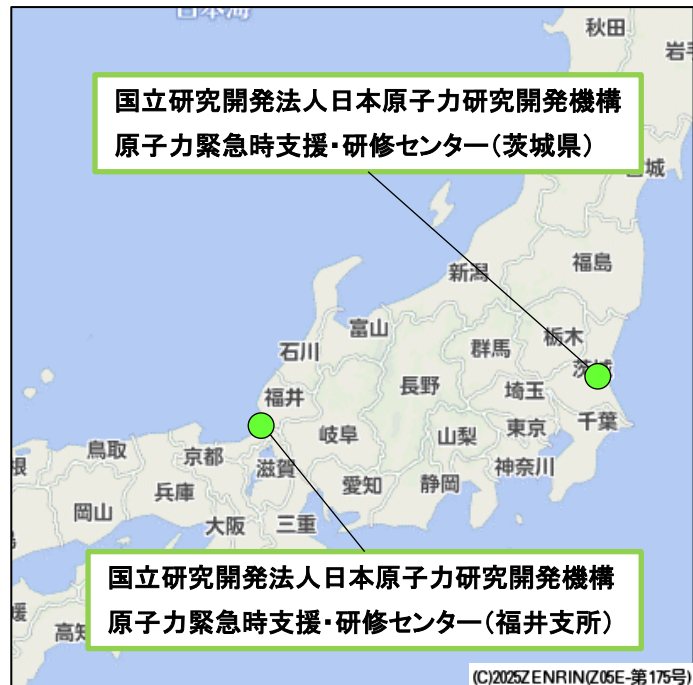
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター(茨城県)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター(福岡支所)

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

※2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動。



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

福井県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター※
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

原子力災害医療・総合支援センター※
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

← 支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
 【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

← 協力

原子力災害医療協力機関 ※県に登録
 【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。



- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

滋賀県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター※
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

原子力災害医療・総合支援センター※
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
 【3医療機関(長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県に登録
 【10医療機関(市立大津市民病院、社会医療法人誠光会淡海医療センター、済生会滋賀県病院等)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

国立大学法人福井大学

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立大学法人広島大学

(凡例)

● : 原子力災害拠点病院

● : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

岐阜県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター※
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

原子力災害医療・総合支援センター※
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

← 支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
 【1医療機関(岐阜大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

← 協力

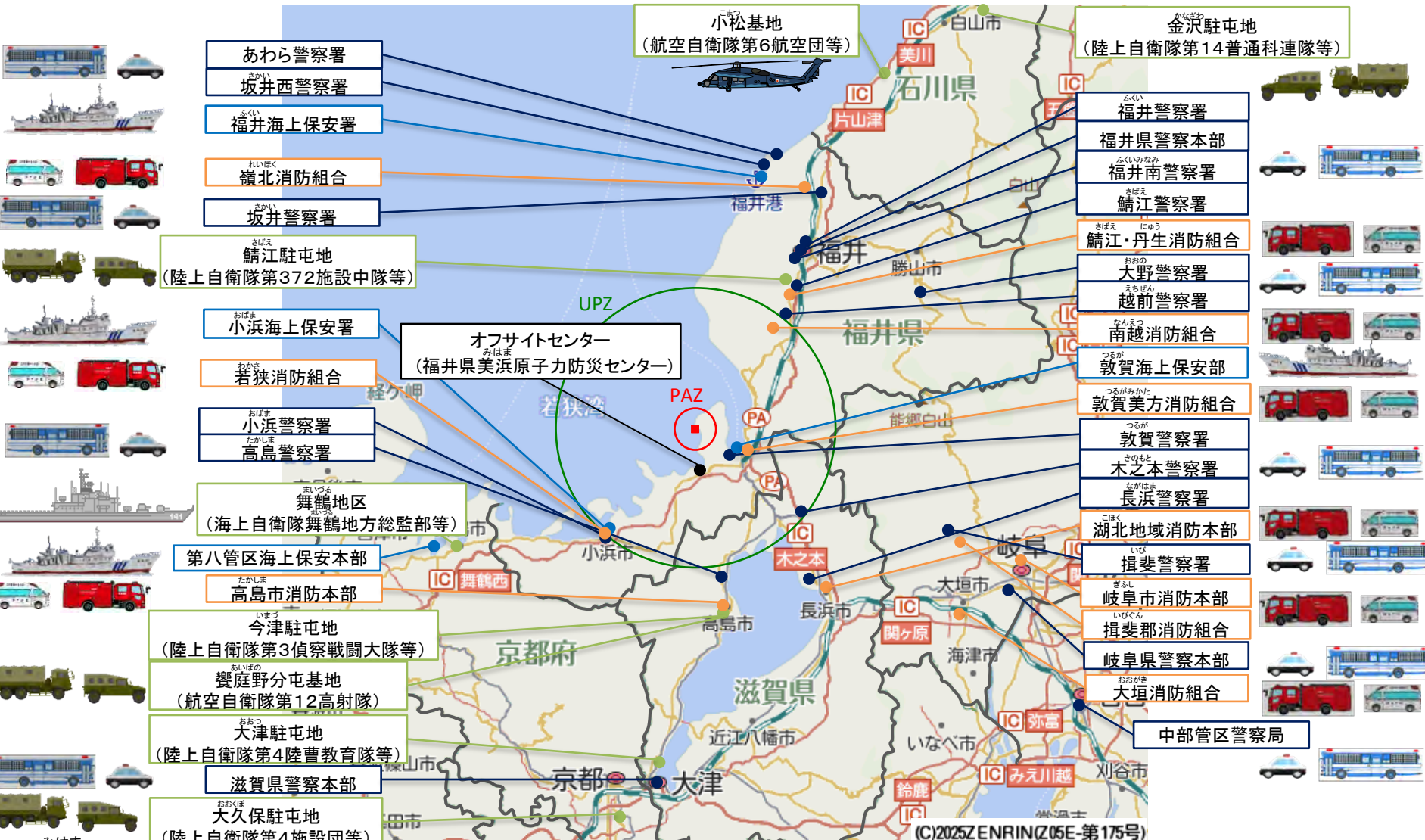
原子力災害医療協力機関 ※県に登録
 【3医療機関(大垣市民病院、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、日本赤十字社岐阜赤十字病院)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

11. 国の実動組織の支援体制

美浜地域周辺の主な実動組織の所在状況

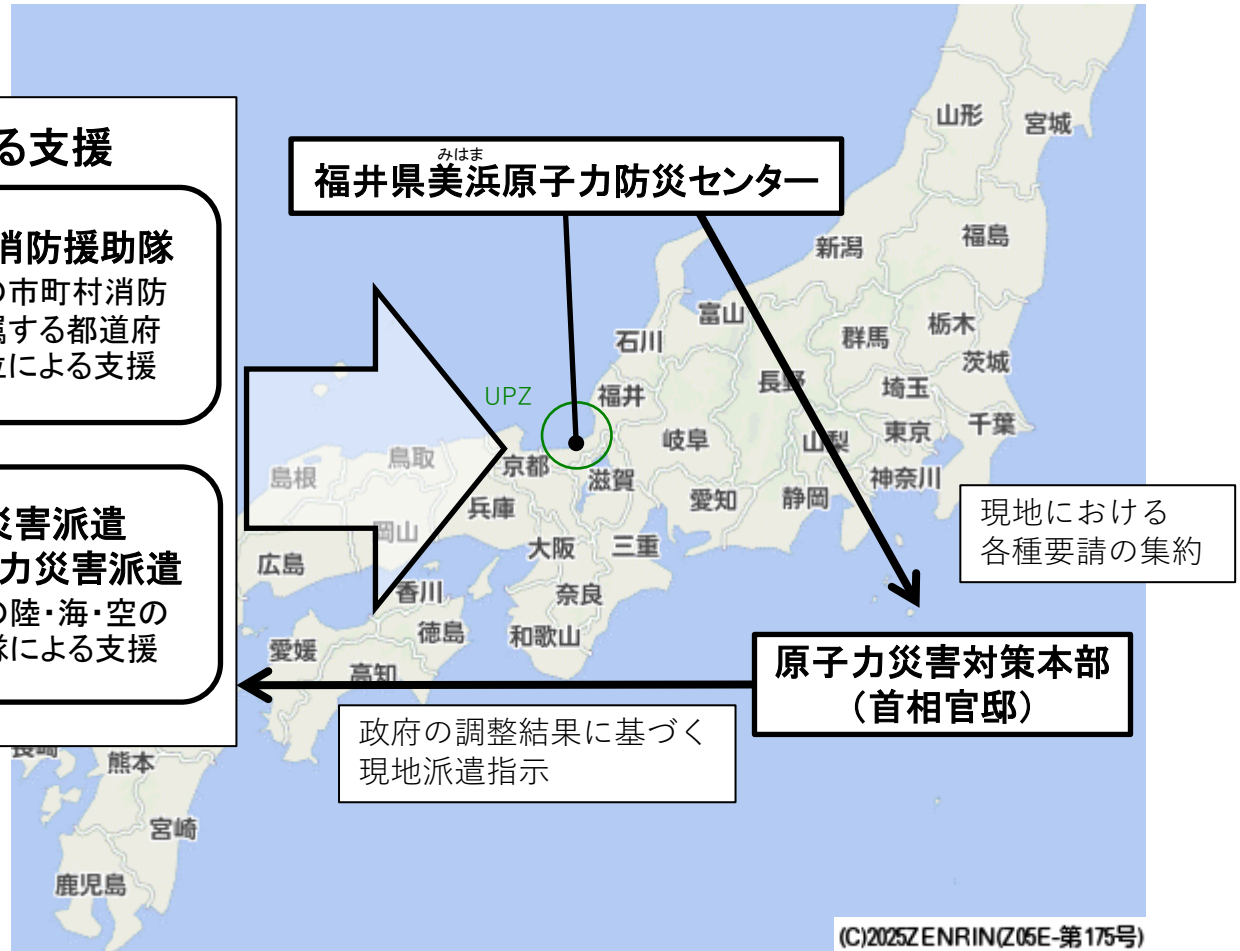
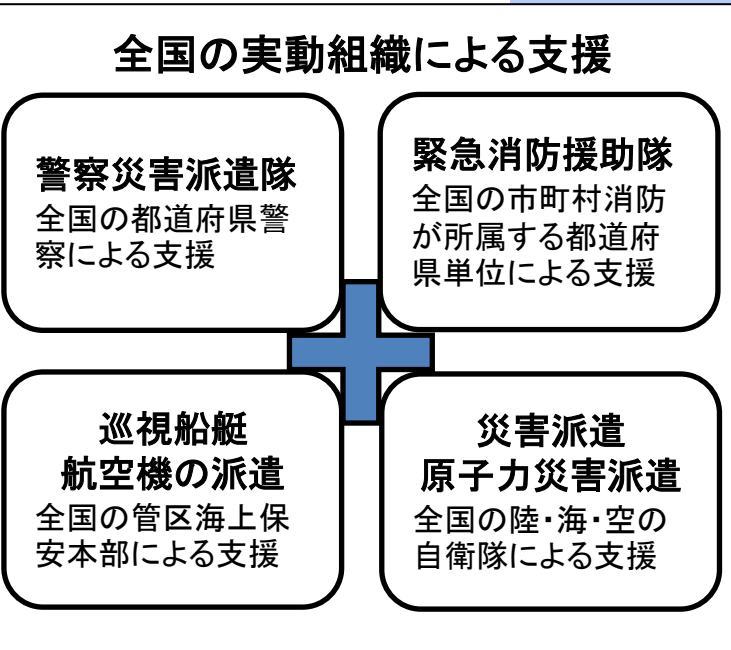
不測の事態の場合は、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



※美浜地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に作成。

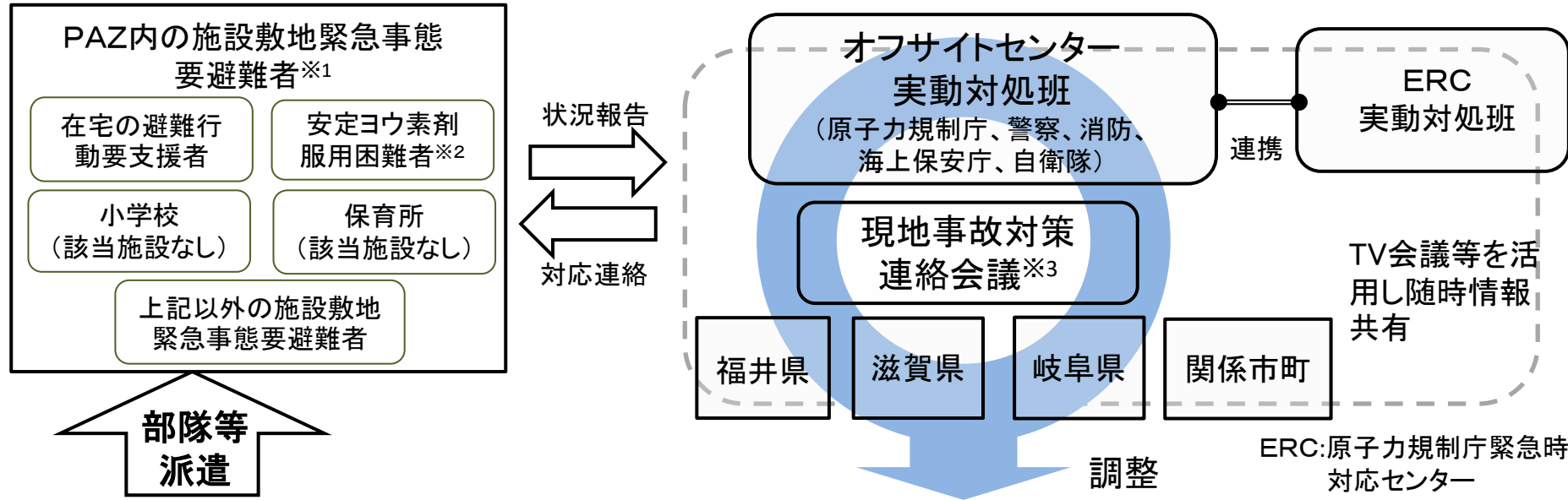
実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体に避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。
 - ⇒ 不測の事態における福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



- 部隊等派遣
- <警察>**
 福井県警察
 滋賀県警察
 岐阜県警察
 近畿管区警察局
 中部管区警察局 等
 - <消防>**
 若狭消防組合
 敦賀美方消防組合
 その他関係市町管轄消防機関
 - <海上保安庁>**
 敦賀海上保安部
 第八管区海上保安本部
 - <自衛隊>**
 陸上自衛隊中部方面總監部
 海上自衛隊地方總監部
 航空自衛隊航空総隊司令部 等

※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象。
 ※2 安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置が必要なもの。
 ※3 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

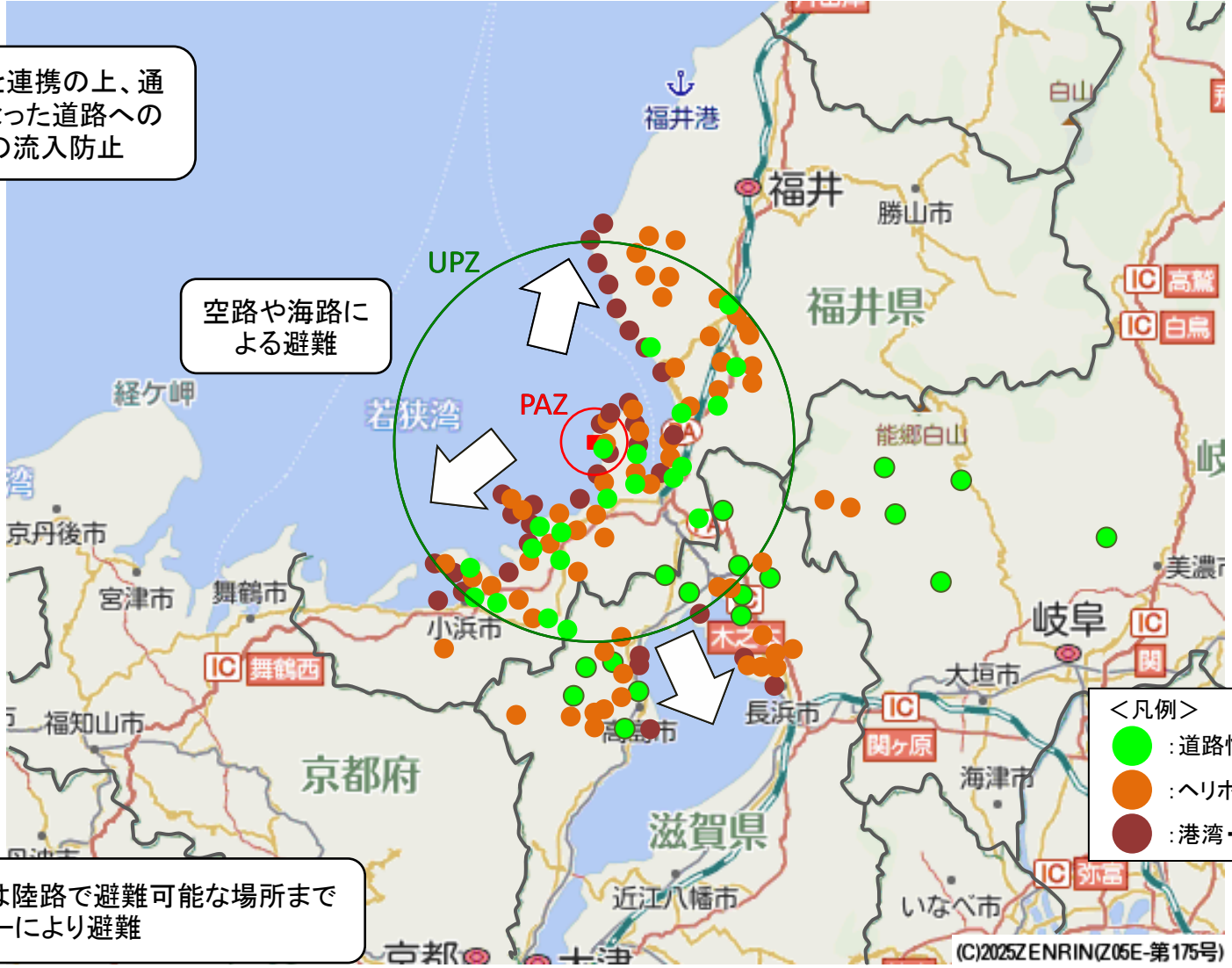
自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路による避難

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難



- <凡例>
- : 道路情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



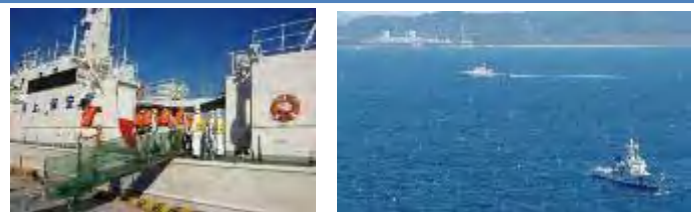
消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

